

は し が き

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年3月

新潟市経済・国際部
雇用対策課

目 次

I 調査の概要	1	第2 新規学卒者	15
第1 調査の内容	1	1 新規学卒者の採用状況	15
1 調査の目的	1	2 初任給	15
2 調査対象産業	1	第3 賃金	17
3 調査対象事業所	1	1 賃金	17
4 調査項目	1	2 所定内賃金の概況	17
5 調査時点	1	3 規模別所定内賃金	19
6 調査労働者	2	4 産業別所定内賃金	19
7 集計方法	2	5 男女別所定内賃金	20
8 賃金の分類	2	6 年齢別所定内賃金	21
9 公表	2	7 学歴別所定内賃金	22
第2 用語の説明	3	8 職種別所定内賃金	23
1 企業規模	3	9 勤続年数別所定内賃金	24
2 常用労働者	3	10 標準労働者の所定内賃金	25
3 就業形態	3	11 所定外賃金	26
4 職種	3	第4 労働日数, 労働時間	27
5 労働時間	3	1 実労働日数, 実労働時間数	27
6 賃金	4	2 労働時間の推移	
7 1か月単位の変形労働時間制	4	(月所定内・月所定外)	29
8 1年単位の変形労働時間制	4	3 所定労働時間	29
9 フレックスタイム制	4	第5 休日・休暇	37
10 1週間単位の非定型的変形労働		1 休日数	37
時間制	4	2 週休2日制	39
11 再雇用	4	3 年次有給休暇	42
12 育児休業制度	4	4 特別休暇	43
13 介護休業制度	4	第6 育児休業制度	45
14 表中の符号等	4	1 育児休業制度の規定状況	45
第3 調査の結果	5	2 育児休業制度の利用状況	48
1 集計事業所, 労働者の構成	5	第7 介護休業制度	51
2 新規学卒者	5	1 介護休業制度の規定状況	51
3 賃金	5	2 介護休業制度の利用状況	54
4 労働日数, 労働時間	5	第8 仕事と家庭の両立のための支援制度	
5 休日・休暇	6	……………	55
6 育児休業制度	6	第9 賃金の支払い形態	59
7 介護休業制度	6	1 賃金の支払い形態	59
8 仕事と家庭の両立のための		第10 パートタイム労働者の賃金等	60
支援制度	7	1 集計労働者数等	60
9 賃金の支払い形態	7	2 パートタイム労働者の賃金支給	
10 パートタイム労働者の賃金等	7	総額	61
II 調査結果の分析	8	付属調査票	
第1 集計事業所, 労働者の構成	8	付属統計表	
1 集計事業所数及び一般労働者規模		付録	
……………	8		
2 集計労働者数	9		
3 労働組合	14		

I 調査の概要

第1 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

3 調査対象事業所

平成21年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、895事業所（有効回答率44.7%）であった。

4 調査項目

(1) 事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態

(2) 個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

5 調査時点

平成25年7月31日現在

6 調査労働者

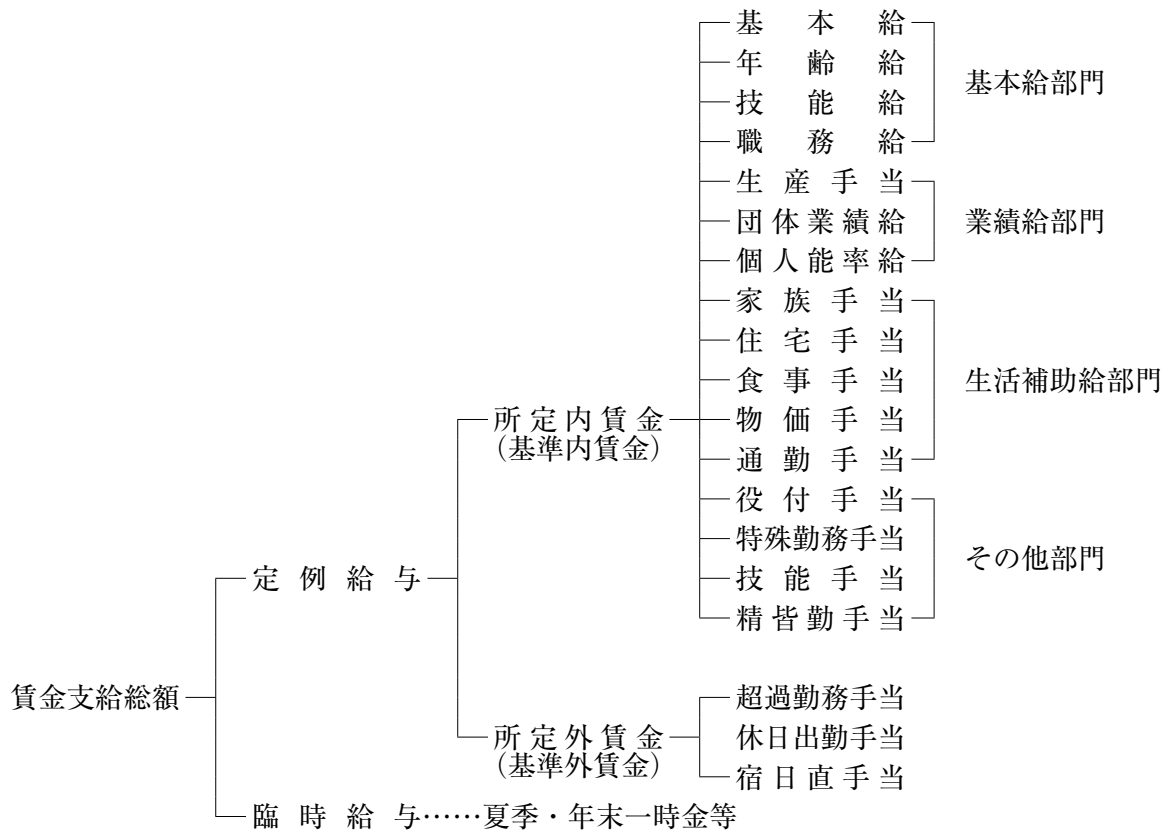
調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者16,410人（うちパートタイム労働者3,017人）について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

7 集計方法

- (1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。
ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。
また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単位算術平均とした。
- (2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とすると単純算術平均とした。
 - *単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値
 - *加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値
- (3) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。
ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



9 公表

調査結果報告書及びウェブページによる。

第2 用語の説明

1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人未満（「情報通信業」, 「卸売業」, 「宿泊業」, 「生活関連サービス業、娯楽業」, 「医療、福祉」, 「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人未満, 「小売業」, 「飲食サービス業」では50人未満）, 又は資本金3億円未満（「卸売業」では1億円未満, 「情報通信業」, 「小売業」, 「飲食サービス業」, 「宿泊業」, 「生活関連サービス業、娯楽業」, 「医療、福祉」, 「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円未満）の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者で、就業形態が一般の労働者をいう。

(1) 期間を定めずに雇われている労働者

(2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者

(3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日（パートの場合は10日以上）以上雇われた労働者

3 就業形態

一般 … 一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、パート以外の労働者をいう。

パート … 1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される通常の労働者より少ない者をいう。

4 職種

管理 … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。

事務・技術 … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術が必要とする業務に従事する者をいう。

生産 … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。

5 労働時間

実労働日数 … 調査対象期間中（7月分）に実際に出勤した日数をいい、たとえ勤務が1時間、半日でも1日と計算した。

実労働時間数 … 調査対象期間中（7月分）に実際に働いた時間をいい、宿直、日直の時間は除く。

所定労働時間 … 就業規則で定められた、始業時刻から就業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。

所定外労働時間 … 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間をいう。

6 賃 金

賃金支給総額… 調査対象期間中（7月分）に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金… 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

8 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

9 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

10 1週間単位の変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日労働時間を弾力的に定めることができる制度。

11 再 雇 用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

14 表中の符号等

「-」 ……該当なし

「χ」 ……回答数が少ないため秘匿

「0」、又は「0.0」 ……単位未満

第3 調査の結果

1 集計事業所、労働者の構成

～全事業所の18.2%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は895事業所で、このうち中小企業は678事業所（75.8%）、大企業は217事業所（24.2%）となっている。（第1表）
- (2) 一般労働者は13,393人で、男女別構成は男性9,285人（69.3%）、女性4,108人（30.7%）となっている。また、規模別では中小企業10,019人（74.8%）、大企業3,374人（25.2%）となっている。（第2表、第3表）
- (3) 平均年齢は42.2歳で、規模別では中小企業42.5歳、大企業41.1歳と中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業11.6年、大企業14.2年と大企業の方が長くなっている。（第4表、第6図）
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業105事業所、大企業58事業所で、これらは全体の18.2%を占めている。また、常用労働者38,151人のうち障がい者は、中小企業196人、大企業151人で、これらは全体の0.9%となっている。（第5表、第6表）

2 新規学卒者

～大学卒初任給の平均は前年に比べ事務・技術、生産共に増加～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術163,577円、高校卒生産157,414円、専門学校卒事務・技術167,515円、専門学校卒生産157,581円、短大・高専卒事務・技術155,840円、短大・高専卒生産170,967円、大学卒事務・技術186,250円、大学卒生産196,074円、大学院卒事務・技術208,255円、大学院卒生産200,071円となり、前年に比べ専門学校卒事務・技術、短大・高専卒事務・技術と大学院卒事務・技術で減少している。（第9表）

3 賃 金

～所定内賃金は261,388円、所定外賃金は17,410円で、ともに前年より減少～

- (1) 平成25年7月の所定内賃金は261,388円となり、前年に比べ4,849円減少している。規模別では中小企業が248,490円、大企業が299,690円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は82.9となっている。（第4図、第5図、第6図）
- (2) 男女間格差（男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金）は、中小企業が75.4、大企業が71.4となっている。産業別では、最も格差が小さいのは中小企業、大企業ともに医療、福祉で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では生活関連サービス業、娯楽業、大企業では鉱業、採石業、砂利採取業となっている。（第11表）
- (3) 平成25年7月の所定外賃金は17,410円となり、前年に比べ1,243円減少している。規模別では中小企業が16,501円、大企業が20,111円となっている。（第17表、第4図）

4 労働日数、労働時間

～実労働日数は21.5日、総実労働時間数は165.3時間で、前年より減少～

- (1) 平成25年7月の実労働日数は21.5日、規模別では中小企業が21.7日、大企業が21.1日となっている。産業別では、中小企業では建設業、運輸業、郵便業が、大企業では宿泊業、飲食サービス業が最も多くなっている。（第18表）

- (2) 平成25年7月の総実労働時間数は165.3時間（所定内156.7時間，所定外8.6時間）となり，前年に比べ11.3時間減少（所定内8.8時間減少，所定外2.5時間減少）している。規模別では中小企業が166.3時間（所定内157.6時間，所定外8.7時間），大企業が162.4時間（所定内154.1時間，所定外8.3時間）となっている。産業別では，中小企業は鉱業、採石業、砂利採取業，大企業は建設業が最も多くなっている。（第18表）
- (3) 週所定労働時間は38時間47分となっている。規模別では中小企業が39時間02分，大企業が38時間03分となっている。産業別では，中小企業は建設業，大企業は教育、学習支援業が最も多くなっている。（第19表）
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は66.8%で，規模別では中小企業が67.5%，大企業が64.8%となっている。また，「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が，42.8%と最も多い。（第23表）

5 休日・休暇

～全事業所の36.6%で「完全週休2日制」を実施，年次有給休暇の取得率は36.0%～

- (1) 年間休日数の平均は，107.0日（中小企業104.4日，大企業114.9日）となっている。産業別では，中小企業は電気・ガス・熱供給・水道業，大企業では学術研究，専門・技術サービス業が最も多くなっている。（第24表）
- (2) 何らかの形での週休2日制を採用している事業所の割合は，全体の92.2%となっている。規模別では中小企業が90.1%，大企業が98.6%となっている。
- また，週休2日制の形態別では「完全週休2日制」を採用している事業所の割合が，全体の36.6%と最も多い。規模別でも中小企業，大企業ともに「完全週休2日制」が最も多く，それぞれ27.2%，66.0%となっている。（第25表）
- なお，何らかの形での週休2日制の適用を受けている労働者は全体で94.9%となっている。（第26表）
- (3) 年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は全体で16.6日（中小企業16.2日，大企業17.8日）となっている。取得日数をみると，全体で6.0日（取得率36.0%），中小企業で5.8日（同35.7%），大企業で6.5日（同36.6%）となっている。取得率を産業別でみると，最も高いのは中小企業で電気・ガス・熱供給・水道業（58.7%），大企業で鉱業、採石業、砂利採取業（59.7%）であり，一方，最も低いのは中小企業では宿泊業、飲食サービス業で16.3%，大企業も宿泊業、飲食サービス業で8.8%となっている。（第28表）

6 育児休業制度

～育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で95.3%，男性で1.5%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は88.8%となっている。また，平成24年7月1日から平成25年6月30日までに出産した者（配偶者が出産した男性を含む）のうち，育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で95.3%，男性で1.5%となっている。（第31表，第33表）

7 介護休業制度

～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は1.5%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は83.8%となっている。また，平成24年7月1日

から平成25年6月30日までに同制度の規定のある事業所で、利用者のいた事業所の割合は1.5%となっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が23.1%、男性が76.9%となっている。(第34表、第35表、第36表)

8 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は6割を超える～

仕事と家庭の両立のための支援制度のある事業所は、67.2%となっている。(第37表)

9 賃金の支払い形態

～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が6割以上～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が67.8%と最も多くなっている。(第39表)

10 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は109.8時間、1時間当たりの所定内賃金は914円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は3,017人で、男性537人(17.8%)、女性2,480人(82.2%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第40表)
- (2) パートタイム労働者の平成25年7月の総実労働時間数は109.8時間(所定内108.1時間、所定外1.8時間)となっている。(第41表)
- (3) パートタイム労働者の平成25年7月1日の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの)は914円となっている。(第43表)

Ⅱ 調査結果の分析

第1 集計事業所、労働者の構成

1 集計事業所数及び一般労働者規模

集計対象となった事業所数は895事業所で、このうち産業別の事業所数は、鉱業、採石業、砂利採取業4事業所(0.4%)、建設業126事業所(14.1%)、製造業168事業所(18.8%)、電気・ガス・熱供給・水道業5事業所(0.6%)、情報通信業15事業所(1.7%)、運輸業、郵便業63事業所(7.0%)、卸売業、小売業194事業所(21.7%)、金融業、保険業40事業所(4.5%)、不動産業、物品賃貸業5事業所(0.6%)、学術研究、専門・技術サービス業21事業所(2.3%)、宿泊業、飲食サービス業33事業所(3.7%)、生活関連サービス業、娯楽業24事業所(2.7%)、教育、学習支援業24事業所(2.7%)、医療、福祉98事業所(10.9%)、複合サービス事業18事業所(2.0%)、サービス業57事業所(6.4%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が678事業所(75.8%)で7割以上となっている。産業別では、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、不動産業、物品賃貸業、医療、福祉、サービス業は中小企業が8割以上と高くなっているが、金融業、保険業、複合サービス事業では3割以下と、他の産業に比べて低くなっている。(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位：事業所

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	959 (100.0%)	695 (72.5%)	264 (27.5%)
産 業 計	895 (100.0%)	678 (75.8%)	217 (24.2%)
鉱業、採石業、砂利採取業	4 (0.4%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)
建設業	126 (14.1%)	113 (89.7%)	13 (10.3%)
製造業	168 (18.8%)	162 (96.4%)	6 (3.6%)
電気・ガス・熱供給・水道業	5 (0.6%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)
情報通信業	15 (1.7%)	13 (86.7%)	2 (13.3%)
運輸業、郵便業	63 (7.0%)	47 (74.6%)	16 (25.4%)
卸売業、小売業	194 (21.7%)	120 (61.9%)	74 (38.1%)
金融業、保険業	40 (4.5%)	10 (25.0%)	30 (75.0%)
不動産業、物品賃貸業	5 (0.6%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	21 (2.3%)	16 (76.2%)	5 (23.8%)
宿泊業、飲食サービス業	33 (3.7%)	26 (78.8%)	7 (21.2%)
生活関連サービス業、娯楽業	24 (2.7%)	19 (79.2%)	5 (20.8%)
教育、学習支援業	24 (2.7%)	14 (58.3%)	10 (41.7%)
医療、福祉	98 (10.9%)	79 (80.6%)	19 (19.4%)
複合サービス事業	18 (2.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)
サービス業	57 (6.4%)	47 (82.5%)	10 (17.5%)

(注) () 内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

2 集計労働者数

(1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は13,393人で、男性が9,285人（69.3%）、女性が4,108人（30.7%）となっている。産業別構成比で見ると、製造業20.3%、卸売業、小売業17.8%、建設業16.0%が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男 女 別 構 成 比	
	集計数	構成比			男 性	女 性
前 年 産 業 計	14,636 人	100.0 %	10,202 人	4,434 人	69.7 %	30.3 %
産 業 計	13,393	100.0	9,285	4,108	69.3	30.7
鉱業、採石業、砂利採取業	73	0.5	63	10	86.3	13.7
建設業	2,148	16.0	1,858	290	86.5	13.5
製造業	2,719	20.3	2,017	702	74.2	25.8
電気・ガス・熱供給・水道業	144	1.1	121	23	84.0	16.0
情報通信業	272	2.0	214	58	78.7	21.3
運輸業、郵便業	1,237	9.2	1,118	119	90.4	9.6
卸売業、小売業	2,386	17.8	1,720	666	72.1	27.9
金融業、保険業	539	4.0	287	252	53.2	46.8
不動産業、物品賃貸業	65	0.5	54	11	83.1	16.9
学術研究、専門・技術サービス業	278	2.1	214	64	77.0	23.0
宿泊業、飲食サービス業	195	1.5	111	84	56.9	43.1
生活関連サービス業、娯楽業	253	1.9	133	120	52.6	47.4
教育、学習支援業	438	3.3	232	206	53.0	47.0
医療、福祉	1,564	11.7	373	1,191	23.8	76.2
複合サービス事業	285	2.1	168	117	58.9	41.1
サービス業	797	6.0	602	195	75.5	24.5

(2) 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が10,019人（74.8%）、大企業が3,374人（25.2%）となっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（100.0%）、不動産業、物品賃貸業（100.0%）、情報通信業（96.3%）、製造業（92.5%）、建設業（87.6%）、サービス業（85.3%）、宿泊業、飲食サービス業（84.1%）で中小企業の割合が高く、一方、複合サービス事業（100.0%）、金融業、保険業（74.4%）の大企業の割合が高くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の産業別・規模別構成

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	集計数	構成比	集計数	構成比	集計数	構成比
前 年 産 業 計	14,636 人	100.0 %	10,524 人	71.9 %	4,112 人	28.1 %
産 業 計	13,393	100.0	10,019	74.8	3,374	25.2
鉱業、採石業、砂利採取業	73	0.5	10	13.7	63	86.3
建設業	2,148	16.0	1,881	87.6	267	12.4
製造業	2,719	20.3	2,516	92.5	203	7.5
電気・ガス・熱供給・水道業	144	1.1	144	100.0	0	0.0
情報通信業	272	2.0	262	96.3	10	3.7
運輸業、郵便業	1,237	9.2	864	69.8	373	30.2
卸売業、小売業	2,386	17.8	1,478	61.9	908	38.1
金融業、保険業	539	4.0	138	25.6	401	74.4
不動産業、物品賃貸業	65	0.5	65	100.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	278	2.1	194	69.8	84	30.2
宿泊業、飲食サービス業	195	1.5	164	84.1	31	15.9
生活関連サービス業、娯楽業	253	1.9	187	73.9	66	26.1
教育、学習支援業	438	3.3	173	39.5	265	60.5
医療、福祉	1,564	11.7	1,263	80.8	301	19.2
複合サービス事業	285	2.1	0	0.0	285	100.0
サービス業	797	6.0	680	85.3	117	14.7

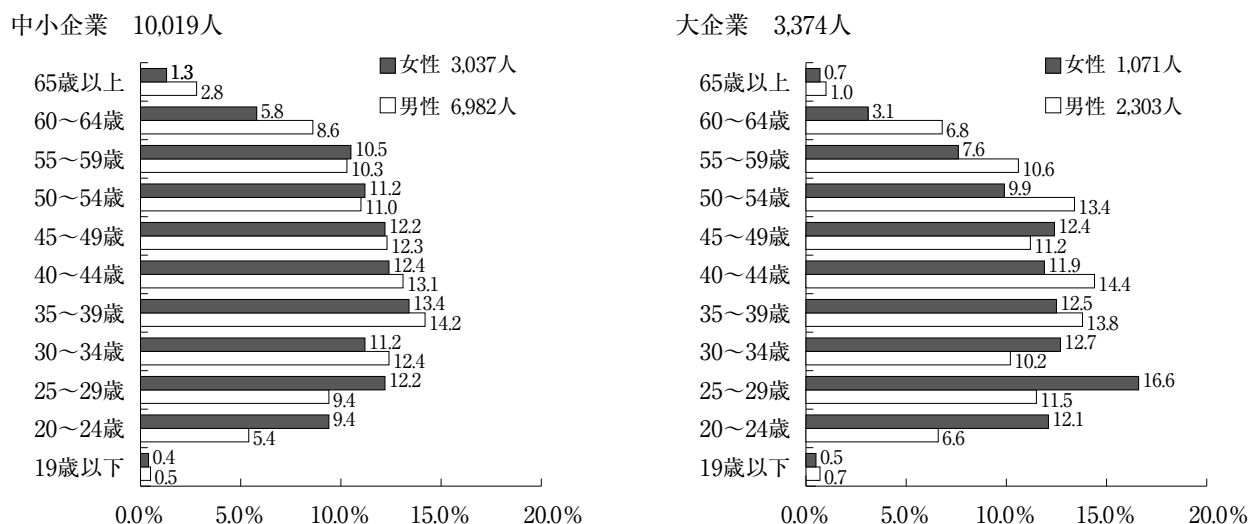
(注) 規模計の構成比は全体に占める割合、中小企業・大企業の構成比は各区分に占める割合

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で42.2歳（男性42.9歳，女性40.5歳）となっている。規模別では中小企業が42.5歳（男性43.1歳，女性41.2歳），大企業が41.1歳（男性42.2歳，女性38.6歳）となっており，中小企業が大企業よりも高くなっている。（第6図）

集計労働者の年齢別構成をみると，男性の場合は，中小企業では30歳代の割合が最も高く，26.6%（1,857人），大企業では40歳代の割合が最も高く25.6%（590人）となっている。女性の場合は，中小企業では30歳代と40歳代の割合が同率で最も高く，24.6%（747人），大企業では20歳代の割合が最も高く28.7%（307人）となっている。（第1図）

第1図 集計労働者の年齢別構成



(4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.2年（男性13.1年、女性10.4年）となっている。規模別にみると、大企業（14.2年）の方が中小企業（11.6年）よりも長くなっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が16.4年と最も長く、一方、医療、福祉が8.0年と最も短くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	12.4	13.4	10.3	11.9	12.5	10.3	13.9	15.8	10.3
産 業 計	12.2	13.1	10.4	11.6	12.2	10.1	14.2	15.6	11.2
鉱業、採石業、砂利採取業	16.4	17.8	7.5	21.4	21.8	20.0	15.6	17.3	4.4
建設業	13.1	13.3	12.2	12.9	13.0	12.3	14.8	15.5	11.1
製造業	13.6	13.6	13.5	13.4	13.5	13.1	15.6	14.5	19.8
電気・ガス・熱供給・水道業	13.2	13.2	12.9	13.2	13.2	12.9	—	—	—
情報通信業	12.0	12.5	10.6	11.6	12.0	9.8	24.7	22.9	32.0
運輸業、郵便業	12.8	13.0	10.7	10.3	10.4	9.7	18.6	19.4	12.3
卸売業、小売業	13.2	14.0	11.2	12.4	13.1	10.7	14.5	15.4	12.1
金融業、保険業	13.7	15.1	12.1	11.4	11.2	11.6	14.5	16.9	12.3
不動産業、物品賃貸業	9.2	9.5	7.4	9.2	9.5	7.4	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12.0	12.7	9.6	10.5	10.9	9.6	15.3	15.8	9.9
宿泊業、飲食サービス業	9.0	9.4	8.6	8.6	9.1	7.8	11.4	11.2	11.6
生活関連サービス業、娯楽業	9.6	11.2	7.7	11.0	13.3	8.8	5.4	6.5	3.6
教育、学習支援業	11.5	12.5	10.3	10.6	12.6	9.4	12.1	12.5	11.2
医療、福祉	8.0	8.2	7.9	8.0	8.1	8.0	7.8	8.7	7.4
複合サービス事業	15.5	17.2	13.1	—	—	—	15.5	17.2	13.1
サービス業	9.7	10.5	7.3	8.9	9.6	7.1	14.4	15.4	9.1

(5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は163事業所で、全体の18.2%を占めている。

障がい者雇用割合の高い産業は、鉱業、採石業、砂利採取業（50.0%）、医療、福祉（24.5%）、製造業（24.4%）、運輸業、郵便業（22.2%）、生活関連サービス業、娯楽業（20.8%）、教育、学習支援業（20.8%）と続いている。（第5表）

また、平成17年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、平成19年度以降横ばい傾向にあったが23年度以降やや増加の傾向が見られる。（第2図）

障がい者の雇用状況について、常用労働者38,151人のうち障がい者は347人（0.9%）となっている。（第6表）

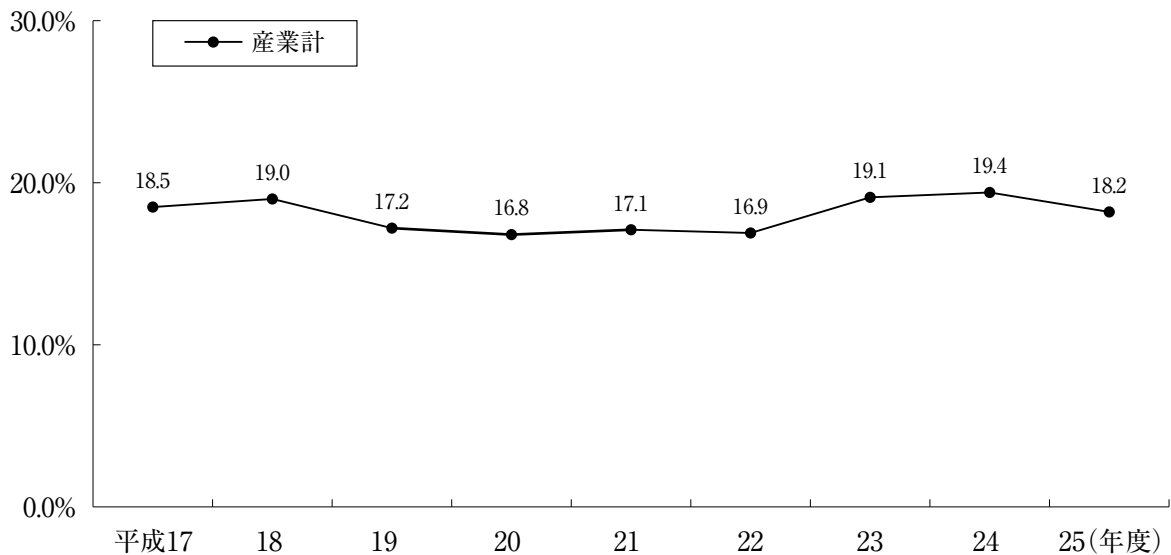
また、平成17年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、19年度の減少以降、増加の傾向が見られたが、25年度は減少となった。（第3図）

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

単位：人

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合
前 年 産 業 計	959	186	19.4%	695	117	16.8%	264	69	26.1%
産 業 計	895	163	18.2%	678	105	15.5%	217	58	26.7%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	50.0%	2	—	—	2	2	100.0%
建設業	126	24	19.0%	113	17	15.0%	13	7	53.8%
製造業	168	41	24.4%	162	37	22.8%	6	4	66.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	—	—	5	—	—	0	—	—
情報通信業	15	—	—	13	—	—	2	—	—
運輸業、郵便業	63	14	22.2%	47	9	19.1%	16	5	31.3%
卸売業、小売業	194	27	13.9%	120	10	8.3%	74	17	23.0%
金融業、保険業	40	4	10.0%	10	1	10.0%	30	3	10.0%
不動産業、物品賃貸業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	21	3	14.3%	16	1	6.3%	5	2	40.0%
宿泊業、飲食サービス業	33	5	15.2%	26	2	7.7%	7	3	42.9%
生活関連サービス業、娯楽業	24	5	20.8%	19	3	15.8%	5	2	40.0%
教育、学習支援業	24	5	20.8%	14	1	7.1%	10	4	40.0%
医療、福祉	98	24	24.5%	79	17	21.5%	19	7	36.8%
複合サービス事業	18	2	11.1%	0	—	—	18	2	11.1%
サービス業	57	6	10.5%	47	6	12.8%	10	—	—

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移

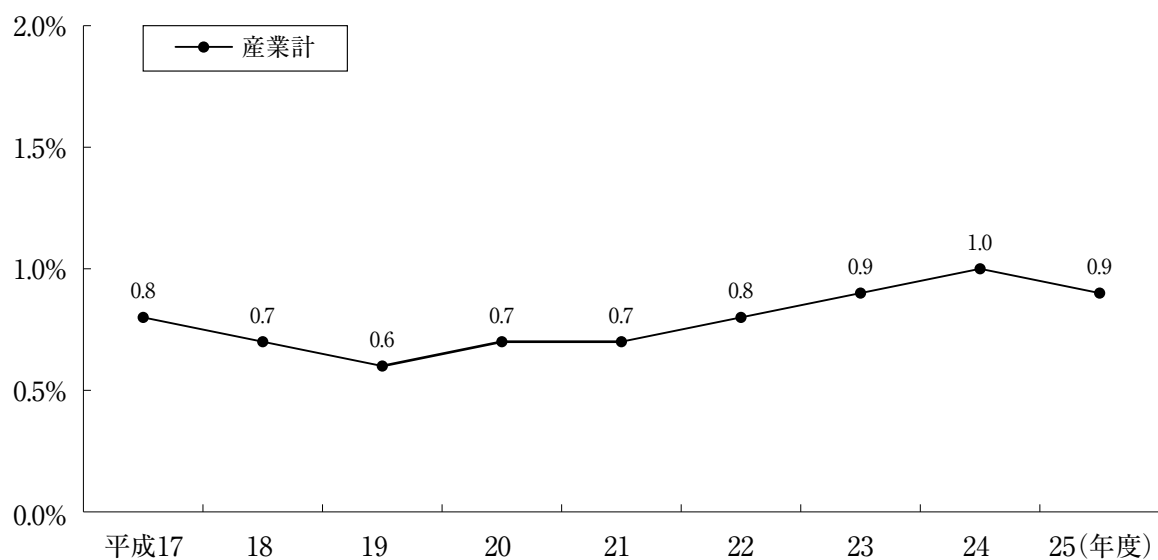


(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合
前 年 産 業 計	42,663	433	1.0%	24,736	247	1.0%	17,927	186	1.0%
産 業 計	38,151	347	0.9%	25,068	196	0.8%	13,083	151	1.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	262	5	1.9%	75	—	—	187	5	2.7%
建設業	3,674	33	0.9%	2,898	21	0.7%	776	12	1.5%
製造業	8,169	104	1.3%	6,608	80	1.2%	1,561	24	1.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	153	—	—	153	—	—	0	—	—
情報通信業	718	—	—	642	—	—	76	—	—
運輸業、郵便業	3,423	24	0.7%	2,103	13	0.6%	1,320	11	0.8%
卸売業、小売業	6,744	48	0.7%	3,309	15	0.5%	3,435	33	1.0%
金融業、保険業	923	7	0.8%	236	1	0.4%	687	6	0.9%
不動産業、物品賃貸業	116	1	0.9%	116	1	0.9%	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	564	4	0.7%	355	1	0.3%	209	3	1.4%
宿泊業、飲食サービス業	872	9	1.0%	672	2	0.3%	200	7	3.5%
生活関連サービス業、娯楽業	693	23	3.3%	576	21	3.6%	117	2	1.7%
教育、学習支援業	2,637	31	1.2%	422	1	0.2%	2,215	30	1.4%
医療、福祉	4,778	48	1.0%	3,847	33	0.9%	931	15	1.6%
複合サービス事業	583	3	0.5%	0	—	—	583	3	0.5%
サービス業	3,842	7	0.2%	3,056	7	0.2%	786	—	—

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 1 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

3 労働組合

回答のあった895事業所のうち、労働組合「有」が199事業所（22.2%）となっている。

これを産業別にみると、複合サービス事業で100.0%、鉱業、採石業、砂利採取業と金融業、保険業で75.0%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が62.2%と中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。（第7表）

第7表 労働組合組織状況

単位：事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	959	267	27.8%	695	96	13.8%	264	171	64.8%
産 業 計	895	199	22.2%	678	64	9.4%	217	135	62.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	3	75.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%
建設業	126	11	8.7%	113	4	3.5%	13	7	53.8%
製造業	168	19	11.3%	162	14	8.6%	6	5	83.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	—	—
情報通信業	15	—	—	13	—	—	2	—	—
運輸業、郵便業	63	36	57.1%	47	20	42.6%	16	16	100.0%
卸売業、小売業	194	52	26.8%	120	10	8.3%	74	42	56.8%
金融業、保険業	40	30	75.0%	10	1	10.0%	30	29	96.7%
不動産業、物品賃貸業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	21	4	19.0%	16	1	6.3%	5	3	60.0%
宿泊業、飲食サービス業	33	1	3.0%	26	—	—	7	1	14.3%
生活関連サービス業、娯楽業	24	1	4.2%	19	1	5.3%	5	—	—
教育、学習支援業	24	3	12.5%	14	1	7.1%	10	2	20.0%
医療、福祉	98	11	11.2%	79	5	6.3%	19	6	31.6%
複合サービス事業	18	18	100.0%	0	—	—	18	18	100.0%
サービス業	57	7	12.3%	47	3	6.4%	10	4	40.0%

第2 新規学卒者

1 新規学卒者の採用状況

回答のあった895事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、237事業所（26.5%）で、採用者数は685人となっている。（第8表）

第8表 産業別新規学卒者採用数

区 分	採 用 事業所	採 用 者 数					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	270	715 ^人	176 ^人	152 ^人	89 ^人	268 ^人	30 ^人
産 業 計	237	685	213	122	65	260	25
鉱業、採石業、砂利採取業	2	5	4	—	—	—	1
建設業	27	72	20	6	3	41	2
製造業	43	155	82	15	7	42	9
電気・ガス・熱供給・水道業	1	5	—	—	—	4	1
情報通信業	5	19	—	5	—	12	2
運輸業、郵便業	15	85	66	3	1	12	3
卸売業、小売業	47	109	13	27	7	62	—
金融業、保険業	18	23	—	2	2	19	—
不動産業、物品賃貸業	1	1	1	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	6	12	3	2	—	3	4
宿泊業、飲食サービス業	5	10	7	3	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	8	20	9	6	—	5	—
教育、学習支援業	10	54	2	5	21	23	3
医療、福祉	38	99	4	40	24	31	—
複合サービス事業	7	8	2	2	—	4	—
サービス業	4	8	—	6	—	2	—

2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術163,577円、生産157,414円、専門学校卒事務・技術167,515円、生産157,581円、短大・高専卒事務・技術155,840円、生産170,967円、大学卒事務・技術186,250円、生産196,074円、大学院卒事務・技術208,255円、生産200,071円となっている。（第9表）

第9表 産業別・学歴別初任給

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短大・高専卒		大 学 卒		大学院卒	
	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産
前 年 産 業 計	157,628	152,950	171,854	156,036	169,063	167,980	185,979	183,604	212,145	192,425
産 業 計	163,577	157,414	167,515	157,581	155,840	170,967	186,250	196,074	208,255	200,071
鉱業、採石業、砂利採取業	χ	-	-	-	-	-	-	-	-	χ
建設業	107,682	189,522	χ	χ	χ	-	198,654	222,213	χ	χ
製造業	158,444	158,152	χ	166,298	χ	χ	189,706	176,575	208,375	χ
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	χ	-	χ	-
情報通信業	-	-	χ	-	-	-	184,750	-	χ	-
運輸業、郵便業	182,960	147,059	χ	-	χ	-	173,883	-	-	χ
卸売業、小売業	144,850	χ	166,022	151,550	χ	χ	185,930	198,324	-	-
金融業、保険業	-	-	χ	-	χ	-	192,789	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	χ	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	χ	χ	-	-	-	χ	-	χ	-
宿泊業、飲食サービス業	χ	χ	χ	χ	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	χ	χ	131,300	-	-	-	χ	χ	-	-
教育、学習支援業	χ	-	χ	-	161,005	-	181,926	χ	χ	-
医療、福祉	χ	-	182,926	χ	152,243	-	174,142	-	-	-
複合サービス事業	χ	-	χ	-	-	-	χ	-	-	-
サービス業	-	-	131,517	-	-	-	χ	χ	-	-

第3 賃 金

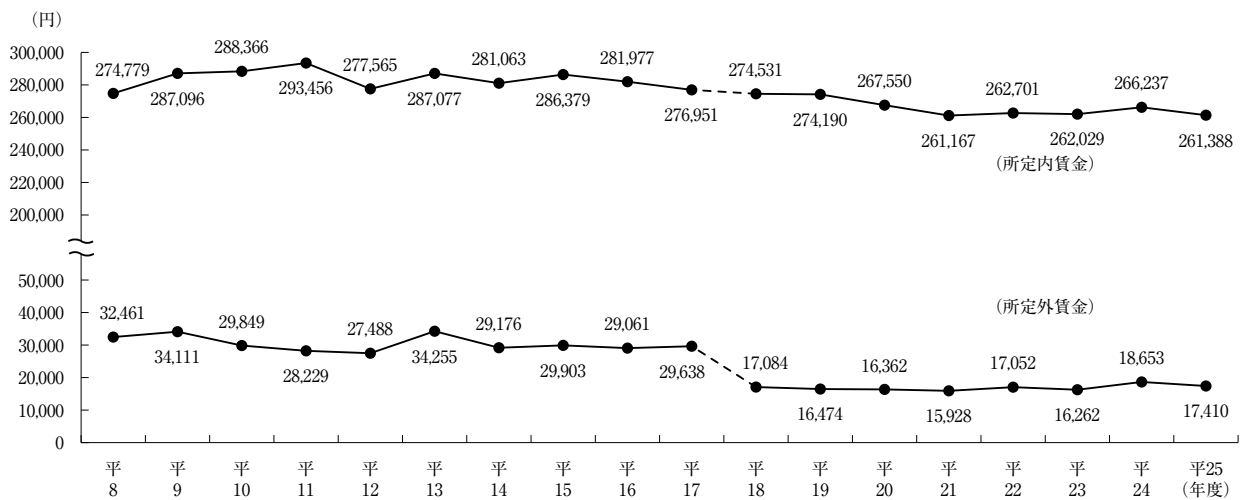
1 賃 金

平成8年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、平成11年度の293,456円をピークにその後は減少傾向となっている。

また、所定外賃金は、平成13年度の34,255円をピークにその後は29,000円台で推移してきた。

なお、平成18年度からは所定内賃金、所定外賃金の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。(第4図)

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	38.7	39.6	39.5	39.6	39.9	40.2	40.4	40.7	40.7	41.5	40.9	40.8	41.0	41.2	41.3	41.5	41.8	42.2
平均勤続年数(年)	12.5	13.3	13.1	13.0	13.1	14.2	13.2	13.3	13.0	13.5	12.5	12.2	12.0	12.1	12.3	12.6	12.4	12.2

- (注) 1 平成17年度以前は常用労働者数をウエイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

2 所定内賃金の概況

平成25年7月の集計労働者平均所定内賃金は、261,388円(平均年齢42.2歳、平均勤続年数12.2年)となっている。

男女別では、男性で283,640円(平均年齢42.9歳、平均勤続年数13.1年)、女性で211,095円(平均年齢40.5歳、平均勤続年数10.4年)となっている。

平均年齢は運輸業、郵便業の44.9歳が最も高く、医療、福祉の39.7歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では、鉱業、採石業、砂利採取業の16.4年、複合サービス事業の15.5年が長くっており、逆に医療、福祉の8.0年が最も短くなっている。(第5図)

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区 分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	20	25	30	35	40	45万円
前年産業計	計	41.8	12.4	266,237					
	男性	42.6	13.4	288,252					
	女性	40.0	10.3	215,582					
産業計	計	42.2	12.2	261,388					
	男性	42.9	13.1	283,640					
	女性	40.5	10.4	211,095					
鉱業、採石業、 砂利採取業	計	42.8	16.4	380,126					
	男性	42.7	17.8	406,376					
	女性	43.3	7.5	214,750					
建設業	計	43.1	13.1	281,086					
	男性	43.3	13.3	291,448					
	女性	42.4	12.2	214,699					
製造業	計	43.0	13.6	245,347					
	男性	42.6	13.6	266,108					
	女性	44.4	13.5	185,695					
電気・ガス・ 熱供給・水道業	計	40.0	13.2	305,831					
	男性	39.4	13.2	317,582					
	女性	43.0	12.9	244,016					
情報通信業	計	39.8	12.0	283,277					
	男性	40.5	12.5	297,542					
	女性	37.1	10.6	230,643					
運輸業、郵便業	計	44.9	12.8	252,121					
	男性	45.4	13.0	259,591					
	女性	40.5	10.7	181,938					
卸売業、小売業	計	40.9	13.2	264,090					
	男性	41.6	14.0	287,076					
	女性	39.0	11.2	204,725					
金融業、保険業	計	40.8	13.7	312,728					
	男性	42.3	15.1	386,049					
	女性	39.2	12.1	229,223					
不動産業、 物品賃貸業	計	43.9	9.2	258,097					
	男性	43.7	9.5	275,871					
	女性	44.8	7.4	170,841					
学術研究、 専門・技術 サービス業	計	42.8	12.0	297,204					
	男性	43.7	12.7	319,620					
	女性	39.9	9.6	222,250					
宿泊業、 飲食サービス業	計	40.1	9.0	215,876					
	男性	42.3	9.4	236,167					
	女性	37.2	8.6	189,063					
生活関連 サービス業、 娯楽業	計	40.3	9.6	228,430					
	男性	41.0	11.2	275,383					
	女性	39.6	7.7	176,391					
教育、 学習支援業	計	42.6	11.5	313,264					
	男性	46.6	12.5	369,054					
	女性	38.2	10.3	250,434					
医療、福祉	計	39.7	8.0	235,105					
	男性	39.3	8.2	265,724					
	女性	39.8	7.9	225,516					
複合サービス 事業	計	40.2	15.5	274,018					
	男性	41.1	17.2	301,929					
	女性	38.9	13.1	233,941					
サービス業	計	43.9	9.7	236,148					
	男性	45.1	10.5	251,252					
	女性	40.3	7.3	189,522					

3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が248,490円、大企業が299,690円で、大企業を100とした場合、規模間格差は82.9となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15	20	25	30	35万円
前年産業計	計	41.8	12.4	266,237				
	男性	42.6	13.4	288,252				
	女性	40.0	10.3	215,582				
規模計	計	42.2	12.2	261,388				
	男性	42.9	13.1	283,640				
	女性	40.5	10.4	211,095				
中小企業	計	42.5	11.6	248,490				
	男性	43.1	12.2	268,472				
	女性	41.2	10.1	202,551				
大企業	計	41.1	14.2	299,690				
	男性	42.2	15.6	329,623				
	女性	38.6	11.2	235,324				

4 産業別所定内賃金

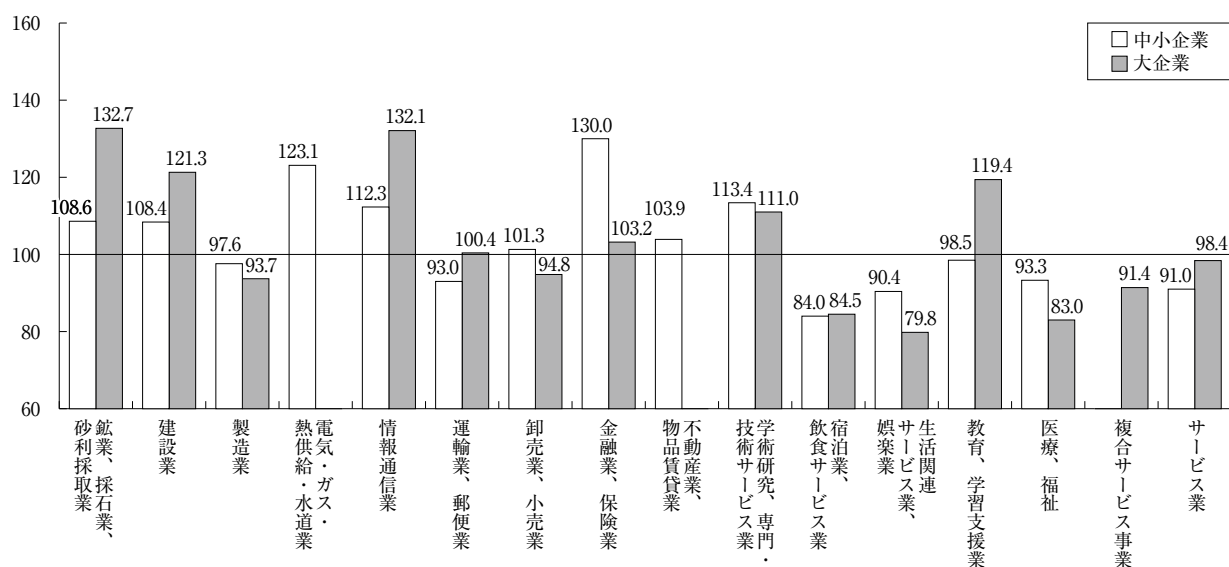
所定内賃金を産業別でみると、鉱業、採石業、砂利採取業(380,126円、42.8歳、16.4年)が最も高く、以下、教育、学習支援業、金融業、保険業、電気・ガス・熱供給・水道業が続く、最も低いのは宿泊業、飲食サービス業となっている。(第10表、第5図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

単位：円

区分	規模計	中小企業	大企業
前年産業計	266,237	254,663	295,935
産業計	261,388	248,490	299,690
鉱業、採石業、砂利採取業	380,126	269,773	397,642
建設業	281,086	269,392	363,475
製造業	245,347	242,487	280,786
電気・ガス・熱供給・水道業	305,831	305,831	-
情報通信業	283,277	278,974	396,003
運輸業、郵便業	252,121	231,101	300,810
卸売業、小売業	264,090	251,794	284,104
金融業、保険業	312,728	322,957	309,207
不動産業、物品賃貸業	258,097	258,097	-
学術研究、専門・技術サービス業	297,204	281,835	332,697
宿泊業、飲食サービス業	215,876	208,799	253,312
生活関連サービス業、娯楽業	228,430	224,683	239,047
教育、学習支援業	313,264	244,786	357,969
医療、福祉	235,105	231,822	248,881
複合サービス事業	274,018	-	274,018
サービス業	236,148	226,063	294,764

第7図 産業間格差の状況



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で74.4（男性283,640円、女性211,095円）となっている。規模別にみると、中小企業が75.4、大企業が71.4と大企業の方が男女格差は大きくなっている。また、産業別にみると、格差が最も小さいのは、中小企業、大企業とも医療、福祉で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では生活関連サービス業、娯楽業、大企業では鉱業、採石業、砂利採取業となっている。（第11表、第6図）

第11表 男女別所定内賃金

区 分	中 小 企 業							大 企 業								
	男 性			女 性				格差	男 性			女 性				格差
	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢		勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金			
前年産業計	42.9	12.5	273,761	41.1	10.3	207,302	75.7	41.7	15.8	328,374	37.6	10.3	233,435	71.1		
産 業 計	43.1	12.2	268,472	41.2	10.1	202,551	75.4	42.2	15.6	329,623	38.6	11.2	235,324	71.4		
鉱業、採石業、砂利採取業	54.8	21.8	287,491	55.5	20.0	198,900	69.2	40.9	17.3	423,668	40.3	4.4	218,712	51.6		
建設業	43.3	13.0	278,336	43.2	12.3	211,037	75.8	43.2	15.5	385,658	37.4	11.1	237,587	61.6		
製造業	42.8	13.5	263,991	44.7	13.1	182,140	69.0	39.7	14.5	290,350	40.3	19.8	242,997	83.7		
電気・ガス・熱供給・水道業	39.4	13.2	317,582	43.0	12.9	244,016	76.8	-	-	-	-	-	-	-		
情報通信業	40.3	12.0	292,833	36.5	9.8	227,994	77.9	45.3	22.9	418,794	53.5	32.0	304,842	72.8		
運輸業、郵便業	46.4	10.4	236,272	41.9	9.7	175,900	74.4	43.0	19.4	315,757	38.1	12.3	191,868	60.8		
卸売業、小売業	41.7	13.1	276,142	39.0	10.7	191,468	69.3	41.6	15.4	304,338	39.0	12.1	228,103	75.0		
金融業、保険業	45.2	11.2	372,664	40.8	11.6	232,673	62.4	40.9	16.9	392,065	38.9	12.3	228,390	58.3		
不動産業、物品賃貸業	43.7	9.5	275,871	44.8	7.4	170,841	61.9	-	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門・技術サービス業	43.1	10.9	306,851	40.3	9.6	221,710	72.3	44.9	15.8	342,338	36.7	9.9	226,646	66.2		
宿泊業、飲食サービス業	41.7	9.1	228,836	36.2	7.8	179,048	78.2	47.3	11.2	291,427	40.8	11.6	225,785	77.5		
生活関連サービス業、娯楽業	43.8	13.3	278,960	41.8	8.8	172,120	61.7	34.6	6.5	267,355	31.2	3.6	192,622	72.0		
教育、学習支援業	47.0	12.6	308,339	36.5	9.4	207,471	67.3	46.4	12.5	392,183	40.0	11.2	298,712	76.2		
医療、福祉	38.5	8.1	262,197	40.2	8.0	223,170	85.1	41.6	8.7	276,342	38.1	7.4	236,603	85.6		
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	41.1	17.2	301,929	38.9	13.1	233,941	77.5		
サービス業	45.2	9.6	240,032	40.9	7.1	186,061	77.5	44.5	15.4	308,954	35.1	9.1	221,578	71.7		

6 年齢別所定内賃金

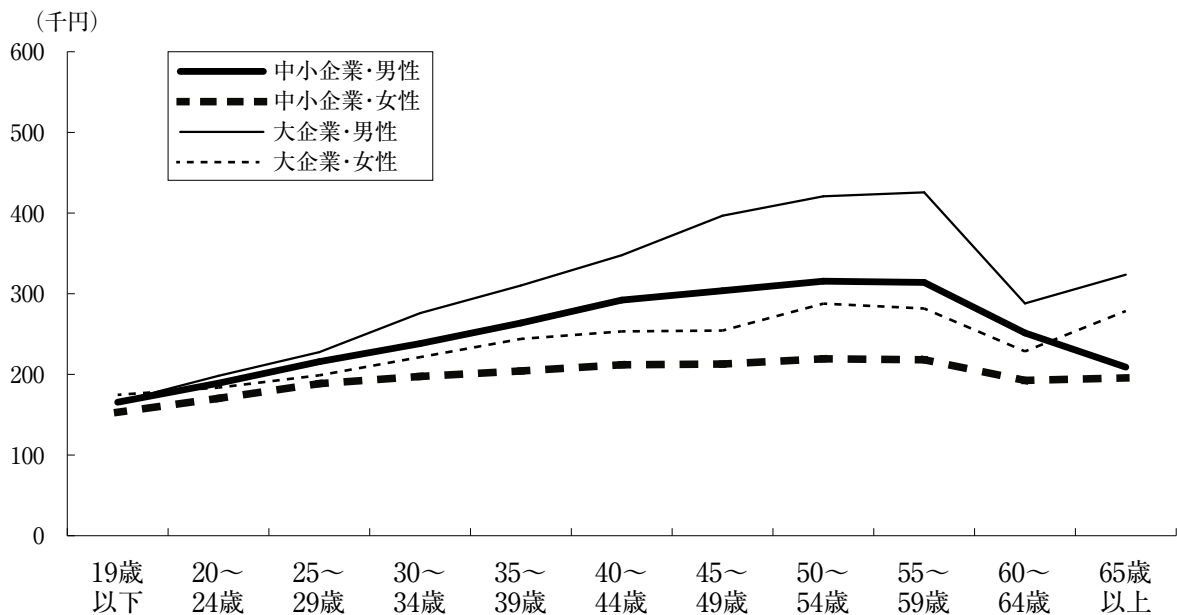
所定内賃金について年齢段階別の推移で見ると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業では「50～54歳」、大企業では「55～59歳」のピークまで一貫して上昇し、その後、下降に転じている。大企業では、「65歳以上」で再上昇が見られる。女性は、中小企業ではほぼ横ばいで推移し、「55～59歳」で一旦下降、その後「65歳以上」で上昇、大企業では「50～54歳」まで上昇し、その後、下降に転じるが、「65歳以上」で再上昇が見られる。女性は男性に比べると年齢段階別格差が小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。(第12表、第8図)

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 円	格 差	所定内賃金 円	格 差	所定内賃金 円	格 差	所定内賃金 円	格 差
19歳以下	165,511	87.5	153,073	89.9	165,734	83.6	174,659	95.1
20～24歳	189,072	100.0	170,291	100.0	198,236	100.0	183,624	100.0
25～29歳	215,786	114.1	188,545	110.7	227,589	114.8	198,859	108.3
30～34歳	238,208	126.0	197,450	115.9	275,949	139.2	221,395	120.6
35～39歳	263,709	139.5	204,239	119.9	310,206	156.5	243,998	132.9
40～44歳	292,115	154.5	211,912	124.4	347,731	175.4	253,292	137.9
45～49歳	303,718	160.6	212,822	125.0	396,749	200.1	254,355	138.5
50～54歳	315,532	166.9	219,307	128.8	420,788	212.3	287,728	156.7
55～59歳	314,024	166.1	218,125	128.1	425,674	214.7	281,697	153.4
60～64歳	251,363	132.9	192,560	113.1	287,975	145.3	228,550	124.5
65歳以上	209,015	110.5	195,625	114.9	323,607	163.2	278,588	151.7

第8図 所定内賃金の年齢別推移



7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

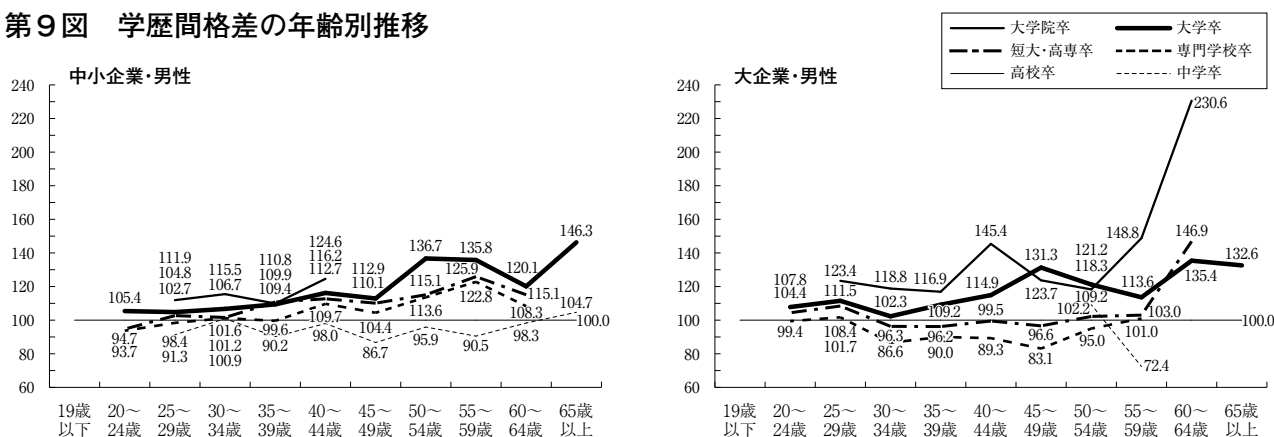
男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、一部を除き、中小企業は大学卒との格差が大きく、大企業は大学卒、大学院卒との格差が大きい。また、女性について学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学卒、短大・高専卒、専門学校卒との格差が大きい。(第9図)

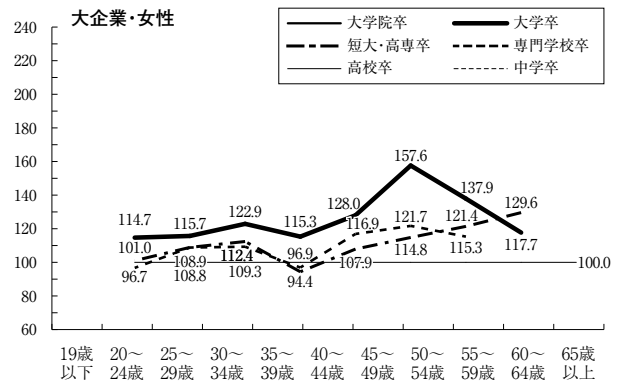
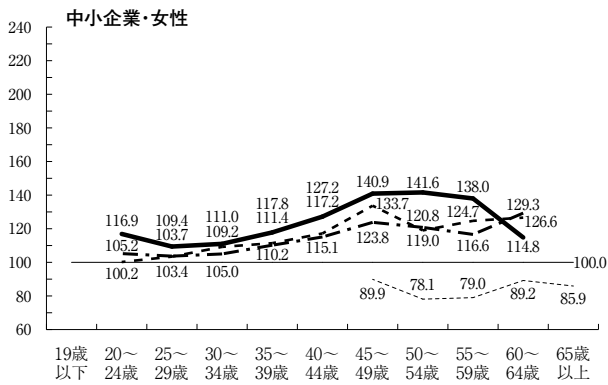
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区分	中学卒		高校卒		専門学校卒		短大・高専卒		大学卒		大学院卒	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
前年規模計	254,484	175,008	281,721	202,734	262,729	229,389	289,955	222,112	320,007	225,900	39,033	383,611
規模計	248,061	170,839	272,028	202,400	259,997	215,682	282,653	215,451	319,862	228,313	395,579	358,923
中小企業	246,397	167,292	261,417	193,798	257,718	210,514	272,094	211,070	301,456	217,392	293,698	266,141
19歳以下	χ	χ	165,812	158,039	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	χ	-	190,893	162,574	178,826	162,831	180,815	171,042	201,239	190,081	χ	-
25～29歳	194,868	χ	213,413	181,019	209,924	187,196	219,202	187,788	223,727	198,052	238,760	χ
30～34歳	235,468	χ	233,440	186,864	236,178	204,026	237,184	196,213	248,998	207,394	269,649	χ
35～39歳	233,177	χ	258,376	189,921	257,331	211,648	286,258	209,374	282,542	223,745	283,957	χ
40～44歳	273,037	χ	278,505	196,743	305,534	230,521	313,791	226,499	323,578	250,314	347,038	-
45～49歳	257,549	170,567	296,977	189,828	310,155	253,722	327,009	234,951	335,410	267,553	χ	-
50～54歳	279,223	160,023	291,078	204,927	330,661	243,940	335,147	247,622	397,859	290,213	χ	χ
55～59歳	263,883	165,664	291,540	209,639	358,155	261,485	367,190	244,477	395,821	289,346	χ	-
60～64歳	238,664	166,565	242,734	186,749	262,975	236,342	279,282	241,453	291,411	214,325	χ	-
65歳以上	206,255	158,015	197,018	183,934	χ	χ	χ	χ	288,199	χ	-	-
大企業	281,593	209,353	316,007	230,658	270,422	233,367	304,145	227,561	348,333	243,670	436,513	428,509
19歳以下	-	-	165,734	χ	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	χ	-	190,939	175,049	189,864	169,252	199,248	176,754	205,737	200,705	χ	-
25～29歳	χ	χ	210,974	181,249	214,518	197,230	228,640	197,404	235,159	209,691	260,274	-
30～34歳	χ	χ	276,386	196,954	239,281	215,223	266,025	221,408	282,754	241,960	328,224	χ
35～39歳	χ	-	303,100	240,882	272,644	233,460	291,697	227,360	331,062	277,658	354,178	χ
40～44歳	χ	-	323,619	226,619	288,897	264,878	321,980	244,424	371,891	289,960	470,474	χ
45～49歳	χ	-	357,111	233,141	296,869	283,716	344,808	267,570	469,033	367,415	441,909	-
50～54歳	424,026	χ	388,368	264,200	368,833	304,619	397,023	320,823	470,760	364,324	459,551	χ
55～59歳	290,657	χ	401,477	261,725	405,542	χ	413,579	339,196	456,050	308,121	597,348	χ
60～64歳	χ	χ	235,325	223,070	χ	χ	345,604	-	318,713	-	542,626	χ
65歳以上	χ	-	237,636	χ	-	-	-	-	315,076	χ	χ	-

第9図 学歴間格差の年齢別推移





8 職種別所定内賃金

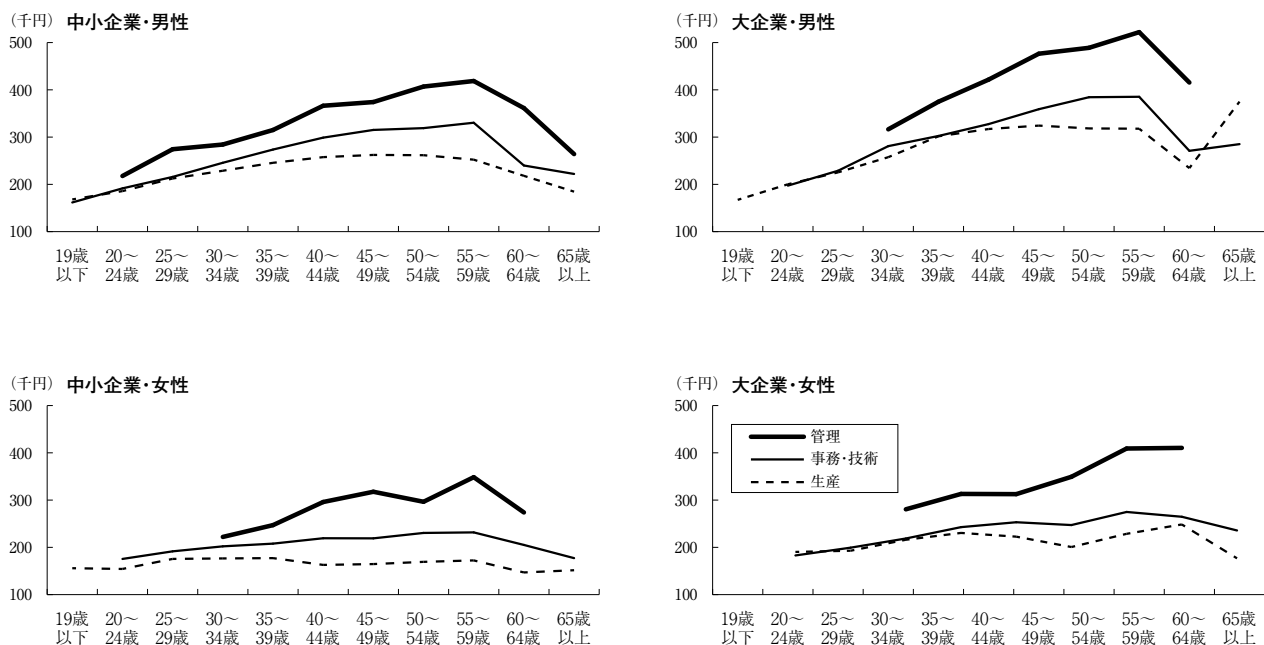
職種別にみると、中小企業、大企業ともに一部を除き「管理」が高く、次いで「事務・技術」、「生産」の順になっている。（第14表、第10図）

第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事務・技術		生 産	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	391,020	336,498	288,090	219,671	244,935	176,502
規模計	398,711	319,610	279,010	214,332	242,887	175,443
中 小 企 業	369,299	301,981	267,698	208,412	237,814	166,936
19歳以下	—	—	161,715	χ	168,108	155,873
20～24歳	217,681	χ	191,497	175,486	185,721	154,294
25～29歳	274,349	χ	215,744	191,564	212,433	175,539
30～34歳	284,261	222,058	245,654	202,122	228,807	176,556
35～39歳	315,005	247,013	273,637	207,862	245,588	177,216
40～44歳	366,308	295,937	298,860	219,275	257,624	162,859
45～49歳	374,145	317,612	315,151	219,042	262,277	164,627
50～54歳	406,901	296,427	318,986	230,485	261,703	169,314
55～59歳	418,671	348,464	330,396	231,661	252,261	172,362
60～64歳	361,395	273,832	239,915	205,112	218,036	146,915
65歳以上	264,029	χ	222,011	177,182	184,568	151,601
大 企 業	463,837	352,909	299,926	229,773	277,038	212,488
19歳以下	—	—	χ	χ	167,250	χ
20～24歳	—	—	197,339	182,879	200,178	190,330
25～29歳	χ	χ	228,823	199,340	225,379	192,877
30～34歳	316,440	280,491	280,879	218,726	257,505	216,055
35～39歳	374,825	313,037	302,359	242,771	301,698	230,524
40～44歳	421,650	312,563	327,535	253,138	317,107	222,645
45～49歳	476,423	349,285	359,026	247,178	324,313	200,681
50～54歳	488,886	409,117	384,382	274,881	318,339	228,650
55～59歳	522,067	410,425	385,294	264,723	317,749	248,452
60～64歳	415,436	χ	270,978	235,709	234,409	176,770
65歳以上	χ	—	285,135	χ	375,024	χ

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

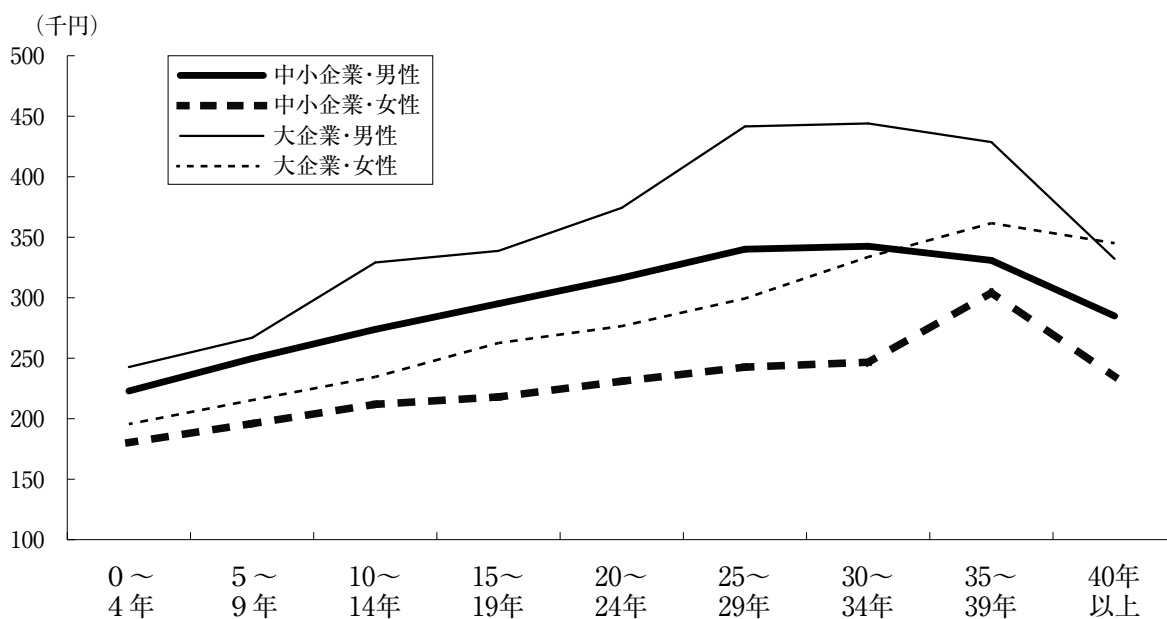
所定内賃金について勤続年数別の推移でみると、中小企業、大企業とも男性は「30～34年」、女性は「35～39年」がピークで、その後、下降に転じている。

また、規模別では、勤続年数「0年」の者の所定内賃金を100とした場合、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。(第15表、第11図)

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
	円		円		円		円	
0 年	211,268	100.0	173,349	100.0	229,004	100.0	190,868	100.0
1 年	213,948	101.3	174,802	100.8	236,739	103.4	184,750	96.8
2 年	226,485	107.2	181,177	104.5	248,748	108.6	193,600	101.4
3～4年	233,762	110.6	188,591	108.8	251,854	110.0	207,642	108.8
5～9年	249,663	118.2	195,880	113.0	266,852	116.5	215,302	112.8
10～14年	273,786	129.6	211,829	122.2	329,066	143.7	234,515	122.9
15～19年	295,052	139.7	217,934	125.7	338,671	147.9	262,537	137.5
20～24年	316,316	149.7	230,924	133.2	374,220	163.4	276,477	144.9
25～29年	340,038	161.0	242,567	139.9	441,513	192.8	299,319	156.8
30～34年	342,474	162.1	246,637	142.3	443,969	193.9	333,623	174.8
35～39年	330,793	156.6	303,939	175.3	428,559	187.1	361,568	189.4
40年以上	284,817	134.8	234,848	135.5	332,051	145.0	345,014	180.8

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者（学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者）について、勤続年数「3～4年」かつ、年齢「20～24歳」の者の所定内賃金を100として、各条件別に所定内賃金をみると、男女ともに中小企業、大企業両規模で「事務・技術」が「生産」より概ね勤続年数、年齢により格差が大きくなっている。（第16表）

第16表 標準労働者の所定内賃金
【男性】

勤続年数	年齢	中小企業				大企業			
		事務・技術		生産		事務・技術		生産	
		所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差
		円		円		円		円	
0年	17歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
0年	18～19歳	150,900	82.6	166,162	84.5	χ	χ	161,150	85.1
1～2年	18～19歳	χ	χ	175,680	89.4	-	-	χ	χ
3～4年	20～24歳	182,689	100.0	196,547	100.0	191,073	100.0	189,430	100.0
5～9年	25～29歳	219,392	120.1	213,235	108.5	230,645	120.7	237,735	125.5
10～14年	30～34歳	264,156	144.6	245,962	125.1	303,669	158.9	274,313	144.8
15～19年	35～39歳	288,638	158.0	259,172	131.9	309,987	162.2	297,838	157.2
20～24年	40～44歳	313,685	171.7	288,733	146.9	335,017	175.3	325,784	172.0
25～29年	45～49歳	342,395	187.4	285,183	145.1	364,055	190.5	360,696	190.4
30～34年	50～54歳	335,799	183.8	297,855	151.5	387,793	203.0	381,717	201.5
35～39年	55～59歳	360,474	197.3	275,077	140.0	395,652	207.1	348,203	183.8
40年以上	60歳以上	237,698	130.1	248,778	126.6	273,775	143.3	χ	χ

【女 性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事務・技術		生 産		事務・技術		生 産	
		所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
		円		円		円		円	
0 年	17歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-
0 年	18～19歳	χ	χ	χ	χ	-	-	χ	χ
1～2年	18～19歳	χ	χ	χ	χ	χ	χ	χ	χ
3～4年	20～24歳	177,686	100.0	167,194	100.0	173,110	100.0	χ	χ
5～9年	25～29歳	194,001	109.2	184,668	110.5	206,429	119.2	196,064	99.6
10～14年	30～34歳	216,213	121.7	186,497	111.5	228,225	131.8	χ	χ
15～19年	35～39歳	228,738	128.7	203,905	122.0	260,042	150.2	χ	χ
20～24年	40～44歳	258,170	145.3	189,967	113.6	270,564	156.3	χ	χ
25～29年	45～49歳	250,406	140.9	199,142	119.1	277,985	160.6	254,827	129.5
30～34年	50～54歳	270,058	152.0	χ	χ	346,883	200.4	χ	χ
35～39年	55～59歳	308,946	173.9	χ	χ	349,094	201.7	-	-
40年以上	60歳以上	191,923	108.0	χ	χ	302,138	174.5	-	-

11 所定外賃金

平成25年7月の集計労働者平均所定外賃金は、17,410円となっている。

男女別では、男性で21,528円、女性で8,103円となっている。

規模別にみると、中小企業が16,501円、大企業が20,111円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、運輸業、郵便業が34,518円で最も高く、金融業、保険業が続き、教育、学習支援業が最も低くなっている。(第17表)

第17表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	18,653	22,894	8,895	16,553	20,306	7,266	24,027	30,058	12,405
産 業 計	17,410	21,528	8,103	16,501	20,586	7,109	20,111	24,385	10,921
鉱業、採石業、砂利採取業	20,854	21,148	18,998	35,751	42,079	10,441	18,489	18,104	21,138
建設業	22,614	24,831	8,406	20,133	22,347	5,690	40,088	42,680	25,377
製造業	18,627	22,596	7,223	18,335	22,359	7,044	22,244	25,313	10,118
電気・ガス・熱供給・水道業	22,699	25,431	8,328	22,699	25,431	8,328	-	-	-
情報通信業	21,810	24,252	12,801	21,798	24,162	13,101	22,143	26,582	4,389
運輸業、郵便業	34,518	37,206	9,273	33,764	36,282	6,891	36,265	39,431	13,188
卸売業、小売業	13,190	14,462	9,904	9,733	10,535	7,746	18,817	20,662	13,711
金融業、保険業	25,874	32,997	17,762	18,409	21,600	12,613	28,443	38,121	19,005
不動産業、物品賃貸業	20,553	23,368	6,732	20,553	23,368	6,732	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	19,744	22,437	10,738	20,521	24,141	11,822	17,949	19,407	1,913
宿泊業、飲食サービス業	13,013	13,662	12,154	13,279	12,999	13,695	11,605	18,665	6,506
生活関連サービス業、娯楽業	11,576	14,584	8,242	11,100	13,275	8,994	12,924	17,521	5,386
教育、学習支援業	4,683	6,746	2,360	4,689	10,216	1,443	4,679	5,424	3,390
医療、福祉	6,240	5,794	6,379	6,361	5,452	6,620	5,730	6,826	5,240
複合サービス事業	6,725	8,220	4,578	-	-	-	6,725	8,220	4,578
サービス業	11,418	13,310	5,576	10,988	12,892	5,537	13,914	15,460	5,941

第4 労働日数, 労働時間

1 実労働日数, 実労働時間数

(1) 実労働日数

平成25年7月の実労働日数は、21.5日（中小企業21.7日、大企業21.1日）となっている。産業別にみると、建設業が22.5日（中小企業22.6日、大企業22.2日）で最も多く、不動産業、物品賃貸業、運輸業、郵便業が続いている。（第18表）

(2) 実労働時間数

平成25年7月の実労働時間数をみると、総実労働時間数は165.3時間（中小企業166.3時間、大企業162.4時間）であり、その内訳は所定内156.7時間、所定外8.6時間となっている。産業別の月所定内労働時間数は宿泊業、飲食サービス業が132.4時間で最も短く、他の産業との差は15.5～45.3時間であり、昨年より産業差が広がっている。産業別の月所定外労働時間数は運輸業、郵便業が19.7時間で最も長く、以下、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業が続いている。（第18表）

第18表 月間実労働日数、実労働時間数

区 分	月間実労働日数	月 間 実 労 働 時 間 数		
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計 規 模 計	21.8 日	176.6 時間	165.5 時間	11.1 時間
中小企業	22.0	178.0	167.2	10.8
大 企 業	21.2	173.0	161.0	11.9
産 業 計 規 模 計	21.5	165.3	156.7	8.6
中小企業	21.7	166.3	157.6	8.7
大 企 業	21.1	162.4	154.1	8.3
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	20.9	163.7	154.6	9.2
中小企業	21.8	191.7	174.4	17.3
大 企 業	20.8	159.3	151.4	7.9
建 設 業 規 模 計	22.5	182.7	170.3	12.5
中小企業	22.6	181.5	170.1	11.4
大 企 業	22.2	191.2	171.3	19.9
製 造 業 規 模 計	21.3	168.7	158.6	10.0
中小企業	21.4	168.9	158.9	10.1
大 企 業	20.4	165.1	155.5	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	21.0	167.0	155.5	11.5
中小企業	21.0	167.0	155.5	11.5
大 企 業	-	-	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	20.5	170.3	160.1	10.3
中小企業	20.5	170.2	159.8	10.4
大 企 業	21.1	175.2	167.5	7.6
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	22.0	182.9	163.2	19.7
中小企業	22.6	189.5	167.8	21.7
大 企 業	20.6	168.0	152.8	15.2
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	21.3	158.6	152.5	6.1
中小企業	21.6	159.0	153.9	5.1
大 企 業	21.0	158.0	150.5	7.5
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	21.1	166.5	156.3	10.2
中小企業	20.9	158.3	151.1	7.2
大 企 業	21.2	169.5	158.2	11.3
不動産業、物品賃貸業 規 模 計	22.2	180.4	169.5	10.9
中小企業	22.2	180.4	169.5	10.9
大 企 業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	21.5	175.0	164.7	10.3
中小企業	21.7	176.7	165.5	11.2
大 企 業	21.1	171.0	162.8	8.1
宿泊業、飲食サービス業 規 模 計	21.2	137.6	132.4	5.2
中小企業	21.1	135.9	130.9	5.0
大 企 業	22.4	152.7	145.8	6.9
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	21.4	153.1	147.6	5.4
中小企業	21.6	151.0	145.8	5.2
大 企 業	20.6	161.7	155.5	6.3
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	21.6	159.0	156.6	2.3
中小企業	21.7	157.3	154.5	2.8
大 企 業	21.5	160.2	158.2	2.0
医 療 、 福 祉 規 模 計	21.0	154.2	151.0	3.1
中小企業	21.0	154.5	151.4	3.1
大 企 業	20.9	152.6	149.3	3.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	21.6	167.6	164.0	3.6
中小企業	-	-	-	-
大 企 業	21.6	167.6	164.0	3.6
サ ー ビ ス 業 規 模 計	21.8	153.2	147.5	5.8
中小企業	22.1	156.8	150.7	6.1
大 企 業	20.2	136.1	131.9	4.2

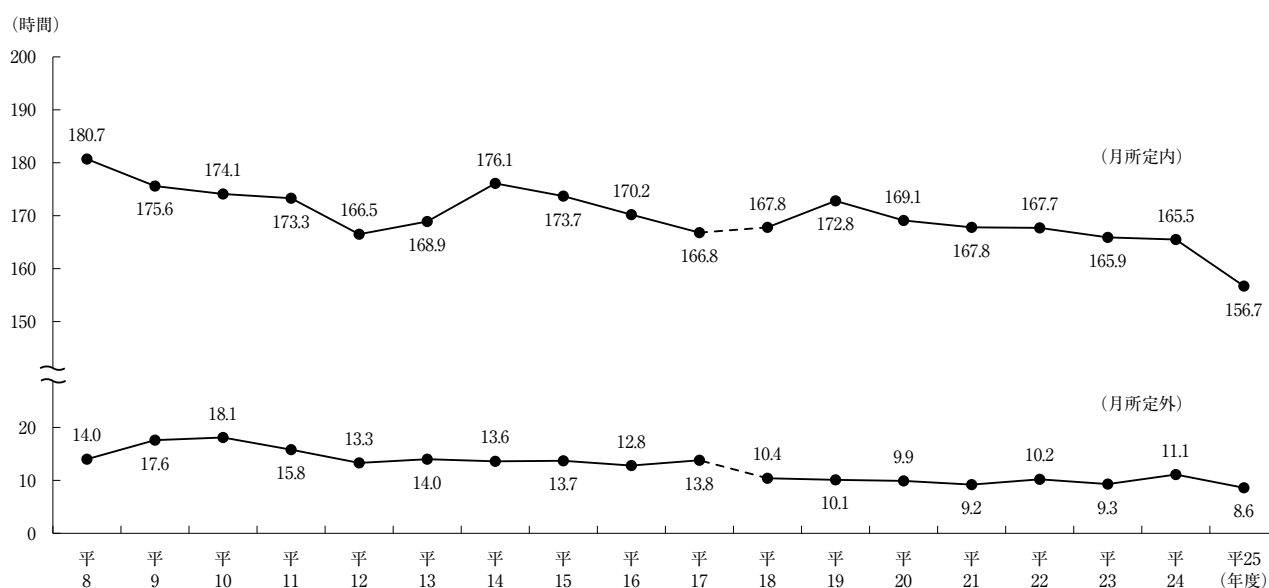
2 労働時間の推移（月所定内・月所定外）

平成8年度からの労働時間の推移をみると、月所定内労働時間は、平成12年度までは減少傾向となっていたが、平成13年度から平成14年度まで増加に転じ、その後は再び減少傾向となっており、総じて減少傾向にあるといえる。

月所定外労働時間は、平成8年度から平成10年度までは増加傾向、平成11年度からは減少傾向となっているが、総じて横ばいにあるといえる。

なお、平成18年度からは月所定内労働時間、月所定外労働時間の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第12図）

第12図 労働時間の推移（月所定内・月所定外）



- (注) 1 平成17年度以前は「所定労働時間」として事業所を1単位とした単純算術平均で集計、平成18年度以降は「所定内労働時間」として常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
 2 平成17年度以前は常用労働者をウエイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計
 3 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値
 4 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

3 所定労働時間

(1) 日所定・週所定労働時間

週所定労働時間は、38時間47分となっている。規模別にみると、中小企業は39時間02分、大企業は38時間03分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業では建設業、大企業では教育、学習支援業が最も長くなっている。（第19表）

第19表 日所定・週所定労働時間

区 分		日 所 定	週 所 定
		時間:分	時間:分
前 年 産 業 計	規 模 計	7:36	38:29
	中 小 企 業	7:36	38:46
	大 企 業	7:34	37:44
産 業 計	規 模 計	7:40	38:47
	中 小 企 業	7:40	39:02
	大 企 業	7:38	38:03
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	7:39	38:14
	中 小 企 業	7:48	38:57
	大 企 業	7:30	37:30
建 設 業	規 模 計	7:44	39:51
	中 小 企 業	7:43	39:54
	大 企 業	7:52	39:22
製 造 業	規 模 計	7:43	39:03
	中 小 企 業	7:43	39:04
	大 企 業	7:46	38:40
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	7:37	38:05
	中 小 企 業	7:37	38:05
	大 企 業	-	-
情 報 通 信 業	規 模 計	7:52	39:35
	中 小 企 業	7:53	39:39
	大 企 業	7:50	39:10
運 輸 業、郵便業	規 模 計	7:43	39:27
	中 小 企 業	7:44	39:40
	大 企 業	7:41	38:46
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	7:29	37:47
	中 小 企 業	7:23	37:38
	大 企 業	7:39	38:01
金 融 業、保 険 業	規 模 計	7:20	36:25
	中 小 企 業	7:33	37:44
	大 企 業	7:15	35:58
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	7:50	39:11
	中 小 企 業	7:50	39:11
	大 企 業	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	7:45	39:09
	中 小 企 業	7:48	39:29
	大 企 業	7:37	38:05
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:33	38:47
	中 小 企 業	7:42	39:53
	大 企 業	7:00	35:01
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	7:38	38:25
	中 小 企 業	7:42	38:44
	大 企 業	7:23	37:15
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	7:42	38:27
	中 小 企 業	7:35	37:31
	大 企 業	7:53	39:45
医 療、福 祉	規 模 計	7:55	39:29
	中 小 企 業	7:54	39:26
	大 企 業	7:56	39:42
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	7:45	38:45
	中 小 企 業	-	-
	大 企 業	7:45	38:45
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:37	38:52
	中 小 企 業	7:38	39:09
	大 企 業	7:30	37:33

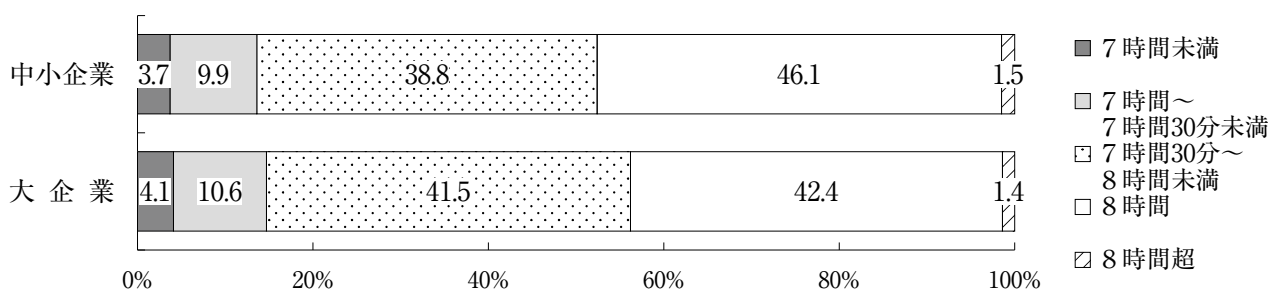
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、7時間40分となっている。規模別にみると、中小企業は7時間40分、大企業は7時間38分ではほぼ同時間となっているが、1日の所定労働時間別事業所割合では8時間未満とする割合は大企業がやや高くなっている。産業別にみると、中小企業、大企業とも医療、福祉が最も長くなっている。(第20表、第13図)

第20表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合						
		6:29	6:30 6:59	7:00 7:29	7:30 7:59	8:00	8:01	
前年産業計	規模計	7時間36分	5.0	0.7	10.0	39.5	42.9	1.8
	中小企業	7時間36分	5.1	0.7	9.4	39.2	43.6	2.0
	大企業	7時間34分	4.9	0.8	11.7	40.2	41.3	1.1
産 業 計	規模計	7時間40分	3.1	0.7	10.1	39.5	45.2	1.5
	中小企業	7時間40分	3.0	0.7	9.9	38.8	46.1	1.5
	大企業	7時間38分	3.7	0.5	10.6	41.5	42.4	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	7時間39分	—	—	25.0	50.0	25.0	—
	中小企業	7時間48分	—	—	—	50.0	50.0	—
	大企業	7時間30分	—	—	50.0	50.0	—	—
建 設 業	規模計	7時間44分	—	—	7.1	45.2	46.8	0.8
	中小企業	7時間43分	—	—	8.0	46.0	45.1	0.9
	大企業	7時間52分	—	—	—	38.5	61.5	—
製 造 業	規模計	7時間43分	2.4	1.2	7.7	47.6	39.9	1.2
	中小企業	7時間43分	2.5	1.2	8.0	46.9	40.1	1.2
	大企業	7時間46分	—	—	—	66.7	33.3	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	7時間37分	—	—	20.0	60.0	20.0	—
	中小企業	7時間37分	—	—	20.0	60.0	20.0	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	7時間52分	—	—	13.3	13.3	73.3	—
	中小企業	7時間53分	—	—	15.4	—	84.6	—
	大企業	7時間50分	—	—	—	100.0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	7時間43分	—	1.6	11.1	42.9	42.9	1.6
	中小企業	7時間44分	—	2.1	8.5	44.7	42.6	2.1
	大企業	7時間41分	—	—	18.8	37.5	43.8	—
卸 売 業、小 売 業	規模計	7時間29分	7.7	0.5	9.3	39.2	41.8	1.5
	中小企業	7時間23分	10.0	0.8	12.5	37.5	37.5	1.7
	大企業	7時間39分	4.1	—	4.1	41.9	48.6	1.4
金 融 業、保 険 業	規模計	7時間20分	2.5	2.5	35.0	60.0	—	—
	中小企業	7時間33分	—	—	10.0	90.0	—	—
	大企業	7時間15分	3.3	3.3	43.3	50.0	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	7時間50分	—	—	—	40.0	60.0	—
	中小企業	7時間50分	—	—	—	40.0	60.0	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	7時間45分	—	—	4.8	52.4	42.9	—
	中小企業	7時間48分	—	—	—	50.0	50.0	—
	大企業	7時間37分	—	—	20.0	60.0	20.0	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	7時間33分	12.5	—	18.8	21.9	34.4	12.5
	中小企業	7時間42分	8.0	—	20.0	24.0	36.0	12.0
	大企業	7時間00分	28.6	—	14.3	14.3	28.6	14.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規模計	7時間38分	4.2	—	20.8	29.2	45.8	—
	中小企業	7時間42分	—	—	21.1	26.3	52.6	—
	大企業	7時間23分	20.0	—	20.0	40.0	20.0	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	7時間42分	4.2	—	—	29.2	66.7	—
	中小企業	7時間35分	7.1	—	—	21.4	71.4	—
	大企業	7時間53分	—	—	—	40.0	60.0	—
医 療、福 祉	規模計	7時間55分	—	—	6.1	17.3	75.5	1.0
	中小企業	7時間54分	—	—	7.6	16.5	74.7	1.3
	大企業	7時間56分	—	—	—	21.1	78.9	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	7時間45分	—	—	—	50.0	50.0	—
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	7時間45分	—	—	—	50.0	50.0	—
サ ー ビ ス 業	規模計	7時間37分	3.5	1.8	12.3	38.6	42.1	1.8
	中小企業	7時間38分	2.1	2.1	14.9	40.4	40.4	—
	大企業	7時間30分	10.0	—	—	30.0	50.0	10.0

第13図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

平成25年7月の週所定労働時間は、38時間47分となっている。規模別にみると、中小企業は39時間02分、大企業は38時間03分で中小企業の方が長くなっている。産業別では、建設業が39時間51分と最も長く、一方、最も短いのは金融業、保険業の36時間25分であり、その差は3時間26分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40時間以下の事業所が94.1%、40時間を超え44時間以下の事業所が3.9%、44時間を超える事業所が2.0%となっている。これを産業別にみると、週40時間以下は鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、医療、福祉及び複合サービス事業で100.0%となっており、他の産業との差は4.2%～11.2%となっている。なお、40時間を超え44時間以下は製造業が8.4%と最も多い。週44時間を超える労働時間は宿泊業、飲食サービス業で6.5%と最も多い。(第21表)

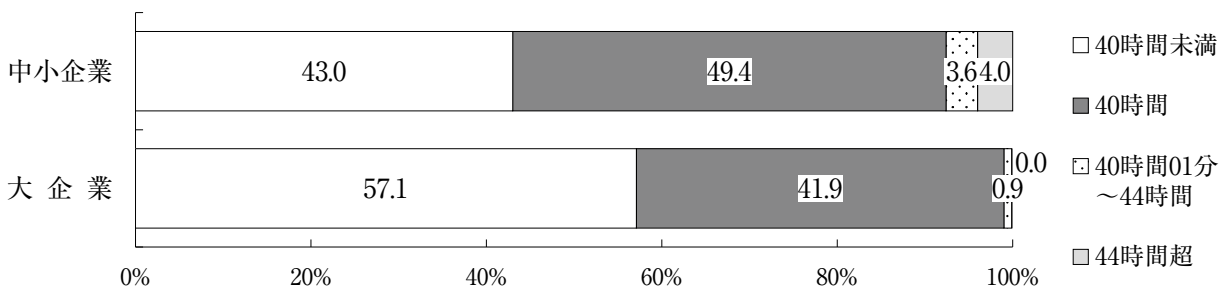
規模別では、大企業の方が週40時間以下の割合が大きい。(第21表、第14図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業ともに労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第22表)

第21表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合							
		}	38:00	40:00	40:01	42:00	44:00	44:01	
			37:59		39:59	41:59		43:59	}
前年産業計	規模計	38時間29分	25.2	25.4	43.3	1.6	0.9	0.4	3.0
	中小企業	38時間46分	19.3	26.3	46.2	2.2	1.3	0.6	4.1
	大企業	37時間44分	40.7	23.2	35.7	-	-	-	0.4
産 業 計	規模計	38時間47分	24.3	22.2	47.6	0.8	2.1	1.0	2.0
	中小企業	39時間02分	18.8	24.3	49.4	1.0	2.5	1.3	2.7
	大企業	38時間03分	41.5	15.7	41.9	-	0.9	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	38時間14分	75.0	-	25.0	-	-	-	-
	中小企業	38時間57分	50.0	-	50.0	-	-	-	-
	大企業	37時間30分	100.0	-	-	-	-	-	-
建 設 業	規模計	39時間51分	12.7	30.2	46.0	0.8	3.2	1.6	5.6
	中小企業	39時間54分	12.4	31.0	44.2	0.9	3.5	1.8	6.2
	大企業	39時間22分	15.4	23.1	61.5	-	-	-	-
製 造 業	規模計	39時間03分	17.3	36.3	37.5	3.0	3.0	2.4	0.6
	中小企業	39時間04分	16.7	36.4	37.7	3.1	3.1	2.5	0.6
	大企業	38時間40分	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	38時間05分	60.0	20.0	20.0	-	-	-	-
	中小企業	38時間05分	60.0	20.0	20.0	-	-	-	-
	大企業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	規模計	39時間35分	6.7	13.3	80.0	-	-	-	-
	中小企業	39時間39分	7.7	-	92.3	-	-	-	-
	大企業	39時間10分	-	100.0	-	-	-	-	-
運 輸 業、 郵 便 業	規模計	39時間27分	17.5	15.9	61.9	-	1.6	1.6	1.6
	中小企業	39時間40分	10.6	17.0	66.0	-	2.1	2.1	2.1
	大企業	38時間46分	37.5	12.5	50.0	-	-	-	-
卸 売 業、 小 売 業	規模計	37時間47分	32.0	21.6	41.2	-	2.1	0.5	2.6
	中小企業	37時間38分	27.5	22.5	42.5	-	2.5	0.8	4.2
	大企業	38時間01分	39.2	20.3	39.2	-	1.4	-	-
金 融 業、 保 険 業	規模計	36時間25分	92.5	7.5	-	-	-	-	-
	中小企業	37時間44分	80.0	20.0	-	-	-	-	-
	大企業	35時間58分	96.7	3.3	-	-	-	-	-
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	規模計	39時間11分	20.0	20.0	60.0	-	-	-	-
	中小企業	39時間11分	20.0	20.0	60.0	-	-	-	-
	大企業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	39時間09分	33.3	14.3	47.6	-	-	-	4.8
	中小企業	39時間29分	31.3	6.3	56.3	-	-	-	6.3
	大企業	38時間05分	40.0	40.0	20.0	-	-	-	-
宿 泊 業、 飲 食 サービス 業	規模計	38時間47分	22.6	12.9	51.6	-	6.5	-	6.5
	中小企業	39時間53分	16.7	12.5	54.2	-	8.3	-	8.3
	大企業	35時間01分	42.9	14.3	42.9	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	38時間25分	16.7	25.0	54.2	-	4.2	-	-
	中小企業	38時間44分	10.5	26.3	57.9	-	5.3	-	-
	大企業	37時間15分	40.0	20.0	40.0	-	-	-	-
教 育、 学 習 支 援 業	規模計	38時間27分	4.2	20.8	75.0	-	-	-	-
	中小企業	37時間31分	7.1	21.4	71.4	-	-	-	-
	大企業	39時間45分	-	20.0	80.0	-	-	-	-
医 療、 福 祉	規模計	39時間29分	12.2	11.2	76.5	-	-	-	-
	中小企業	39時間26分	13.9	11.4	74.7	-	-	-	-
	大企業	39時間42分	5.3	10.5	84.2	-	-	-	-
複 合 サービス 事 業	規模計	38時間45分	50.0	-	50.0	-	-	-	-
	中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-
	大企業	38時間45分	50.0	-	50.0	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	規模計	38時間52分	24.6	19.3	47.4	1.8	3.5	1.8	1.8
	中小企業	39時間09分	23.4	21.3	46.8	2.1	2.1	2.1	2.1
	大企業	37時間33分	30.0	10.0	50.0	-	10.0	-	-

第14図 週所定労働時間別事業所割合



第22表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38時間20分	38時間51分	38時間30分	38時間10分
産 業 計	38時間13分	39時間07分	37時間31分	38時間55分

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、66.8%となっている。形態別では、「1か月単位」が21.2%、「1年単位」が42.8%、「フレックスタイム制」が3.3%、「1週間単位」が2.1%となり、「1年単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。

規模別では、中小企業で67.5%、大企業で64.8%となっている。

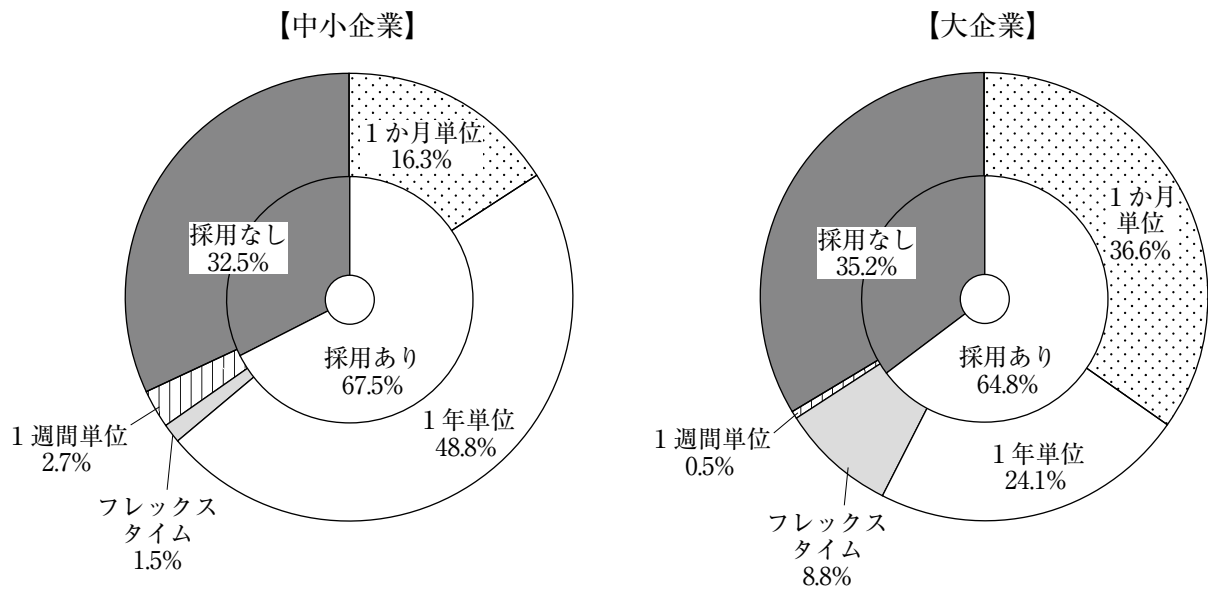
産業別では、宿泊業、飲食サービス業の87.5%が最も高く、以下、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、製造業、生活関連サービス業、娯楽業と続いている。これらの産業では採用の割合が高く7割を超えている。(第23表、第15図)

また、平成17年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、平成17年度から増加傾向であったが、20年度よりほぼ横ばいとなり、25年度は増加がみられる。(第16図)

第23表 変形労働時間制の形態別事業所

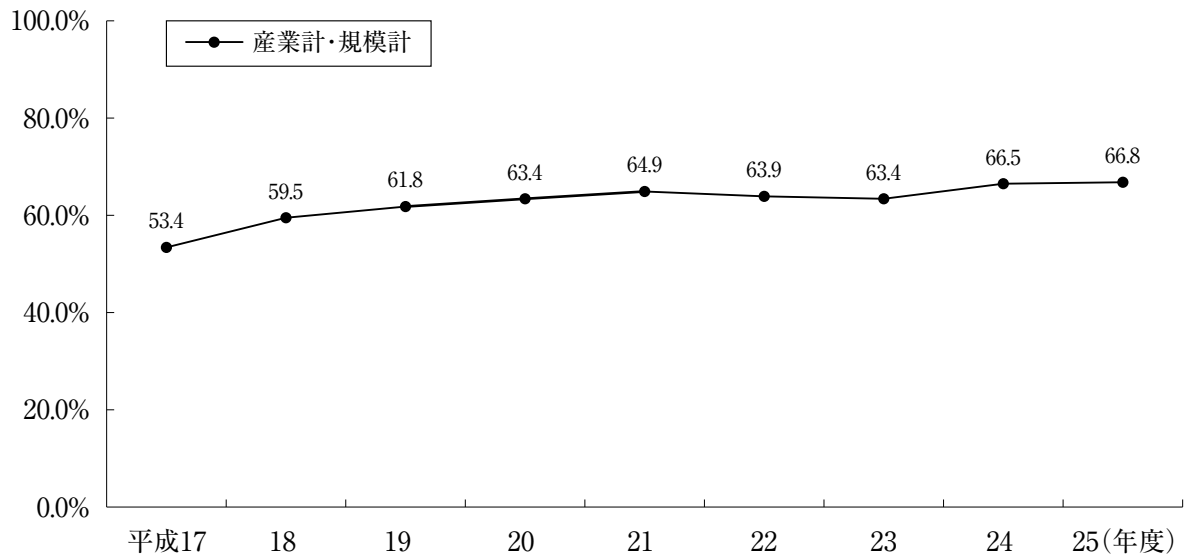
区 分	事 業 所	計	変形労働時間制あり				変形労働時間制なし		
			1か月単位	1年単位	フレックス タイム	1週間単位			
前 年 産 業 計	規 模 計	100.0	66.5	20.2	44.5	2.7	2.1	33.5	
	中 小 企 業	100.0	66.2	12.7	51.5	1.2	2.7	33.8	
	大 企 業	100.0	67.0	39.8	26.1	6.8	0.4	33.0	
	産 業 計	100.0	66.8	21.2	42.8	3.3	2.1	33.2	
	中 小 企 業	100.0	67.5	16.3	48.8	1.5	2.7	32.5	
	大 企 業	100.0	64.8	36.6	24.1	8.8	0.5	35.2	
	鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	100.0	50.0	25.0	25.0	25.0	—	50.0
	中 小 企 業	100.0	50.0	—	50.0	—	—	50.0	
	大 企 業	100.0	50.0	50.0	—	50.0	—	50.0	
建 設 業	規 模 計	100.0	63.5	2.4	61.9	1.6	—	36.5	
	中 小 企 業	100.0	65.5	1.8	65.5	0.9	—	34.5	
	大 企 業	100.0	46.2	7.7	30.8	7.7	—	53.8	
製 造 業	規 模 計	100.0	71.4	10.7	60.7	—	0.6	28.6	
	中 小 企 業	100.0	72.8	10.5	62.3	—	0.6	27.2	
	大 企 業	100.0	33.3	16.7	16.7	—	—	66.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	100.0	40.0	20.0	—	20.0	—	60.0	
	中 小 企 業	100.0	40.0	20.0	—	20.0	—	60.0	
	大 企 業	—	—	—	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	規 模 計	100.0	40.0	—	6.7	33.3	—	60.0	
	中 小 企 業	100.0	30.8	—	7.7	23.1	—	69.2	
	大 企 業	100.0	100.0	—	—	100.0	—	—	
運 輸 業、 郵 便 業	規 模 計	100.0	77.8	33.3	46.0	3.2	—	22.2	
	中 小 企 業	100.0	78.7	25.5	55.3	—	—	21.3	
	大 企 業	100.0	75.0	56.3	18.8	12.5	—	25.0	
卸 売 業、 小 売 業	規 模 計	100.0	75.8	27.3	44.3	3.1	4.6	24.2	
	中 小 企 業	100.0	73.3	19.2	50.0	0.8	6.7	26.7	
	大 企 業	100.0	79.7	40.5	35.1	6.8	1.4	20.3	
金 融 業、 保 険 業	規 模 計	100.0	45.0	32.5	—	12.5	—	55.0	
	中 小 企 業	100.0	40.0	—	—	40.0	—	60.0	
	大 企 業	100.0	46.7	43.3	—	3.3	—	53.3	
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	規 模 計	100.0	60.0	—	60.0	—	—	40.0	
	中 小 企 業	100.0	60.0	—	60.0	—	—	40.0	
	大 企 業	—	—	—	—	—	—	—	
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	100.0	47.6	9.5	28.6	9.5	—	52.4	
	中 小 企 業	100.0	43.8	6.3	37.5	—	—	56.3	
	大 企 業	100.0	60.0	20.0	—	40.0	—	40.0	
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	100.0	87.5	34.4	28.1	—	28.1	12.5	
	中 小 企 業	100.0	88.0	32.0	24.0	—	36.0	12.0	
	大 企 業	100.0	85.7	42.9	42.9	—	—	14.3	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規 模 計	100.0	70.8	37.5	33.3	—	—	29.2	
	中 小 企 業	100.0	68.4	26.3	42.1	—	—	31.6	
	大 企 業	100.0	80.0	80.0	—	—	—	20.0	
教 育、 学 習 支 援 業	規 模 計	100.0	45.8	4.2	41.7	—	—	54.2	
	中 小 企 業	100.0	42.9	7.1	35.7	—	—	57.1	
	大 企 業	100.0	50.0	—	50.0	—	—	50.0	
医 療、 福 祉	規 模 計	100.0	63.3	37.8	28.6	—	—	36.7	
	中 小 企 業	100.0	60.8	34.2	29.1	—	—	39.2	
	大 企 業	100.0	73.7	52.6	26.3	—	—	26.3	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	100.0	47.1	29.4	11.8	23.5	—	52.9	
	中 小 企 業	—	—	—	—	—	—	—	
	大 企 業	100.0	47.1	29.4	11.8	23.5	—	52.9	
サ ー ビ ス 業	規 模 計	100.0	58.9	25.0	33.9	1.8	—	41.1	
	中 小 企 業	100.0	63.0	28.3	34.8	—	—	37.0	
	大 企 業	100.0	40.0	10.0	30.0	10.0	—	60.0	

第15図 変形労働時間制の採用状況



(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形制を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第16図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

第5 休日・休暇

1 休日数

(1) 年間休日

年間休日数は、平均107.0日となっている。規模別では、中小企業が104.4日、大企業が114.9日と大企業の方が10.5日多くなっている。産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業の120.8日、金融業、保険業の120.1日、鉱業、採石業、砂利採取業の119.0日、複合サービス事業117.7日、情報通信業117.5日が多く、他の産業では、86.2～116.0日となっている。(第24表)

また、平成17年度からの年間休日数の推移をみると、107日前後で概ね横ばいの推移となっている。(第17図)

(2) 週休日・特別休日

週休日数は、平均88.8日となっている。規模別では、中小企業が85.4日、大企業が99.3日と大企業の方が13.9日多くなっている。産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業の104.2日、金融業、保険業の103.3日が多く、他の産業では、80.0～99.4日となっている。

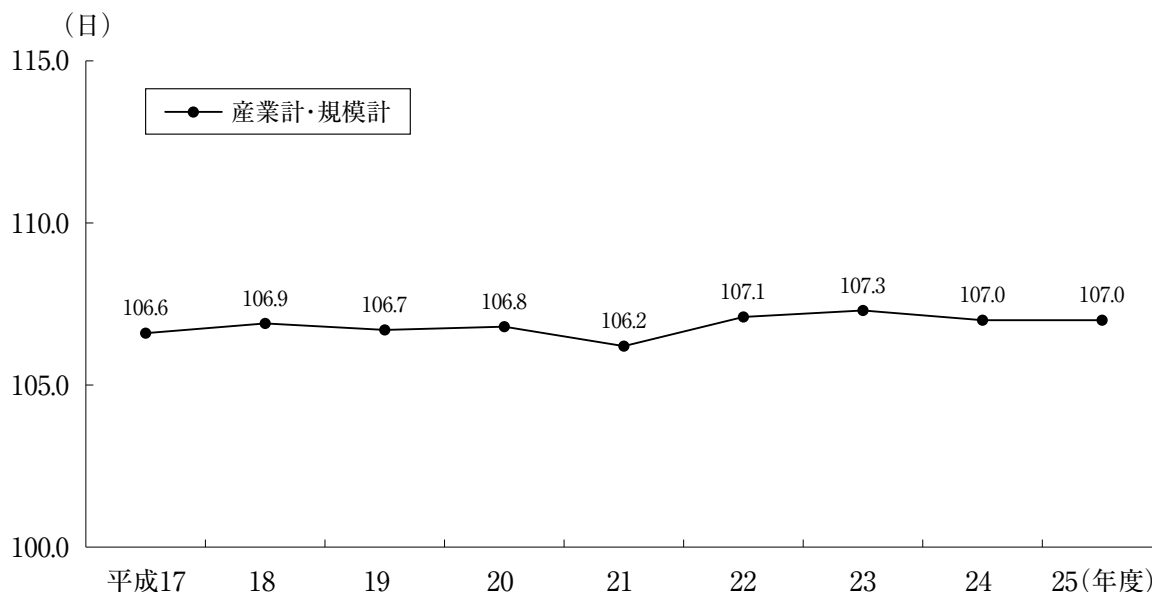
特別休日についてみると、「国民の祝日」は平均10.0日、「年始期間の休日」は平均2.3日、「ゴールデンウィーク」は平均0.6日、「夏季期間の休日」は平均2.4日、「年末期間の休日」は平均1.5日となっている。(第24表)

第24表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数	過休日	特 別 休 日 の 状 況					
			国民の祝日	年始期間 の休日	ゴールデン ウィーク	夏季期間 の休日	年末期間 の休日	その他 の休日
前 年 産 業 計 規 模 計	107.0	90.6	7.5	3.2	3.8	3.2	1.7	2.3
中小企業	104.6	87.6	7.7	3.4	3.9	3.4	1.8	1.7
大 企 業	113.3	98.5	7.1	3.0	3.4	2.7	1.6	3.6
産 業 計 規 模 計	107.0	88.8	10.0	2.3	0.6	2.4	1.5	1.4
中小企業	104.4	85.4	10.3	2.4	0.7	2.6	1.5	1.5
大 企 業	114.9	99.3	9.1	1.8	0.4	1.9	1.2	1.2
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	119.0	97.8	14.0	2.5	0.3	1.3	2.3	1.0
中小企業	115.0	91.5	15.0	3.0	0.0	2.5	2.5	0.5
大 企 業	123.0	104.0	13.0	2.0	0.5	0.0	2.0	1.5
建 設 業 規 模 計	107.0	83.3	12.6	3.1	1.0	3.6	1.9	1.5
中小企業	105.0	80.9	12.8	3.2	1.1	3.6	1.9	1.6
大 企 業	124.1	104.1	11.0	2.4	0.8	3.6	1.5	0.7
製 造 業 規 模 計	105.9	83.5	11.8	2.8	0.9	3.6	1.8	1.4
中小企業	105.3	83.0	11.8	2.8	1.0	3.6	1.8	1.4
大 企 業	119.7	95.8	13.3	2.2	0.5	4.0	1.5	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	120.8	104.2	10.4	1.8	0.6	2.2	1.6	0.0
中小企業	120.8	104.2	10.4	1.8	0.6	2.2	1.6	0.0
大 企 業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	117.5	99.4	12.4	2.5	0.3	1.3	1.7	0.0
中小企業	116.6	98.7	12.3	2.5	0.3	1.2	1.5	0.0
大 企 業	123.0	104.0	13.0	2.0	0.0	1.5	2.5	0.0
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	100.5	81.6	10.1	1.8	0.3	1.6	1.2	3.9
中小企業	95.7	77.3	9.5	1.9	0.4	1.7	1.2	3.8
大 企 業	113.6	93.4	11.8	1.4	0.2	1.5	1.3	4.1
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	104.5	89.7	7.0	2.0	0.6	2.2	1.1	2.0
中小企業	100.4	84.5	7.8	2.1	0.6	2.2	1.1	2.0
大 企 業	111.3	98.1	5.7	1.7	0.6	2.1	1.2	2.0
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	120.1	103.3	13.0	2.1	0.0	0.7	1.1	0.0
中小企業	118.3	101.0	12.9	2.1	0.0	1.0	1.3	0.0
大 企 業	120.6	104.0	13.0	2.0	0.0	0.6	1.0	0.0
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	101.2	80.0	13.8	2.6	0.2	2.6	2.0	0.0
中小企業	101.2	80.0	13.8	2.6	0.2	2.6	2.0	0.0
大 企 業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	115.2	93.9	12.8	2.6	0.8	3.0	1.9	0.3
中小企業	112.1	90.7	12.8	2.6	0.8	3.1	1.9	0.4
大 企 業	125.2	104.0	13.0	2.8	1.0	2.6	1.6	0.2
宿 泊 業 、 飲 食 サービス 業 規 模 計	86.2	81.6	2.6	0.4	0.1	0.5	0.5	0.5
中小企業	82.8	79.0	2.1	0.4	0.1	0.4	0.3	0.4
大 企 業	98.7	91.6	4.3	0.3	0.0	1.1	0.9	0.6
生 活 関 連 サービス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	104.7	96.1	3.0	1.3	0.4	1.0	0.6	2.2
中小企業	103.7	94.2	3.2	1.5	0.5	1.3	0.6	2.4
大 企 業	108.4	103.2	2.6	0.4	0.0	0.0	0.6	1.6
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	116.0	92.1	11.1	2.8	1.1	4.7	2.8	1.3
中小企業	112.1	86.7	9.8	2.6	1.8	5.4	3.6	2.2
大 企 業	121.4	99.6	13.0	3.1	0.2	3.7	1.7	0.1
医 療 、 福 祉 規 模 計	112.7	98.1	9.6	1.8	0.3	1.4	1.3	0.2
中小企業	112.3	96.7	10.3	1.9	0.3	1.3	1.4	0.2
大 企 業	114.4	103.8	6.6	1.4	0.1	1.4	0.9	0.1
複 合 サービス 事 業 規 模 計	117.7	98.9	13.0	2.1	0.3	1.7	1.1	0.6
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	117.7	98.9	13.0	2.1	0.3	1.7	1.1	0.6
サ ー ビ ス 業 規 模 計	104.7	85.2	10.8	2.5	0.8	2.6	1.7	1.2
中小企業	104.1	84.1	10.8	2.6	0.9	2.8	1.6	1.4
大 企 業	107.5	90.0	10.6	2.5	0.6	1.8	1.9	0.1

第17図 年間休日数の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

2 週休2日制

「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の36.6%（324事業所）となっている。規模別では、中小企業が27.2%，大企業が66.0%で実施している。産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業が100.0%，金融業、保険業が92.5%と「完全週休2日制」の実施が高く、他の産業に比べて高い割合となっている。（第25表）

また、平成17年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成19年度以降50%台で推移していたが、23年度は平成18年度以来の60%台となったが、24・25年度は再び30%台に下がり、平成17年度の水準になっている。なお、平成18年度からは「1年単位の變形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の区分をしたことから、大幅な増加となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の94.9%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の41.5%となっている。（第26表）

労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で87.1%，ない事業所で90.5%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で98.5%，ない事業所で98.8%となっている。（第27表）

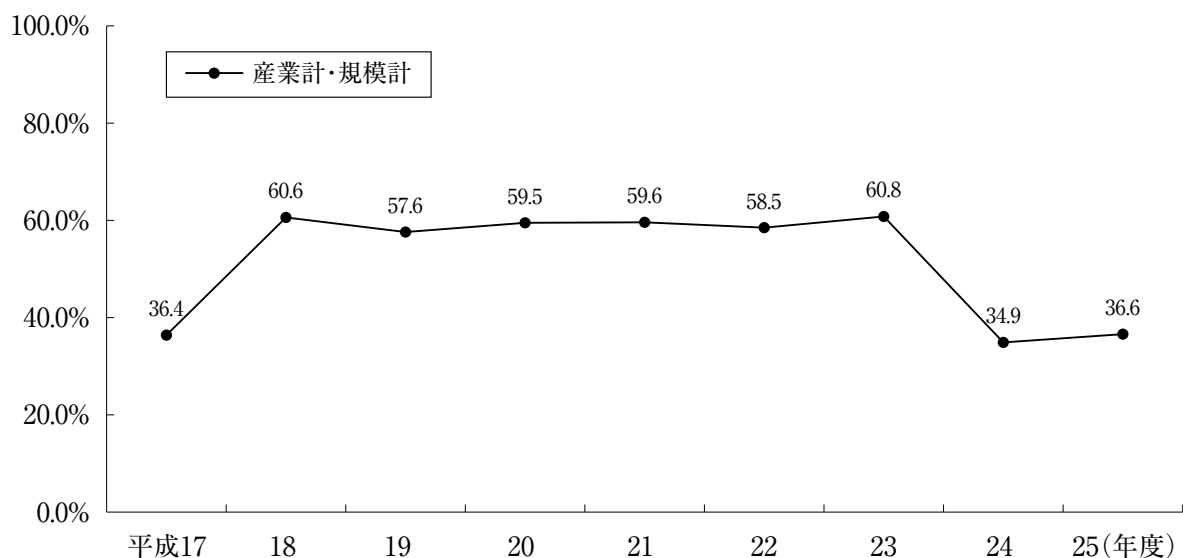
第25表 週休制の形態別採用状況（産業別事業所割合）

単位：％

区 分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他	
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回		
前年産業計	規模計	100.0	95.7	34.9	23.8	17.2	6.0	13.8	4.3
	中小企業	100.0	95.1	26.6	23.7	19.8	7.4	17.7	4.9
	大企業	100.0	97.3	57.0	24.3	10.3	2.3	3.4	2.7
産 業 計	規模計	100.0	92.2	36.6	20.9	16.8	7.0	10.8	7.8
	中小企業	100.0	90.1	27.2	20.3	19.9	8.7	14.2	9.9
	大企業	100.0	98.6	66.0	22.8	7.4	1.9	0.5	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	100.0	75.0	—	25.0	—	—	—
	中小企業	100.0	100.0	50.0	—	50.0	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
建 設 業	規模計	100.0	89.7	29.4	11.1	15.9	11.1	22.2	10.3
	中小企業	100.0	88.5	22.1	11.5	17.7	12.4	24.8	11.5
	大企業	100.0	100.0	92.3	7.7	—	—	—	—
製 造 業	規模計	100.0	93.5	13.1	20.8	31.5	10.1	17.9	6.5
	中小企業	100.0	93.2	13.6	18.5	32.1	10.5	18.5	6.8
	大企業	100.0	100.0	—	83.3	16.7	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
	中小企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	100.0	100.0	73.3	20.0	—	—	6.7	—
	中小企業	100.0	100.0	69.2	23.1	—	—	7.7	—
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	100.0	83.3	25.0	13.3	20.0	5.0	20.0	16.7
	中小企業	100.0	79.5	20.5	4.5	20.5	6.8	27.3	20.5
	大企業	100.0	93.8	37.5	37.5	18.8	—	—	6.3
卸 売 業、小 売 業	規模計	100.0	91.6	31.9	31.4	14.7	6.8	6.8	8.4
	中小企業	100.0	87.3	18.6	33.1	16.1	8.5	11.0	12.7
	大企業	100.0	98.6	53.4	28.8	12.3	4.1	—	1.4
金 融 業、保 険 業	規模計	100.0	100.0	92.5	7.5	—	—	—	—
	中小企業	100.0	100.0	70.0	30.0	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	規模計	100.0	80.0	40.0	—	40.0	—	—	20.0
	中小企業	100.0	80.0	40.0	—	40.0	—	—	20.0
	大企業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	100.0	100.0	57.1	9.5	23.8	4.8	4.8	—
	中小企業	100.0	100.0	43.8	12.5	31.3	6.3	6.3	—
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
宿泊業、飲食サービス業	規模計	100.0	87.5	31.3	18.8	21.9	12.5	3.1	12.5
	中小企業	100.0	88.0	24.0	20.0	28.0	16.0	—	12.0
	大企業	100.0	85.7	57.1	14.3	—	—	14.3	14.3
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	100.0	100.0	41.7	41.7	8.3	—	8.3	—
	中小企業	100.0	100.0	31.6	47.4	10.5	—	10.5	—
	大企業	100.0	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	100.0	100.0	41.7	25.0	12.5	12.5	8.3	—
	中小企業	100.0	100.0	21.4	28.6	14.3	21.4	14.3	—
	大企業	100.0	100.0	70.0	20.0	10.0	—	—	—
医 療、福 祉	規模計	100.0	95.9	60.8	21.6	8.2	3.1	2.1	4.1
	中小企業	100.0	94.9	57.7	21.8	10.3	2.6	2.6	5.1
	大企業	100.0	100.0	73.7	21.1	—	5.3	—	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	100.0	100.0	55.6	38.9	5.6	—	—	—
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	55.6	38.9	5.6	—	—	—
サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	81.8	36.4	18.2	12.7	7.3	7.3	18.2
	中小企業	100.0	78.3	28.3	19.6	13.0	8.7	8.7	21.7
	大企業	100.0	100.0	77.8	11.1	11.1	—	—	—

(注) 1 「その他」とは週休1日制、週休1日半制など、何らかの形での週休2日制でないものをいう。
 2 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。
 (例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



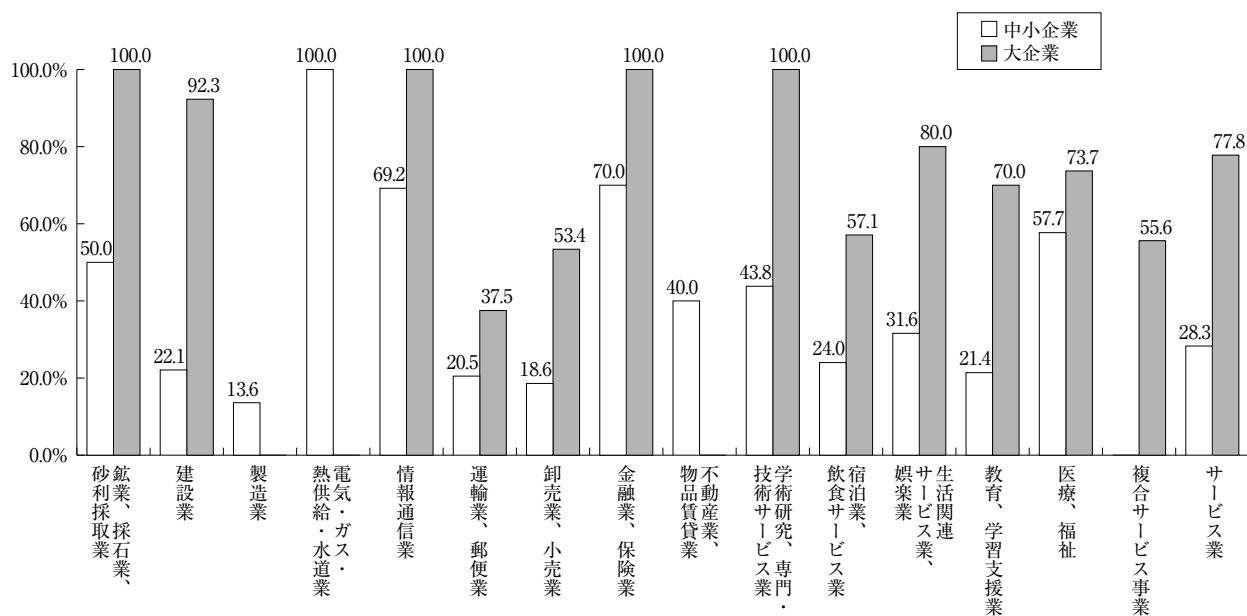
(注) 1 平成18年度以降は「1年単位の变形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。
 (例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

第26表 週休制の形態別採用状況 (適用労働者割合)

単位：%

区分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
適用労働者								
前年規模計	100.0	96.7	42.2	26.2	16.3	3.6	8.4	3.2
規模計	100.0	94.9	41.5	25.1	15.1	5.3	7.9	5.1
中小企業	100.0	92.8	32.3	21.9	19.8	7.0	11.8	7.2
大企業	100.0	99.2	59.9	31.4	5.8	2.0	0.1	0.8

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況 (産業別事業所割合)



第27表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況（事業所割合）

単位：％

区 分			事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
					完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
中小企業	労組有		100.0	87.1	32.3	24.2	12.9	6.5	11.3	12.9
	労組無		100.0	90.5	26.6	19.9	20.6	8.9	14.5	9.5
大企業	労組有		100.0	98.5	65.9	23.0	7.4	1.5	0.7	1.5
	労組無		100.0	98.8	66.3	22.5	7.5	2.5	-	1.3

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は、全体で16.6日となっている。産業別では、金融業、保険業が18.6日と最も多く、鉱業、採石業、砂利採取業の18.5日が続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で6.0日、取得率は36.0%となっている。取得率を産業別にみると鉱業、採石業、砂利採取業と電気・ガス・熱供給・水道業の58.7%が最も高く、宿泊業、飲食サービス業の14.3%が最も低くなっている。（第28表）

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業で17.8日、大企業で18.9日、取得率は中小企業で41.6%、大企業で40.7%となっており、いずれも労働組合のない事業所に比べ高くなっている。（第29表）

第28表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	%	日	日	%	日	日	%
前年産業計	16.9	6.2	37.0	16.6	5.8	35.1	17.4	7.1	40.8
産 業 計	16.6	6.0	36.0	16.2	5.8	35.7	17.8	6.5	36.6
鉱業、採石業、砂利採取業	18.5	10.9	58.7	18.7	10.6	56.6	18.4	11.0	59.7
建設業	16.8	5.2	31.2	16.6	5.4	32.3	17.7	4.3	24.5
製造業	17.0	6.8	40.0	17.0	6.6	38.7	17.6	10.0	57.1
電気・ガス・熱供給・水道業	18.1	10.6	58.7	18.1	10.6	58.7	-	-	-
情報通信業	17.6	8.9	50.9	17.4	9.5	54.4	18.8	4.3	22.9
運輸業、郵便業	17.3	6.4	36.9	16.7	4.8	28.8	18.5	9.8	53.1
卸売業、小売業	17.0	4.7	27.6	15.6	4.4	27.9	19.0	5.2	27.2
金融業、保険業	18.6	8.7	46.9	18.5	8.2	44.3	18.7	9.0	47.9
不動産業、物品賃貸業	15.7	4.8	30.2	15.7	4.8	30.2	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	17.3	7.5	43.5	17.1	7.4	43.4	18.0	7.9	43.8
宿泊業、飲食サービス業	14.3	2.0	14.3	14.0	2.3	16.3	15.0	1.3	8.8
生活関連サービス業、娯楽業	16.2	3.0	18.9	16.3	3.4	20.6	15.6	1.8	11.8
教育、学習支援業	16.7	6.8	40.5	15.2	8.1	53.0	17.7	6.0	33.8
医療、福祉	14.8	6.6	44.5	14.8	6.7	45.2	14.9	6.2	41.4
複合サービス事業	17.3	7.6	43.9	-	-	-	17.3	7.6	43.9
サービス業	15.3	5.1	33.3	15.4	5.2	33.9	15.2	4.6	30.6

第29表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	中 小 企 業						大 企 業					
	付与日数		取得日数		取得率		付与日数		取得日数		取得率	
	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無
	日	日	日	日	%	%	日	日	日	日	%	%
前年産業計	16.8	16.5	7.4	5.5	44.1	33.1	18.0	16.3	8.0	5.3	44.4	32.2
産業計	17.8	16.0	7.4	5.5	41.6	34.7	18.9	15.9	7.7	4.4	40.7	28.0

4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で29.6%、病気休暇で21.5%、リフレッシュ休暇で13.1%、ボランティア休暇で8.8%、教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）で2.8%となっている。

産業別では、夏季休暇は電気・ガス・熱供給・水道業と不動産業、物品賃貸業で、病気休暇は教育、学習支援業で、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇は鉱業、採石業、砂利採取業で、教育訓練休暇は建設業で、それぞれ他の産業に比べて高くなっている。（第30表）

第30表 特別休暇の採用状況

単位：％

区 分		夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	教育訓練休暇	骨髄ドナー 休 暇	その他
前 年 産 業 計	規 模 計	31.0	24.9	15.5	9.0	3.4	—	83.5
	中 小 企 業	29.6	23.6	8.2	2.7	3.5	—	80.1
	大 企 業	34.5	28.4	34.8	25.4	3.4	—	92.4
	産 業 計	29.6	21.5	13.1	8.8	2.8	2.0	81.8
	中 小 企 業	28.2	17.6	5.9	2.9	2.9	1.3	78.9
	大 企 業	34.1	33.6	35.5	27.2	2.3	4.1	90.8
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	25.0	25.0	75.0	75.0	—	50.0	100.0
	中 小 企 業	50.0	—	50.0	50.0	—	50.0	100.0
	大 企 業	—	50.0	100.0	100.0	—	50.0	100.0
建 設 業	規 模 計	36.5	21.4	11.9	5.6	7.9	—	77.0
	中 小 企 業	33.6	20.4	5.3	2.7	8.8	—	77.0
	大 企 業	61.5	30.8	69.2	30.8	—	—	76.9
製 造 業	規 模 計	28.6	10.7	3.0	2.4	1.2	0.6	80.4
	中 小 企 業	27.8	9.9	2.5	2.5	1.2	0.6	79.6
	大 企 業	50.0	33.3	16.7	—	—	—	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	60.0	40.0	60.0	40.0	—	20.0	100.0
	中 小 企 業	60.0	40.0	60.0	40.0	—	20.0	100.0
	大 企 業	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規 模 計	20.0	—	6.7	6.7	—	—	93.3
	中 小 企 業	15.4	—	—	7.7	—	—	92.3
	大 企 業	50.0	—	50.0	—	—	—	100.0
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	27.0	22.2	7.9	15.9	3.2	3.2	81.0
	中 小 企 業	17.0	10.6	2.1	—	—	—	74.5
	大 企 業	56.3	56.3	25.0	62.5	12.5	12.5	100.0
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	28.9	17.5	12.4	3.1	0.5	0.5	78.9
	中 小 企 業	28.3	15.0	5.0	0.8	0.8	—	72.5
	大 企 業	29.7	21.6	24.3	6.8	—	1.4	89.2
金 融 業、保 険 業	規 模 計	20.0	30.0	60.0	67.5	2.5	2.5	90.0
	中 小 企 業	40.0	20.0	20.0	20.0	—	10.0	100.0
	大 企 業	13.3	33.3	73.3	83.3	3.3	—	86.7
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	60.0	40.0	20.0	20.0	—	20.0	100.0
	中 小 企 業	60.0	40.0	20.0	20.0	—	20.0	100.0
	大 企 業	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	33.3	28.6	9.5	9.5	—	4.8	85.7
	中 小 企 業	31.3	12.5	—	6.3	—	—	81.3
	大 企 業	40.0	80.0	40.0	20.0	—	20.0	100.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	12.1	6.1	9.1	—	—	—	69.7
	中 小 企 業	11.5	7.7	—	—	—	—	61.5
	大 企 業	14.3	—	42.9	—	—	—	100.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	12.5	33.3	16.7	8.3	4.2	4.2	91.7
	中 小 企 業	10.5	31.6	15.8	—	5.3	—	89.5
	大 企 業	20.0	40.0	20.0	40.0	—	20.0	100.0
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	58.3	54.2	16.7	8.3	—	4.2	79.2
	中 小 企 業	50.0	42.9	7.1	—	—	—	85.7
	大 企 業	70.0	70.0	30.0	20.0	—	10.0	70.0
医 療、福 祉	規 模 計	27.6	28.6	13.3	4.1	4.1	4.1	88.8
	中 小 企 業	30.4	29.1	12.7	3.8	5.1	3.8	87.3
	大 企 業	15.8	26.3	15.8	5.3	—	5.3	94.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	50.0	50.0	22.2	27.8	5.6	5.6	100.0
	中 小 企 業	—	—	—	—	—	—	—
	大 企 業	50.0	50.0	22.2	27.8	5.6	5.6	100.0
サ ー ビ ス 業	規 模 計	28.1	28.1	10.5	5.3	5.3	1.8	78.9
	中 小 企 業	25.5	25.5	4.3	2.1	4.3	2.1	76.6
	大 企 業	40.0	40.0	40.0	20.0	10.0	—	90.0

- (注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目（10年、20年等）に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。
 2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。
 3 自己啓発のための休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

第6 育児休業制度

1 育児休業制度の規定状況

回答のあった859事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は88.8%となっている。規模別では、中小企業で85.7%、大企業で98.6%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、物品賃貸業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業が100.0%と最も高くなっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳6か月に達するまで」が87.3%となっている。一方、「子が2歳に達するまで」が3.0%、「子が3歳に達するまで」が4.2%、「子の小学校就学まで」が1.1%となっている。(第31表)

また、平成17年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、平成19年度以降横ばい傾向であったが25年度は1.7ポイントの上昇となった。(第21図)

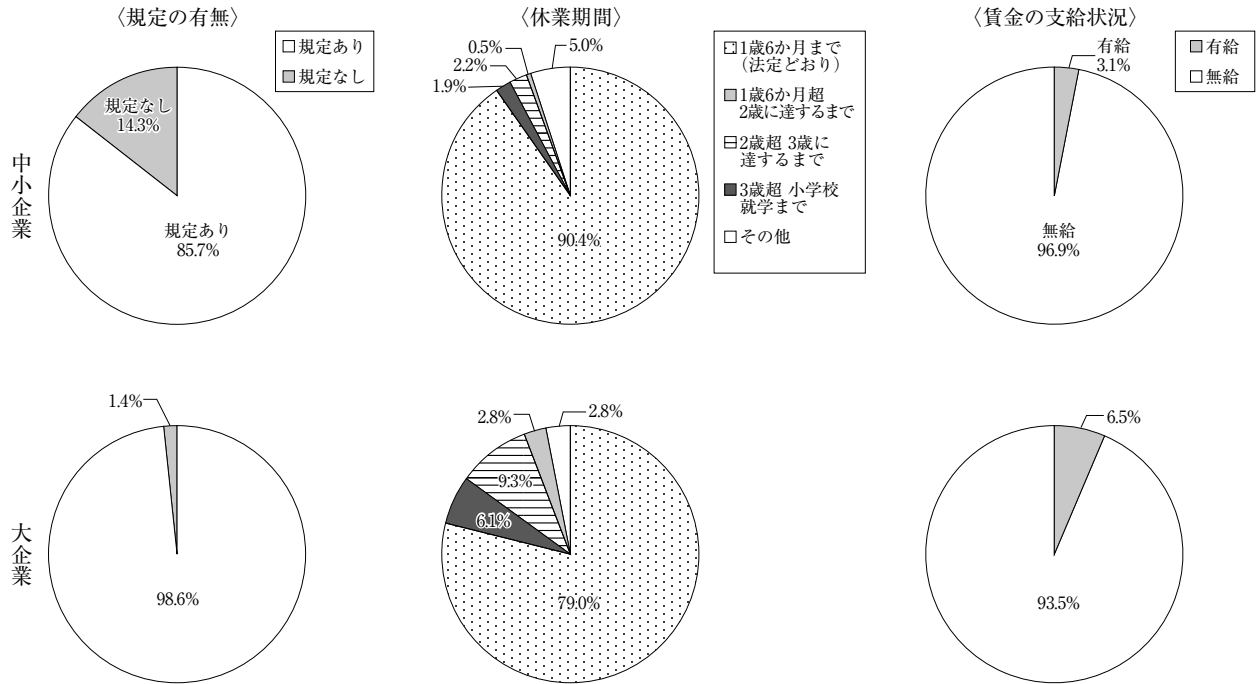
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：％

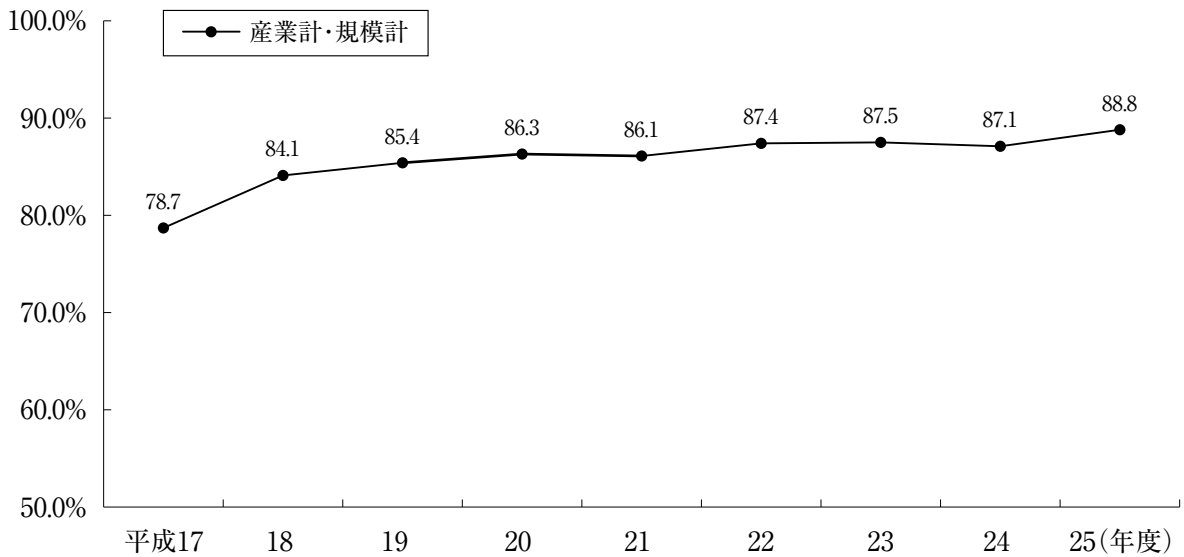
区 分	育児休業制度を定めている事業所	休 業 期 間					有給事業所	
		1歳6か月まで (法定どおり)	1歳6か月超 2歳に達する まで	2歳超 3歳に 達するまで	3歳超 小学校 就学まで	その他		
前 年 産 業 計	規 模 計	87.1	86.0	3.2	4.9	0.7	5.1	3.4
	中小企業	82.6	90.4	1.0	2.4	0.5	5.6	3.5
	大 企 業	98.9	76.2	8.0	10.3	1.1	4.2	3.1
産 業 計	規 模 計	88.8	87.3	3.0	4.2	1.1	4.4	4.0
	中小企業	85.7	90.4	1.9	2.2	0.5	5.0	3.1
	大 企 業	98.6	79.0	6.1	9.3	2.8	2.8	6.5
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	100.0	100.0	—	—	—	—	75.0
	中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	50.0
	大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0
建 設 業	規 模 計	84.1	93.4	—	1.9	0.9	3.8	3.8
	中小企業	82.3	94.6	—	2.2	—	3.2	3.2
	大 企 業	100.0	84.6	—	—	7.7	7.7	7.7
製 造 業	規 模 計	86.9	92.5	0.7	0.7	0.7	5.5	1.4
	中小企業	86.4	92.1	0.7	0.7	0.7	5.7	1.4
	大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	100.0	80.0	—	20.0	—	—	—
	中小企業	100.0	80.0	—	20.0	—	—	—
	大 企 業	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規 模 計	86.7	100.0	—	—	—	—	—
	中小企業	84.6	100.0	—	—	—	—	—
	大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	95.2	83.3	—	8.3	3.3	5.0	6.7
	中小企業	93.6	95.5	—	—	2.3	2.3	6.8
	大 企 業	100.0	50.0	—	31.3	6.3	12.5	6.3
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	86.6	90.5	4.2	2.4	1.8	1.2	4.2
	中小企業	79.2	94.7	3.2	—	—	2.1	3.2
	大 企 業	98.6	84.9	5.5	5.5	4.1	—	5.5
金 融 業、保 険 業	規 模 計	97.5	66.7	25.6	7.7	—	—	10.3
	中小企業	90.0	55.6	33.3	11.1	—	—	—
	大 企 業	100.0	70.0	23.3	6.7	—	—	13.3
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	100.0	60.0	20.0	20.0	—	—	—
	中小企業	100.0	60.0	20.0	20.0	—	—	—
	大 企 業	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	90.5	73.7	—	10.5	—	15.8	—
	中小企業	87.5	85.7	—	—	—	14.3	—
	大 企 業	100.0	40.0	—	40.0	—	20.0	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	78.8	88.5	7.7	—	—	3.8	3.8
	中小企業	73.1	84.2	10.5	—	—	5.3	5.3
	大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	100.0	95.8	—	—	—	4.2	—
	中小企業	100.0	94.7	—	—	—	5.3	—
	大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	91.7	63.6	—	18.2	4.5	13.6	4.5
	中小企業	92.9	69.2	—	—	7.7	23.1	7.7
	大 企 業	90.0	55.6	—	44.4	—	—	—
医 療、福 祉	規 模 計	93.9	87.0	—	7.6	—	5.4	4.3
	中小企業	93.7	87.8	—	6.8	—	5.4	2.7
	大 企 業	94.7	83.3	—	11.1	—	5.6	11.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	100.0	88.9	—	5.6	5.6	—	—
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—
	大 企 業	100.0	88.9	—	5.6	5.6	—	—
サ ー ビ ス 業	規 模 計	84.2	79.2	6.3	4.2	—	10.4	4.2
	中小企業	80.9	81.6	2.6	5.3	—	10.5	5.3
	大 企 業	100.0	70.0	20.0	—	—	10.0	—

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第20図 育児休業制度



第21図 育児休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

2 育児休業制度の利用状況

(1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成24年7月1日から平成25年6月30日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）がいた事業所について、育児休業制度の利用者（予定含む）がいた事業所の割合は60.9%となっている。規模別では中小企業で57.5%，大企業で68.5%となっており，大企業での利用者割合が高くなっている。（第32表）

第32表 育児休業制度利用の事業所数

単位：事業所，（ ）内は%

区 分	出産者がいた（配偶者が出産した男性を含む）事業所計	育児休業制度の利用者がいた事業所（予定含む）	育児休業制度の利用者がいなかった事業所
前 年 規 模 計	334 (100.0)	195 (58.4)	139 (41.6)
規 模 計	289 (100.0)	176 (60.9)	113 (39.1)
中 小 企 業	200 (100.0)	115 (57.5)	85 (42.5)
大 企 業	89 (100.0)	61 (68.5)	28 (31.5)

(2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成24年7月1日から平成25年6月30日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は6人で，1.5%となっている。「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は287人で，95.3%となっている。（第33表）

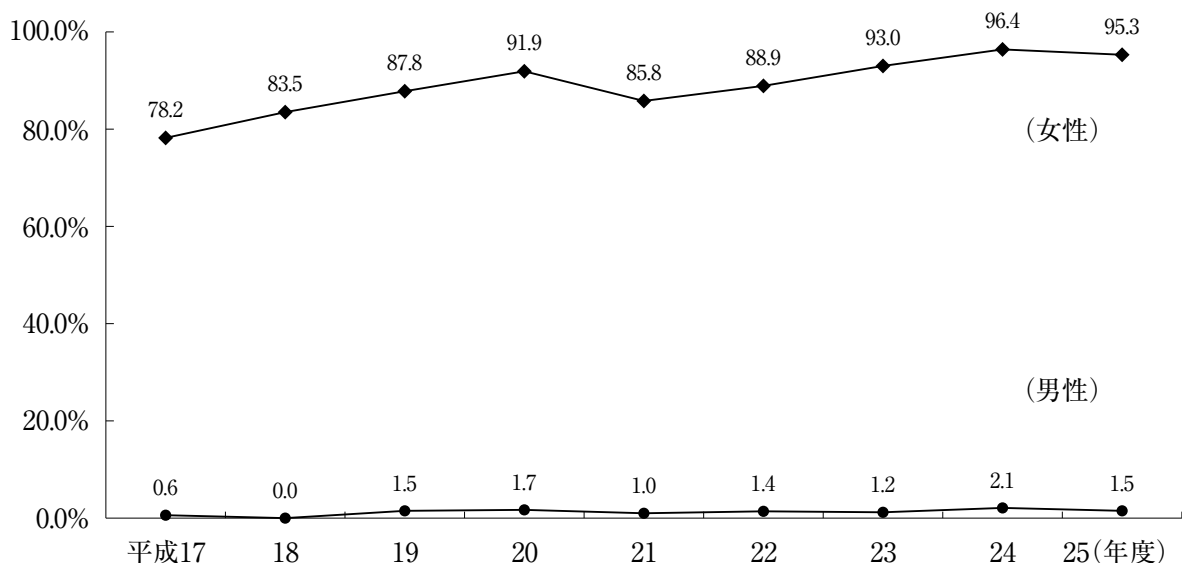
平成17年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると，「配偶者が出産した男性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，利用状況が平成19年度より増加し，1.0%を超える。ほぼ横ばい傾向が続いており，24年度は2.0%を超えた。しかし，平成25年度は0.6ポイントの減少となり，1.5%にとどまった。また，「出産した女性労働者」のうち，育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については，平成21年度に減少した他は，増加傾向となっていたが，25年度は1.1ポイントの減少となった。（第22図）

第33表 育児休業制度利用の労働者数

単位：人，（ ）内は%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が 出産した男性 労働者計	育児休業制度を 利用した男性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した女性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
前年産業計規模計	468 (100.0)	10 (2.1)	458 (97.9)	444 (100.0)	428 (96.4)	16 (3.6)
産 業 計 規 模 計	389 (100.0)	6 (1.5)	383 (98.5)	301 (100.0)	287 (95.3)	14 (4.7)
中小企業	261 (100.0)	4 (1.5)	257 (98.5)	216 (100.0)	202 (93.5)	14 (6.5)
大企業	207 (100.0)	6 (2.9)	201 (97.1)	228 (100.0)	226 (99.1)	2 (0.9)
中小企業	274 (100.0)	5 (1.8)	269 (98.2)	194 (100.0)	185 (95.4)	9 (4.6)
大企業	115 (100.0)	1 (0.9)	114 (99.1)	107 (100.0)	102 (95.3)	5 (4.7)
鉱業、採石業、規模計	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
砂利採取業 中小企業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
建設業規模計	59 (100.0)	— (—)	59 (100.0)	13 (100.0)	12 (92.3)	1 (7.7)
中小企業	44 (100.0)	— (—)	44 (100.0)	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)
大企業	15 (100.0)	— (—)	15 (100.0)	6 (100.0)	6 (100.0)	— (—)
製造業規模計	75 (100.0)	— (—)	75 (100.0)	53 (100.0)	50 (94.3)	3 (5.7)
中小企業	52 (100.0)	— (—)	52 (100.0)	42 (100.0)	40 (95.2)	2 (4.8)
大企業	23 (100.0)	— (—)	23 (100.0)	11 (100.0)	10 (90.9)	1 (9.1)
電気・ガス・規模計	7 (100.0)	— (—)	7 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
熱供給・水道業 中小企業	7 (100.0)	— (—)	7 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
情報通信業規模計	21 (100.0)	2 (9.5)	19 (90.5)	8 (100.0)	8 (100.0)	— (—)
中小企業	18 (100.0)	2 (11.1)	16 (88.9)	7 (100.0)	7 (100.0)	— (—)
大企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
運輸業、郵便業規模計	52 (100.0)	1 (1.9)	51 (98.1)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
中小企業	44 (100.0)	— (—)	44 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	— (—)
大企業	8 (100.0)	1 (12.5)	7 (87.5)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
卸売業、小売業規模計	73 (100.0)	2 (2.7)	71 (97.3)	56 (100.0)	52 (92.9)	4 (7.1)
中小企業	45 (100.0)	2 (4.4)	43 (95.6)	21 (100.0)	20 (95.2)	1 (4.8)
大企業	28 (100.0)	— (—)	28 (100.0)	35 (100.0)	32 (91.4)	3 (8.6)
金融業、保険業規模計	5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	16 (100.0)	15 (93.8)	1 (6.3)
中小企業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
大企業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	11 (100.0)	10 (90.9)	1 (9.1)
不動産業、物品賃貸業規模計	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
中小企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
学術研究、規模計	15 (100.0)	— (—)	15 (100.0)	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)
専門・技術サービス業 中小企業	12 (100.0)	— (—)	12 (100.0)	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)
大企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
宿泊業、規模計	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
飲食サービス業 中小企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
生活関連サービス業、規模計	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	7 (100.0)	7 (100.0)	— (—)
娯楽業 中小企業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	7 (100.0)	7 (100.0)	— (—)
大企業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
教育、学習支援業規模計	13 (100.0)	— (—)	13 (100.0)	23 (100.0)	21 (91.3)	2 (8.7)
中小企業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	8 (100.0)	6 (75.0)	2 (25.0)
大企業	11 (100.0)	— (—)	11 (100.0)	15 (100.0)	15 (100.0)	— (—)
医療、福祉規模計	37 (100.0)	1 (2.7)	36 (97.3)	100 (100.0)	98 (98.0)	2 (2.0)
中小企業	28 (100.0)	1 (3.6)	27 (96.4)	82 (100.0)	80 (97.6)	2 (2.4)
大企業	9 (100.0)	— (—)	9 (100.0)	18 (100.0)	18 (100.0)	— (—)
複合サービス事業規模計	5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	— (—)
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	— (—)
サービス業規模計	14 (100.0)	— (—)	14 (100.0)	7 (100.0)	7 (100.0)	— (—)
中小企業	12 (100.0)	— (—)	12 (100.0)	6 (100.0)	6 (100.0)	— (—)
大企業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)

第22図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

第7 介護休業制度

1 介護休業制度の規定状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、83.8%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「通算93日まで」である事業所は87.2%、「93日を超える」事業所は9.8%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業が75.0%、金融業、保険業が51.3%で高くなっている。

なお、休業中、中小企業では2.0%、大企業では4.7%が有給となっている。(第34表)

また、平成17年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加しており、平成20年度からは8割を超えている。(第24図)

第34表 介護休業制度の規定状況

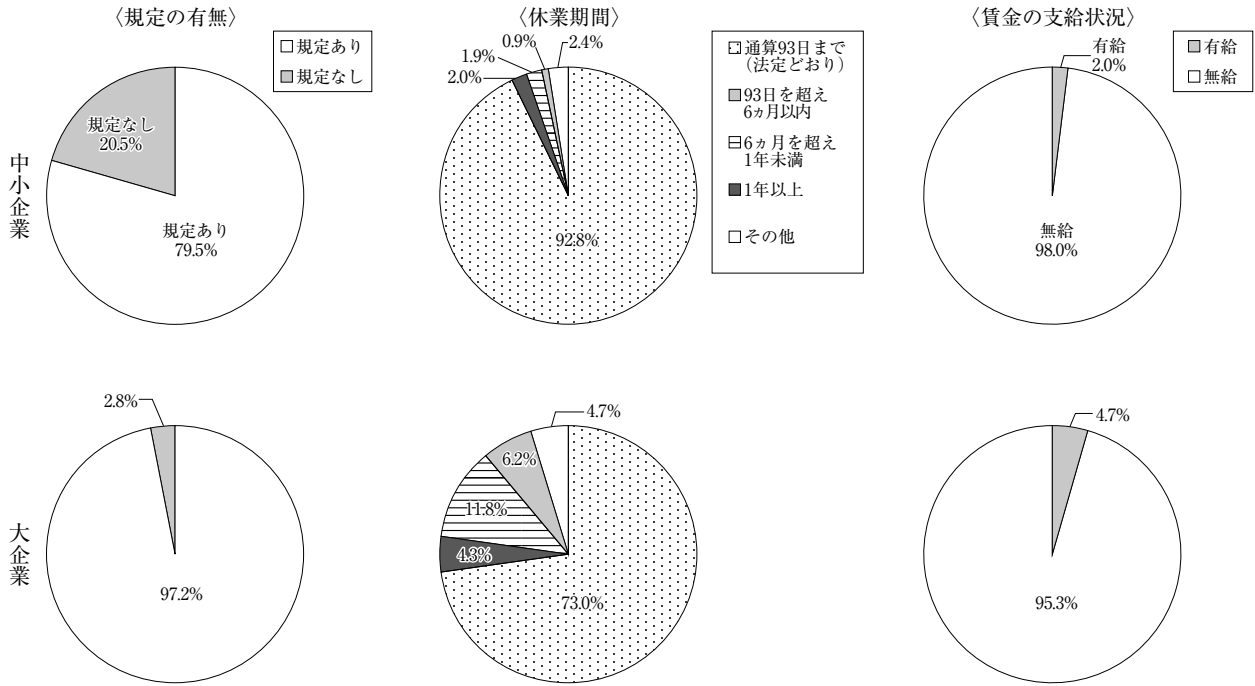
単位：％

区 分	介護休業制度を定めている事業所	休 業 期 間					有給事業所	
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6ヵ月以内	6ヵ月を超え 1年未満	1年以上	その他		
前年産業計	規模計	83.2	85.0	3.8	3.6	3.9	3.8	3.3
	中小企業	77.7	92.2	1.9	1.1	1.5	3.3	3.9
	大企業	97.7	69.8	7.8	8.9	8.9	4.7	1.9
産 業 計	規模計	83.8	87.2	2.7	4.7	2.4	3.1	2.8
	中小企業	79.5	92.8	2.0	1.9	0.9	2.4	2.0
	大企業	97.2	73.0	4.3	11.8	6.2	4.7	4.7
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	25.0	—	50.0	25.0	—	75.0
	中小企業	100.0	50.0	—	50.0	—	—	50.0
	大企業	100.0	—	—	50.0	50.0	—	100.0
建 設 業	規模計	79.4	90.0	2.0	3.0	—	5.0	4.0
	中小企業	77.0	92.0	2.3	3.4	—	2.3	2.3
	大企業	100.0	76.9	—	—	—	23.1	15.4
製 造 業	規模計	80.4	91.1	1.5	2.2	1.5	3.7	1.5
	中小企業	79.6	93.0	0.8	1.6	0.8	3.9	1.6
	大企業	100.0	50.0	16.7	16.7	16.7	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	60.0	20.0	—	20.0	—	—
	中小企業	100.0	60.0	20.0	—	20.0	—	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	86.7	92.3	—	—	7.7	—	—
	中小企業	84.6	90.9	—	—	9.1	—	—
	大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	93.7	83.1	—	6.8	1.7	8.5	3.4
	中小企業	93.6	95.5	—	—	—	4.5	2.3
	大企業	93.8	46.7	—	26.7	6.7	20.0	6.7
卸 売 業、小 売 業	規模計	83.5	90.7	1.9	3.1	3.1	1.2	3.1
	中小企業	75.0	96.7	2.2	—	1.1	—	—
	大企業	97.3	83.3	1.4	6.9	5.6	2.8	6.9
金 融 業、保 険 業	規模計	97.5	46.2	5.1	30.8	15.4	2.6	—
	中小企業	90.0	66.7	—	33.3	—	—	—
	大企業	100.0	40.0	6.7	30.0	20.0	3.3	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—
	中小企業	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	90.5	84.2	—	10.5	—	5.3	—
	中小企業	87.5	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	40.0	—	40.0	—	20.0	—
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	規模計	69.7	100.0	—	—	—	—	—
	中小企業	61.5	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	規模計	87.5	95.2	—	—	4.8	—	4.8
	中小企業	84.2	93.8	—	—	6.3	—	6.3
	大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	79.2	73.7	21.1	—	—	5.3	—
	中小企業	71.4	90.0	—	—	—	10.0	—
	大企業	90.0	55.6	44.4	—	—	—	—
医 療、福 祉	規模計	86.7	92.9	5.9	1.2	—	—	3.5
	中小企業	86.1	92.6	5.9	1.5	—	—	4.4
	大企業	89.5	94.1	5.9	—	—	—	—
複 合 サービス 事 業	規模計	100.0	94.4	—	5.6	—	—	—
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	94.4	—	5.6	—	—	—
サ ー ビ ス 業	規模計	75.4	88.4	—	4.7	—	7.0	2.3
	中小企業	70.2	90.9	—	—	—	9.1	3.0
	大企業	100.0	80.0	—	20.0	—	—	—

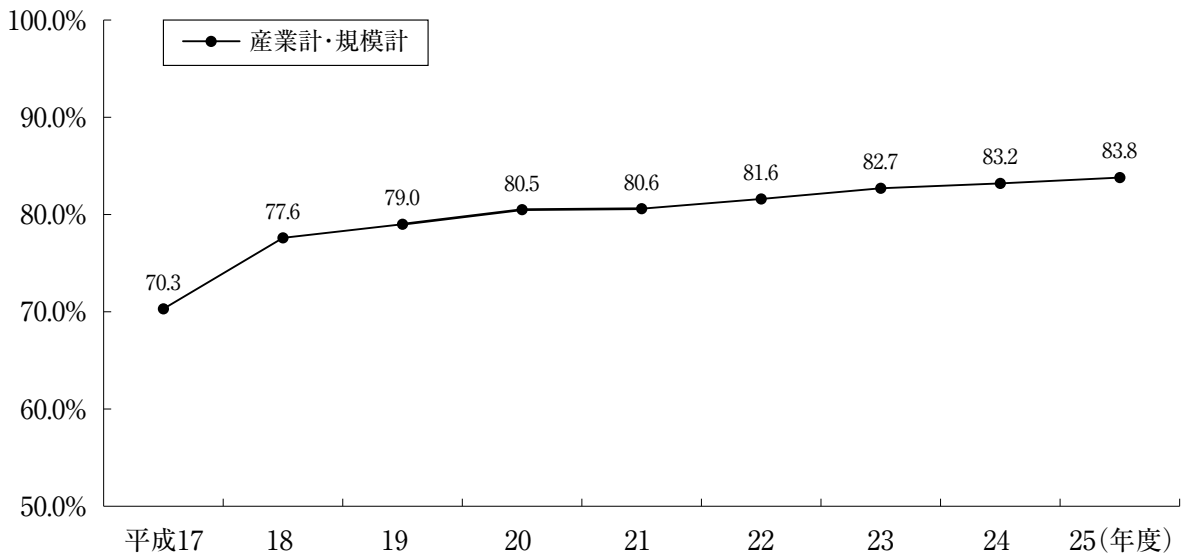
(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「連続した3か月」「その他」を追加している。

第23図 介護休業制度



第24図 介護休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成24年7月1日から平成25年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は1.5%となっている。規模別では中小企業で1.3%、大企業で1.9%となっており、大企業の利用者割合が高くなっている。(第35表)

また、平成17年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、概ね増加傾向であったが、平成20年度の2.6%をピークに、その後は減少となった。しかし平成25年度は前年を0.6ポイント増加した。(第25図)

第35表 介護休業制度利用の事業所数

単位：事業所，（ ）内は%

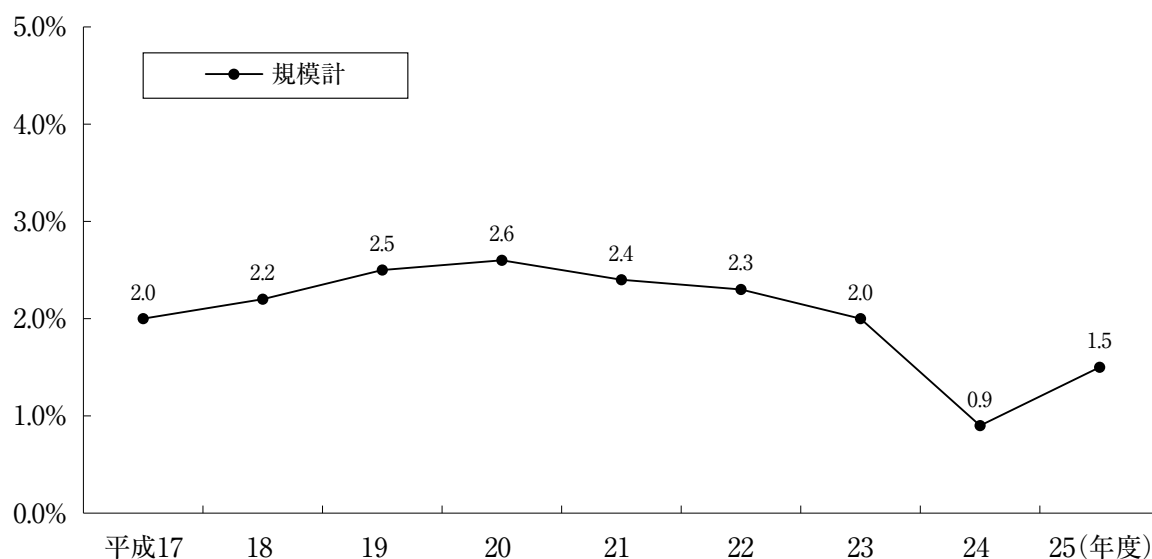
区 分	介護休業制度の規定がある事業所計	介護休業制度の利用者がいた事業所	介護休業制度の利用者がいなかった事業所
前年規模計	798 (100.0)	7 (0.9)	791 (99.1)
規模計	750 (100.0)	11 (1.5)	739 (98.5)
中小企業	539 (100.0)	7 (1.3)	532 (98.7)
大企業	211 (100.0)	4 (1.9)	207 (98.1)

第36表 介護休業制度利用者数

単位：人，（ ）内は%

区 分	利用者	男 性	女 性
前年規模計	7 (100.0)	1 (14.3)	6 (85.7)
規模計	13 (100.0)	10 (76.9)	3 (23.1)
中小企業	9 (100.0)	7 (77.8)	2 (22.2)
大企業	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)

第25図 介護休業制度の利用状況の推移



- (注) 1 平成17年度以前は介護休業制度を労働協約・就業規則等での定めの有無を問わず、介護休業制度について回答のあった全事業所数を母数として割合を算出している。
2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、67.2%となっている。規模別では中小企業で60.2%、大企業で88.9%となっている。産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業が100.0%で、金融業、保険業が95.0%で続いている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で85.4%、続いて「子の看護休暇制度」の70.9%、「所定外労働の免除」の66.6%となっている。一方、「経費の援助措置」は3.0%、「事業所内託児所」は1.3%と少なくなっている。「男性の育児参加のための休暇」を採用している事業所のうち、利用者がいた事業所は7事業所（8.0%）となっており、14人が利用している。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で76.5%、続いて「介護休暇制度」の64.2%、「所定外労働の免除」の48.9%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の32.1%となっている。一方、「フレックスタイム制」は6.5%、「経費の援助措置」は2.2%と少なくなっている。（第37表、第38表）

第37表 仕事と家庭の両立のための支援制度

【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援制度あり (育児、介護共通)	うち採用している制度（複数回答）									
		短時間勤務制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮	子の看護休暇制度	男性の育児参加のための休暇	事業所内託児所
前年産業計規模計	66.7	85.0	6.1	44.1	2.0	10.3	72.8	19.4	68.0	16.9	0.9
中小企業	57.6	80.3	5.5	44.5	0.8	9.5	67.3	18.3	59.3	15.3	0.3
大企業	90.9	92.9	7.1	43.3	4.2	11.7	82.1	21.3	82.5	19.6	2.1
産業計規模計	67.2	85.4	6.5	36.3	3.0	9.2	66.6	23.3	70.9	14.5	1.3
中小企業	60.2	82.4	4.7	35.3	2.7	9.8	60.5	18.4	63.2	13.7	1.2
大企業	88.9	91.7	10.4	38.3	3.6	7.8	79.3	33.7	87.0	16.1	1.6
鉱業、採石業、規模計	100.0	100.0	25.0	25.0	25.0	—	100.0	25.0	100.0	—	—
砂利採取業中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—
大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	—	100.0	50.0	100.0	—	—
建設業規模計	60.3	78.9	7.9	43.4	—	11.8	55.3	10.5	67.1	10.5	1.3
中小企業	56.6	76.6	7.8	43.8	—	14.1	48.4	9.4	64.1	12.5	1.6
大企業	92.3	91.7	8.3	41.7	—	—	91.7	16.7	83.3	—	—
製造業規模計	56.5	84.2	5.3	32.6	3.2	7.4	63.2	12.6	60.0	14.7	1.1
中小企業	56.2	83.5	3.3	31.9	3.3	7.7	61.5	13.2	58.2	14.3	1.1
大企業	66.7	100.0	50.0	50.0	—	—	100.0	—	100.0	25.0	—
電気・ガス・規模計	100.0	100.0	20.0	—	—	—	100.0	40.0	100.0	20.0	—
熱供給・水道業中小企業	100.0	100.0	20.0	—	—	—	100.0	40.0	100.0	20.0	—
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業規模計	60.0	88.9	44.4	22.2	—	11.1	66.7	11.1	88.9	22.2	—
中小企業	53.8	85.7	28.6	14.3	—	—	71.4	14.3	85.7	14.3	—
大企業	100.0	100.0	100.0	50.0	—	50.0	50.0	—	100.0	50.0	—
運輸業、郵便業規模計	68.3	74.4	4.7	37.2	7.0	2.3	60.5	20.9	62.8	20.9	—
中小企業	61.7	79.3	6.9	31.0	—	—	58.6	13.8	58.6	13.8	—
大企業	87.5	64.3	—	50.0	21.4	7.1	64.3	35.7	71.4	35.7	—
卸売業、小売業規模計	69.1	89.6	9.0	29.1	2.2	8.2	71.6	26.9	70.9	15.7	—
中小企業	55.8	86.6	4.5	25.4	3.0	10.4	64.2	20.9	59.7	11.9	—
大企業	90.5	92.5	13.4	32.8	1.5	6.0	79.1	32.8	82.1	19.4	—
金融業、保険業規模計	95.0	97.4	2.6	23.7	—	2.6	86.8	28.9	94.7	5.3	—
中小企業	80.0	100.0	—	37.5	—	—	87.5	37.5	87.5	12.5	—
大企業	100.0	96.7	3.3	20.0	—	3.3	86.7	26.7	96.7	3.3	—
不動産業、物品賃貸業規模計	80.0	75.0	—	50.0	—	—	75.0	50.0	75.0	25.0	—
中小企業	80.0	75.0	—	50.0	—	—	75.0	50.0	75.0	25.0	—
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、規模計	71.4	80.0	6.7	60.0	—	26.7	66.7	20.0	66.7	20.0	—
専門・技術サービス業中小企業	62.5	80.0	—	50.0	—	20.0	70.0	10.0	50.0	10.0	—
大企業	100.0	80.0	20.0	80.0	—	40.0	60.0	40.0	100.0	40.0	—
宿泊業、規模計	51.5	82.4	11.8	70.6	—	17.6	70.6	47.1	76.5	23.5	—
飲食サービス業中小企業	50.0	76.9	15.4	76.9	—	23.1	76.9	53.8	69.2	30.8	—
大企業	57.1	100.0	—	50.0	—	—	50.0	25.0	100.0	—	—
生活関連サービス業、規模計	70.8	82.4	—	35.3	5.9	17.6	47.1	17.6	41.2	29.4	—
娯楽業中小企業	68.4	76.9	—	30.8	7.7	23.1	38.5	23.1	30.8	23.1	—
大企業	80.0	100.0	—	50.0	—	—	75.0	—	75.0	50.0	—
教育、学習支援業規模計	70.8	76.5	—	58.8	5.9	23.5	52.9	52.9	70.6	11.8	17.6
中小企業	64.3	66.7	—	44.4	11.1	11.1	33.3	22.2	66.7	—	11.1
大企業	80.0	87.5	—	75.0	—	37.5	75.0	87.5	75.0	25.0	25.0
医療、福祉規模計	78.6	88.3	2.6	37.7	5.2	13.0	66.2	27.3	76.6	11.7	3.9
中小企業	75.9	85.0	1.7	36.7	5.0	13.3	58.3	23.3	71.7	13.3	3.3
大企業	89.5	100.0	5.9	41.2	5.9	11.8	94.1	41.2	94.1	5.9	5.9
複合サービス事業規模計	83.3	93.3	6.7	20.0	6.7	6.7	73.3	53.3	100.0	13.3	—
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大企業	83.3	93.3	6.7	20.0	6.7	6.7	73.3	53.3	100.0	13.3	—
サービス業規模計	61.4	82.9	2.9	45.7	2.9	—	68.6	17.1	68.6	11.4	—
中小企業	55.3	80.8	—	38.5	3.8	—	69.2	15.4	65.4	11.5	—
大企業	90.0	88.9	11.1	66.7	—	—	66.7	22.2	77.8	11.1	—

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「男性の育児参加のための休暇」を追加している。

【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり (育児・介護共通)	うち採用している制度（複数回答）								
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	介護休暇 制度	
前年産業計規模計	66.7	75.8	6.3	39.5	1.6	9.4	53.0	18.1	60.5	
中小企業	57.6	74.0	5.8	40.3	1.3	8.5	51.3	17.8	54.5	
大企業	90.9	78.8	7.1	38.3	2.1	10.8	55.8	18.8	70.4	
産業計規模計	67.2	76.5	6.5	32.1	2.2	8.3	48.9	21.0	64.2	
中小企業	60.2	76.7	4.7	32.1	2.2	9.3	44.6	17.6	56.6	
大企業	88.9	76.2	10.4	32.1	2.1	6.2	58.0	28.0	80.3	
鉱業、採石業、規模計	100.0	100.0	25.0	25.0	—	—	25.0	25.0	100.0	
砂利採取業中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	
大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	—	—	50.0	50.0	100.0	
建設業規模計	60.3	73.7	7.9	38.2	1.3	13.2	43.4	10.5	60.5	
中小企業	56.6	71.9	7.8	39.1	1.6	14.1	35.9	9.4	54.7	
大企業	92.3	83.3	8.3	33.3	—	8.3	83.3	16.7	91.7	
製造業規模計	56.5	80.0	5.3	30.5	2.1	7.4	48.4	14.7	50.5	
中小企業	56.2	80.2	3.3	29.7	2.2	7.7	46.2	15.4	50.5	
大企業	66.7	75.0	50.0	50.0	—	—	100.0	—	50.0	
電気・ガス・規模計	100.0	80.0	20.0	—	—	—	60.0	40.0	80.0	
熱供給・水道業中小企業	100.0	80.0	20.0	—	—	—	60.0	40.0	80.0	
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業規模計	60.0	77.8	44.4	11.1	—	—	44.4	11.1	88.9	
中小企業	53.8	85.7	28.6	—	—	—	57.1	14.3	85.7	
大企業	100.0	50.0	100.0	50.0	—	—	—	—	100.0	
運輸業、郵便業規模計	68.3	65.1	4.7	37.2	4.7	2.3	51.2	16.3	58.1	
中小企業	61.7	82.8	6.9	34.5	—	—	55.2	6.9	51.7	
大企業	87.5	28.6	—	42.9	14.3	7.1	42.9	35.7	71.4	
卸売業、小売業規模計	69.1	82.1	9.0	26.1	1.5	7.5	55.2	25.4	63.4	
中小企業	55.8	82.1	4.5	22.4	1.5	10.4	53.7	20.9	50.7	
大企業	90.5	82.1	13.4	29.9	1.5	4.5	56.7	29.9	76.1	
金融業、保険業規模計	95.0	63.2	2.6	21.1	—	2.6	63.2	13.2	78.9	
中小企業	80.0	75.0	—	37.5	—	—	37.5	37.5	75.0	
大企業	100.0	60.0	3.3	16.7	—	3.3	70.0	6.7	80.0	
不動産業、物品賃貸業規模計	80.0	75.0	—	50.0	—	—	—	50.0	75.0	
中小企業	80.0	75.0	—	50.0	—	—	—	50.0	75.0	
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、規模計	71.4	73.3	6.7	53.3	—	6.7	46.7	20.0	73.3	
専門・技術サービス業中小企業	62.5	80.0	—	50.0	—	10.0	50.0	10.0	60.0	
大企業	100.0	60.0	20.0	60.0	—	—	40.0	40.0	100.0	
宿泊業、規模計	51.5	82.4	11.8	70.6	—	17.6	70.6	47.1	76.5	
飲食サービス業中小企業	50.0	76.9	15.4	76.9	—	23.1	76.9	53.8	69.2	
大企業	57.1	100.0	—	50.0	—	—	50.0	25.0	100.0	
生活関連サービス業、規模計	70.8	70.6	—	29.4	5.9	11.8	41.2	11.8	23.5	
娯楽業中小企業	68.4	69.2	—	23.1	7.7	15.4	30.8	15.4	15.4	
大企業	80.0	75.0	—	50.0	—	—	75.0	—	50.0	
教育、学習支援業規模計	70.8	64.7	—	35.3	—	23.5	35.3	35.3	47.1	
中小企業	64.3	44.4	—	44.4	—	11.1	22.2	11.1	44.4	
大企業	80.0	87.5	—	25.0	—	37.5	50.0	62.5	50.0	
医療、福祉規模計	78.6	77.9	2.6	27.3	2.6	13.0	41.6	24.7	75.3	
中小企業	75.9	73.3	1.7	26.7	3.3	13.3	35.0	21.7	70.0	
大企業	89.5	94.1	5.9	29.4	—	11.8	64.7	35.3	94.1	
複合サービス事業規模計	83.3	93.3	6.7	20.0	6.7	6.7	26.7	53.3	100.0	
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大企業	83.3	93.3	6.7	20.0	6.7	6.7	26.7	53.3	100.0	
サービス業規模計	61.4	74.3	2.9	48.6	5.7	—	54.3	17.1	68.6	
中小企業	55.3	73.1	—	42.3	7.7	—	50.0	15.4	65.4	
大企業	90.0	77.8	11.1	66.7	—	—	66.7	22.2	77.8	

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「介護休暇制度」を追加している。

第38表 男性の育児参加のための休暇の利用状況

区 分	男性の育児参加のための 休暇制度がある事業所計	男性の育児参加のための 休暇制度の利用者がいた事業所	男性の育児参加のための 休暇制度の利用者数 人
前 年 規 模 計	108 (100.0%)	14 (13.0%)	18
規 模 計	87 (100.0%)	7 (8.0%)	14
中 小 企 業	56 (100.0%)	5 (8.9%)	10
大 企 業	31 (100.0%)	2 (6.5%)	4

第9 賃金の支払い形態

1 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が67.8%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が25.6%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第39表)

第39表 賃金の支払い形態（労働者割合）

単位：%

区分		時給制	日給制	月給制	年俸制	その他
前年産業計	規模計	22.0	6.3	69.9	1.4	0.4
	中小企業	21.6	5.8	71.0	0.9	0.7
	大企業	22.4	7.0	68.4	2.1	0.0
	規模計	25.6	5.2	67.8	0.7	0.7
	中小企業	24.7	6.8	67.0	0.5	0.9
	大企業	27.3	2.1	69.2	1.1	0.3
産 業 計	規模計	0.8	0.4	98.9	—	—
	中小企業	1.3	—	98.7	—	—
	大企業	0.5	0.5	98.9	—	—
建 設 業	規模計	3.1	10.5	84.9	1.5	—
	中小企業	3.2	12.7	83.3	0.8	—
	大企業	2.8	2.3	90.6	4.3	—
製 造 業	規模計	16.5	5.7	77.4	0.3	0.0
	中小企業	19.2	6.4	73.9	0.3	0.0
	大企業	5.1	2.4	92.2	0.3	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	5.9	7.2	85.0	—	2.0
	中小企業	5.9	7.2	85.0	—	2.0
	大企業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	14.9	—	84.3	0.8	—
	中小企業	16.2	—	82.9	0.9	—
	大企業	3.9	—	96.1	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	規模計	11.1	8.9	74.1	—	5.9
	中小企業	7.9	12.9	69.6	—	9.6
	大企業	16.1	2.7	81.3	—	—
卸 売 業、 小 売 業	規模計	39.1	2.7	56.8	1.3	0.1
	中小企業	27.9	3.6	67.3	1.0	0.1
	大企業	49.9	1.7	46.7	1.7	—
金 融 業、 保 険 業	規模計	8.3	3.1	81.5	2.4	4.7
	中小企業	15.3	—	77.1	7.6	—
	大企業	6.0	4.2	83.0	0.6	6.3
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	規模計	12.9	1.7	83.6	1.7	—
	中小企業	12.9	1.7	83.6	1.7	—
	大企業	—	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	7.6	0.7	91.0	0.7	—
	中小企業	9.6	1.1	88.7	0.6	—
	大企業	4.3	—	94.7	1.0	—
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	64.4	3.7	31.9	—	—
	中小企業	64.1	4.3	31.5	—	—
	大企業	65.5	1.5	33.0	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規模計	54.0	2.6	41.7	1.7	—
	中小企業	53.5	1.9	43.6	1.0	—
	大企業	56.4	6.0	32.5	5.1	—
教 育、 学 習 支 援 業	規模計	21.6	1.2	76.3	0.8	—
	中小企業	22.7	0.7	76.3	0.2	—
	大企業	21.4	1.3	76.3	0.9	—
医 療、 福 祉	規模計	23.0	2.4	73.7	0.5	0.4
	中小企業	24.0	2.4	72.7	0.3	0.5
	大企業	18.8	2.4	77.7	1.2	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	16.1	5.1	78.7	—	—
	中小企業	—	—	—	—	—
	大企業	16.1	5.1	78.7	—	—
サ ー ビ ス 業	規模計	60.4	9.9	29.5	0.2	0.0
	中小企業	58.0	12.3	29.5	0.2	0.0
	大企業	69.7	0.8	29.3	0.3	—

第10 パートタイム労働者の賃金等

1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は3,017人で、うち男性は537人（17.8%）、女性は2,480人（82.2%）と、女性が非常に高い割合となっている。

またパートタイム労働者の平均年齢は男性で47.0歳、女性が46.7歳であり、平均勤続年数は男性で4.2年、女性が5.9年となっている。

平成25年7月の総実労働時間数は男性が110.9時間で、うち所定外労働時間数は3.1時間となっている。また、女性は109.6時間で、うち所定外労働時間数は1.5時間となっている。（第40表）

産業別での月間総実労働時間数は不動産業、物品賃貸業で156.1時間と最も長く、情報通信業の134.1時間が続いている。また、所定外労働時間数では金融業、保険業の4.1時間が最も長くなっている。（第41表）

第40表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等（男女別）

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間) 男 性			月間総実労働時間数(時間) 女 性		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	602	2,553	5.3	6.1	19.1	19.9	120.2	115.8	4.4	109.5	107.9	1.6
産 業 業 計	537	2,480	4.2	5.9	19.4	19.8	110.9	107.8	3.1	109.6	108.1	1.5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	13	38	8.1	6.0	18.1	20.2	129.1	125.2	3.8	126.5	124.2	2.3
製造業	73	442	5.5	7.0	20.8	20.2	142.8	135.6	7.1	122.1	119.0	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1	8	5.0	8.4	14.0	19.4	105.0	105.0	0.0	124.8	121.8	3.0
情報通信業	-	33	-	5.7	-	19.0	-	-	-	134.1	132.6	1.5
運輸業、郵便業	39	41	5.6	4.8	16.5	18.7	92.8	91.6	1.2	113.8	111.1	2.6
卸売業、小売業	185	754	3.8	6.5	19.5	20.0	108.2	105.1	3.1	111.5	110.5	1.0
金融業、保険業	1	54	0.0	8.3	22.0	19.1	117.0	115.0	2.0	123.3	119.2	4.1
不動産業、物品賃貸業	8	6	3.1	2.0	21.6	22.7	148.1	148.1	0.0	166.7	165.3	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	2	15	4.0	5.2	22.0	19.6	140.0	140.0	0.0	116.9	115.3	1.6
宿泊業、飲食サービス業	43	221	5.0	5.5	17.9	19.8	105.3	101.8	3.5	98.0	97.3	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	35	110	4.0	6.0	21.2	19.6	117.3	115.7	1.6	111.0	109.5	1.5
教育、学習支援業	17	81	2.1	5.4	16.1	19.2	73.7	73.1	0.6	102.0	101.7	0.3
医療、福祉	45	400	2.7	5.0	20.3	19.1	97.9	97.0	0.9	102.1	100.8	1.2
複合サービス事業	5	19	4.2	5.6	18.4	19.7	99.8	98.8	1.0	128.4	127.6	0.8
サービス業	70	258	3.9	4.2	19.8	20.6	104.6	101.9	2.8	92.9	92.3	0.6

第41表 月間実労働時間数

単位：円

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	111.5	109.4	2.2
産 業 計	109.8	108.1	1.8
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	127.2	124.5	2.7
製造業	125.0	121.4	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業	122.6	119.9	2.7
情報通信業	134.1	132.6	1.5
運輸業、郵便業	103.6	101.6	1.9
卸売業、小売業	110.9	109.5	1.4
金融業、保険業	123.2	119.1	4.1
不動産業、物品賃貸業	156.1	155.5	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	119.6	118.2	1.4
宿泊業、飲食サービス業	99.2	98.1	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	112.5	111.0	1.5
教育、学習支援業	97.1	96.8	0.4
医療、福祉	101.6	100.4	1.2
複合サービス事業	122.4	121.6	0.8
サービス業	95.4	94.4	1.1

2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の平成25年7月の賃金支給総額は男性が111,563円で、うち所定内賃金は108,576円、所定外賃金は2,987円となっている。女性は96,350円で、うち所定内賃金は94,793円、所定外賃金は1,557円となっている。(第42表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は914円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると、不動産業、物品賃貸業が1,133円と最も高く、運輸業、郵便業が1,093円と続く。一方、宿泊業、飲食サービス業の846円が最も低くなっている。(第43表)

第42表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額（男女別）

区 分	月間賃金支給総額(円) 男 性			月間賃金支給総額(円) 女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	113,813	109,237	4,576	98,696	97,134	1,562
産 業 計	111,563	108,576	2,987	96,350	94,793	1,557
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	191,268	184,616	6,652	113,547	111,021	2,527
製造業	146,432	138,814	7,618	101,232	98,099	3,133
電気・ガス・熱供給・水道業	97,516	97,516	0	138,778	134,471	4,307
情報通信業	-	-	-	125,235	123,615	1,619
運輸業、郵便業	117,602	116,213	1,388	95,965	92,943	3,022
卸売業、小売業	98,011	95,829	2,182	95,331	94,321	1,010
金融業、保険業	87,504	85,900	1,604	116,476	112,201	4,275
不動産業、物品賃貸業	180,704	180,704	0	167,035	164,889	2,146
学術研究、専門・技術サービス業	126,000	126,000	0	106,939	104,989	1,951
宿泊業、飲食サービス業	90,160	86,632	3,528	82,275	81,593	682
生活関連サービス業、娯楽業	126,052	124,356	1,696	94,792	93,358	1,434
教育、学習支援業	78,371	77,670	701	98,275	97,878	398
医療、福祉	96,901	95,786	1,115	104,572	103,012	1,560
複合サービス事業	102,032	101,282	750	105,521	104,883	638
サービス業	109,148	105,932	3,216	75,702	75,092	610

(注) 1 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

2 産業によっては、「所定外労働賃金」の回答者が少ないため、当該賃金の平均額が極端に低い場合もある。

第43表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間あたりの所定内賃金(円)	産 業 間 格 差
前 年 産 業 計	909	-
産 業 計	914	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	1,061	116.0
製造業	847	92.6
電気・ガス・熱供給・水道業	1,080	118.1
情報通信業	934	102.2
運輸業、郵便業	1,093	119.6
卸売業、小売業	885	96.8
金融業、保険業	928	101.5
不動産業、物品賃貸業	1,133	123.9
学術研究、専門・技術サービス業	915	100.1
宿泊業、飲食サービス業	846	92.6
生活関連サービス業、娯楽業	906	99.1
教育、学習支援業	1,058	115.7
医療、福祉	1,039	113.7
複合サービス事業	872	95.4
サービス業	868	95.0

付 属 調 査 票



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告
登録第25-4号

(平成25年7月31日現在)

(※ この欄には記入しないでください。)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報情報は守られます。

事業所番号	市町村コード*			産業分類			企業規模
1~4	5	6	7	8	9	10	11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。
お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックして、同封の返信用封筒で返送してください。
なお、その旨各お問い合わせ先まで電話でご連絡いただいても結構です。

9人以下

◆ 調査票記入にあたってのお願い

- ・ 太枠で囲まれた部分が回答欄です。選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日現在の状況**を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、9月30日(月)までに投函してください。

1 企業全体の現況

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 〽 29人	30 〽 49人	50 〽 99人	100 〽 299人	300人 〽

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 未満	1,000万円 〽 5,000万円未満	5,000万円 〽 1億円未満	1億円 〽 3億円未満	3億円 以上

《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所について記入してください。》

本社等一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

2 事業所の現況

事業所名			
所在地	(〒 -)		
業種又は 主要製品名			
記入担当者	所 属	TEL	
	〆 氏 名	FAX	

労働組合の有無 1 ある 2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム 労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他		③		
		①	うち障害者数	②	うち障害者数	うち障害者数	うち障害者数	
男 性	人	人	人	人	人	人	人	
女 性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ記入してください。

6 年次有給休暇

平成24年または平成24年度について記入してください。

〔記入方法〕

- ① 年休簿から労働者を抽出します。
抽出の方法は、記入要領（5ページ）をご参照ください。
- ② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数（前年の繰越分を除く）、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

年休を付与されている 常用労働者数（抽出後）					人
年休付与日数の総計 （前年繰越分を除く）					日
年休取得日数の総計					日

7 特別休暇制度

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。

- ・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。導入しているものすべてに○印をつけてください。

1	夏季休暇	4	ボランティア休暇
2	病気休暇	5	教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）
3	リフレッシュ休暇	6	骨髄ドナー休暇
		7	その他 具体例
慶弔休暇（結婚、妻の出産、忌引） ・ 誕生日、記念日 子どものイベント ・ () ↑ 該当するものに○印を付けてください。			

8 育児休業制度

- (1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 介護休業制度」へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	1歳6か月まで（法定どおり）
2	1歳6か月超 2歳に達するまで
3	2歳超 3歳に達するまで
4	3歳超 小学校就学まで
5	その他 ()

- (3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。
※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。（いない場合は「0」と記入してください。）

- ① 「出産者」 平成24年7月1日から平成25年6月30日までに子どもが生まれた労働者（男性の場合は配偶者が出産した場合）の数を記入してください。
- ② 「取得者」 ①のうち、平成24年7月1日から平成25年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。（育児休業の申し出をしている者を含む）

出産者	女性	男性
	人	人
取得者	女性	男性
	人	人

9 介護休業制度

- (1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで（法定どおり）
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ()

- (3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。
※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤続年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額（就業形態別）

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 者 労働者 数	勤 続 年 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	13,393	12.2	21.9	177.8	167.6	10.1	278,799	261,388	17,410
～17歳	1	1.0	25.0	200.0	200.0	0.0	127,000	127,000	0
18～19	63	0.4	22.2	178.4	169.0	9.4	173,891	164,733	9,158
20～24	946	1.6	21.9	179.9	168.3	11.7	199,917	184,118	15,799
25～29	1,470	4.2	21.9	179.5	167.2	12.3	227,510	208,999	18,511
30～34	1,580	6.6	21.9	180.9	168.0	12.8	254,162	233,554	20,609
35～39	1,845	10.4	21.9	180.7	168.2	12.5	279,622	257,180	22,443
40～44	1,752	12.9	21.9	178.3	168.0	10.3	301,837	282,536	19,301
45～49	1,624	15.6	21.9	177.8	168.0	9.9	312,594	293,577	19,017
50～54	1,522	18.3	21.9	176.0	167.7	8.3	329,682	313,400	16,282
55～59	1,361	20.8	21.9	174.1	167.5	6.5	322,139	309,721	12,418
60～64	967	18.2	22.0	170.5	165.2	5.4	254,047	245,849	8,198
65～	262	19.1	22.3	172.4	165.7	6.7	227,040	218,768	8,272
男 子 計	9,285	13.1	22.1	181.2	168.9	12.3	305,168	283,640	21,528
～17歳	1	1.0	25.0	200.0	200.0	0.0	127,000	127,000	0
18～19	47	0.4	22.4	181.8	170.8	11.0	176,810	166,406	10,404
20～24	530	1.7	21.9	183.5	167.7	15.8	213,610	191,700	21,910
25～29	922	4.3	21.9	183.4	167.6	15.8	243,127	219,166	23,961
30～34	1,103	6.7	22.1	185.2	169.4	15.8	271,921	246,215	25,707
35～39	1,305	10.8	22.1	184.8	169.4	15.5	303,033	275,003	28,030
40～44	1,247	13.7	22.0	182.0	169.4	12.6	330,704	306,922	23,781
45～49	1,119	16.4	22.1	182.1	170.0	12.1	348,925	325,084	23,841
50～54	1,076	19.5	22.0	179.2	169.3	9.9	365,507	345,661	19,846
55～59	961	21.8	22.1	176.8	169.2	7.6	356,881	342,488	14,393
60～64	759	18.2	22.1	172.8	166.7	6.1	268,399	258,888	9,511
65～	215	18.4	22.3	174.8	167.2	7.6	230,171	220,740	9,430
女 子 計	4,108	10.4	21.6	169.9	164.8	5.2	219,198	211,095	8,103
～17歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18～19	16	0.6	21.4	168.4	163.7	4.7	165,317	159,818	5,499
20～24	416	1.5	21.9	175.4	169.0	6.4	182,471	174,458	8,013
25～29	548	4.0	21.8	173.0	166.5	6.5	201,236	191,895	9,341
30～34	477	6.5	21.5	170.8	164.9	5.9	213,097	204,277	8,820
35～39	540	9.6	21.5	170.7	165.2	5.5	223,045	214,105	8,940
40～44	505	10.9	21.6	169.3	164.4	4.9	230,558	222,318	8,239
45～49	505	13.9	21.6	168.5	163.5	5.0	232,089	223,760	8,329
50～54	446	15.2	21.5	168.4	163.9	4.5	243,252	235,569	7,683
55～59	400	18.2	21.6	167.5	163.6	3.9	238,672	230,998	7,674
60～64	208	18.4	21.7	162.3	159.6	2.7	201,678	198,270	3,408
65～	47	22.2	22.1	161.4	158.9	2.4	212,717	209,747	2,971

パートタイム労働者

調査産業 計

区 分	集 計 労働者 数	勤 年 続 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	3,017	5.6	19.8	109.8	108.1	1.8	99,058	97,246	1,811
～17歳	12	0.3	15.3	70.2	70.2	0.0	54,390	54,390	0
18～19	46	0.5	15.9	76.4	76.4	0.0	60,053	60,053	0
20～24	182	1.2	17.1	93.7	92.9	0.9	83,372	82,498	874
25～29	179	2.4	20.0	126.8	123.5	3.3	111,846	108,187	3,659
30～34	199	3.4	19.1	111.7	110.3	1.4	98,819	97,378	1,441
35～39	318	4.4	19.8	114.3	112.4	1.9	104,533	103,020	1,513
40～44	376	4.5	20.3	115.4	113.3	2.1	101,950	99,789	2,161
45～49	352	5.8	20.0	114.9	112.7	2.2	102,559	100,195	2,364
50～54	320	7.0	20.3	115.2	113.4	1.8	103,676	101,758	1,918
55～59	356	8.3	20.1	112.7	110.4	2.3	102,482	99,995	2,487
60～64	396	7.4	20.3	104.9	103.6	1.4	96,834	95,417	1,417
65～	281	8.4	19.8	93.3	92.7	0.6	88,615	87,981	634
男 子 計	537	4.2	19.4	110.9	107.8	3.1	111,563	108,576	2,987
～17歳	4	0.5	13.0	72.5	72.5	0.0	64,621	64,621	0
18～19	24	0.5	16.8	80.3	80.3	0.0	63,175	63,175	0
20～24	74	1.3	16.1	91.2	90.0	1.2	83,642	82,563	1,079
25～29	45	2.6	21.0	140.5	134.2	6.3	127,821	120,529	7,292
30～34	28	2.7	19.6	122.0	119.2	2.8	109,916	107,225	2,691
35～39	26	4.7	20.5	131.1	119.1	12.0	128,668	123,762	4,906
40～44	36	4.6	20.9	127.4	119.4	8.1	122,248	114,221	8,026
45～49	28	4.1	20.8	128.7	124.9	3.8	118,406	114,063	4,342
50～54	23	3.3	22.8	125.1	118.9	6.2	128,109	121,403	6,705
55～59	35	4.9	20.7	126.9	122.3	4.6	132,140	126,656	5,484
60～64	99	5.6	19.6	110.2	108.7	1.6	123,762	121,686	2,076
65～	115	6.7	19.4	95.7	95.4	0.3	106,348	106,079	269
女 子 計	2,480	5.9	19.8	109.6	108.1	1.5	96,350	94,793	1,557
～17歳	8	0.3	16.4	69.0	69.0	0.0	49,274	49,274	0
18～19	22	0.5	15.0	72.2	72.2	0.0	56,647	56,647	0
20～24	108	1.2	17.7	95.4	94.8	0.6	83,188	82,454	734
25～29	134	2.3	19.6	122.2	120.0	2.3	106,482	104,043	2,439
30～34	171	3.5	19.0	110.1	108.9	1.2	97,001	95,766	1,236
35～39	292	4.4	19.7	112.8	111.8	1.0	102,384	101,173	1,211
40～44	340	4.5	20.2	114.1	112.7	1.4	99,801	98,261	1,540
45～49	324	5.9	19.9	113.7	111.7	2.0	101,190	98,997	2,193
50～54	297	7.3	20.1	114.4	113.0	1.4	101,784	100,237	1,547
55～59	321	8.7	20.1	111.2	109.1	2.0	99,249	97,088	2,161
60～64	297	8.0	20.5	103.1	101.9	1.3	87,858	86,660	1,197
65～	166	9.6	20.0	91.6	90.7	0.8	76,329	75,443	887

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために…

事業主の
みなさまへ

雇用奨励助成金 のご案内

新潟市障がい者雇用奨励金制度

新潟市民である障がい者を、公共職業安定所等の紹介により雇用し、国等の助成金制度（特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練費）の支給対象となり、その支給対象期間経過後も引き続き常用労働者^(注)として雇用する場合に、市が事業主に対して助成金を支給する制度です。

^(注)「1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の短時間労働者」を含む。

お気軽に障がい者職業アドバイザーをご利用ください

- 障がい者を雇用している事業所を訪問して、障がい者の職場定着への諸問題について相談をお受けします。
- 障がい者の就職にあたっての諸問題の解決や、求職手続き（国の機関への取次ぎ）等について相談をお受けします。
なお、障がい者のご家族の代理相談もお受けします。
- 雇用主等に対して障がい者の雇用の方法、助成金等について相談をお受けします。

お問い合わせ先

新潟市 福祉部 障がい福祉課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 第1分館2階

電話 025-226-1249（障がい福祉課） 内線 31249

雇用奨励助成金の交付

交付申請の手続きは

国等の助成金の支給対象期間経過後も引き続き常用労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇用した場合、対象となります。

手続きについては、引き続き雇用した日から6ヶ月経過後に申請してください。

交付対象期間の始期は

国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月からです。

金額・交付期間

(1) 重度障がい者及び、その他の障がい者のうち45歳以上の者

1人月額 10,000円を 12ヶ月

(2) その他の障がい者及び(1)に該当する者のうち短時間労働者

1人月額 5,000円を 6ヶ月

提出書類

(1) 新潟市障がい者雇用奨励助成金交付申請書

(2) 国等の助成金の支給決定通知書(写)

又は、職場適応訓練実施決定通知書(写)

提出期限

国等の助成金の支給対象期間経過後、最初の月から6ヶ月経過後の1ヶ月以内です。

なお、上記、金額・交付期間の(1)に該当する者は6ヶ月ごとに2回提出してください。

交付方法

交付決定通知書でお知らせするとともに、申請者が指定した金融機関の預金口座に振り込みます。



新潟市障がい者 多数雇用事業者優遇制度

新潟市では、障がいのある方の雇用の促進とその職業の安定のために、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達を積極的に進めていきます。



障がいのある人もない人も
共に働き、生きがいを感じあえる
企業を応援します。



新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度

1 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは？

市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達する制度です。

2 登録企業のメリットは？

- ①随意契約においては、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。
- ②指名競争入札においては、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。(ただし、①・②いずれの場合も工事関係のものは含まれません。)
- ③市のホームページで、障がい者雇用を推進している事業者として紹介します。

3 登録条件は？

- ①市内に事業所を有する中小企業者であること。
- ②新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること。
- ③障がい者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④過去1年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則4.0%以上、かつ2人以上の雇用があること。

4 登録物品数

原則1企業、1物品又は1役務です。ただし、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が8.0%以上の場合、以下のメリットがあります。

障害者雇用促進法に基づく障がい者数の割合	うち重度障がい者及び精神障がい者の占める割合	登録できる品目数(物品・役務)
4.0%以上8.0%未満		いずれか1品目まで
8.0%以上16.0%未満	1/2未満	いずれか1品目まで
	1/2以上	合わせて2品目まで
16.0%以上	1/2未満	合わせて2品目まで
	1/2以上	合わせて3品目まで

5 登録の有効期間は？

登録日の属する年度の3月31日までです。

お問い合わせ

登録申請
については

新潟市障がい福祉課

TEL 025-226-1249

契約関係
については

新潟市契約課

TEL 025-226-2213

ホームページでもお知らせしています →

新潟市 多数雇用 |

検索



男の育休に奨励金

お父さんも育児休業を！！

男性が子育てに積極的に関われる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

10万円

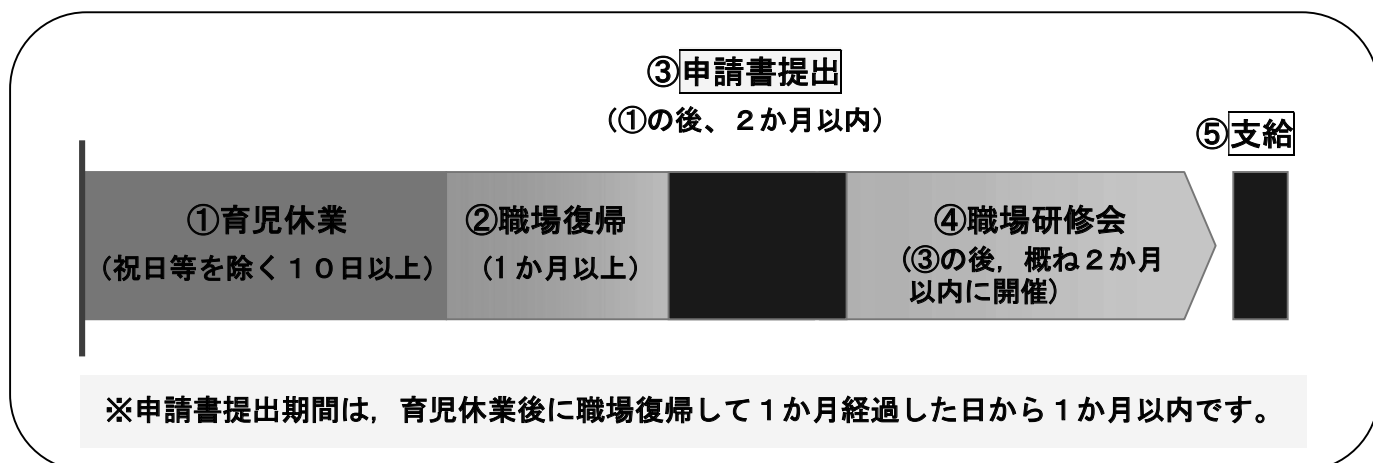
上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

30万円

条件

- 1 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること
(国・地方公共団体及び国，地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く)
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して連続する10日以上育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

支給までの流れ



必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
- 育児休業体験記（800字程度）
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの（対象となる男性労働者の出勤簿の写し等）
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 制度融資用納税証明書（本人及び事業主）※証明書を請求する際は、下記にご注意ください。

・法人の証明が必要な方は、代表者印を押印した申請書または委任状が必要です。

・同居親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状が必要です。

問合せ・申請先

新潟市男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

Tel: 025-226-1061

Fax: 025-228-2219

E-mail: danjo@city.niigata.lg.jp

URL: <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/ikukyu.html>



一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために

障がい者雇用推進融資事業

市内の障がい者雇用に意欲のある中小企業者に対して、既存融資制度に障がい者雇用推進枠を設け、信用保証料補助や利子補給をすることにより、さらなる障がい者雇用の促進と資金調達の円滑化を図ります。

障がい者を雇用している場合

融資額 300 万円まで信用保証料^{※1} 無料
 融資額 1,000 万円まで無利子^{※2}

事業の概要

融資名	一般融資 ＜障がい者雇用推進枠＞	小規模企業振興資金 ＜障がい者雇用推進枠＞
要件	①従業員 50 人未満の中小企業者： 障がい者を雇用していること ②従業員 50 人以上の中小企業者： 法定雇用率 2.0%を満たしていること	
信用保証料 補助 ^{※1}	300 万円以内 300 万円超	100% 50% ^{※3}
利子補給 ^{※2}	1,000 万円以内 1,000 万円超	利子全額 利子年 1.0%相当分
資金用途	運転資金・設備資金	
限度額	2,000 万円以内	1,250 万円以内
貸付利率 (年利)	【5年以内】信保付 1.85%, その他 2.35% 【5年超】 信保付 2.05%, その他 2.55%	【5年以内】 信保付 1.75% 【5年超】 信保付 1.95%
償還期間	1,000 万円以内 7年以内 1,000 万円超 8年以内 (うち据置 6 か月以内)	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (うち据置 1 年以内)

※3・・・緊急経済対策により H26.6.30 (予定) 融資実行分までの小規模企業振興資金＜障がい者雇用推進枠＞の保証料補助については、以下の通り。
 ・融資額 300 万円～1,000 万円 75% ・融資額 1,000 万円～限度額 (1,250 万円) 50%

【お問い合わせ】

●融資・保証料補助：新潟市商業振興課 金融係 025-226-1629

●利子補給（助成金）：新潟市障がい福祉課 025-226-1249

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/index.html>

バリアフリーに対応する施設整備をする中小企業のみなさんへ

バリアフリー推進支援資金

障がい者や高齢者を含め全ての方が、快適かつ安全な活動を確保するための施設の整備等を図るため、中小企業者を資金面から支援します。

バリアフリーに対応する施設整備をする場合

信用保証料 50%補助

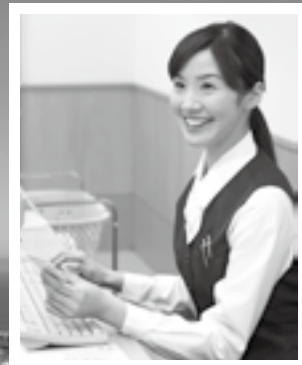
事業の概要

融資名	バリアフリー推進支援資金
要件	バリアフリーに対応する施設整備をするもの 【具体例】段差の解消, スロープ設置, 車いす対応昇降機・運搬機, 手すり設置など
信用保証料補助	50%
資金用途	設備資金
限度額	5,000万円以内
貸付利率 (年利)	【5年以内】 信保付 1.60%, その他 2.10% 【5年超】 信保付 1.80%, その他 2.30%
償還期間	1,000万円以内 10年以内 1,000万円超 15年以内 (うち据置1年以内)

【お問い合わせ】

新潟市商業振興課 金融係 025-226-1629
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/index.html>



新潟で働こう!



企業ガイドブックにいがた

2015

NIIGATA CITY



TOPページは
こちらから▲

この新潟で新たな第一歩を踏みだし、新潟の未来を担う一員となってください。

特集 ～先輩・人事担当者からのメッセージ～

先輩から ▶▶▶ この企業に決めた!

▶▶▶ 職場の雰囲気はこんな感じ♪

人事から ▶▶▶ こんな人を求めています!



Uターン・Iターンなど

- ▶ 株式会社 ウオロク
- ▶ 株式会社 小林組
- ▶ 社会福祉法人 桜井の里福祉会
- ▶ 藤田金属 株式会社
- ▶ 株式会社 熊谷
- ▶ コンピューtron 株式会社 新潟支店
- ▶ 新潟名鉄 株式会社

地 元

- ▶ 社会福祉法人 いじみの福祉会
- ▶ 株式会社 キャリアステーション
- ▶ 株式会社 田中組
- ▶ 新潟県信用保証協会
- ▶ 社会福祉法人 新潟南福祉会
- ▶ 有限会社 ホテル摩周
- ▶ ONE&PEACE 株式会社
- ▶ 神山物産 株式会社
- ▶ 株式会社 サンウッドビーピー
- ▶ 東北電力 株式会社
- ▶ 新潟プレハブ工業 株式会社
- ▶ 株式会社 はあとふるあたご
- ▶ 有限会社 みやけ食品 新潟営業所

特集ページは
こちらから▼





建設業		Construction	
 株式会社 イシカワ 新潟市秋葉区大蔵738-1 TEL0250-22-2000 FAX0250-22-0901		 かいたに工業株式会社 新潟市中央区東堀前通9番町1388 TEL025-229-1211 FAX025-229-1215	
 株式会社 小林組 阿賀野市曾郷302 TEL0250-67-2341 FAX0250-67-2700		 コバヤシ 新潟市中央区下大川前通四ノ町2185 TEL025-222-5121 FAX025-229-5621	
 株式会社 砂井 新潟市南区上八枚144 TEL025-371-5161 FAX025-371-5163		 SATO 株式会社 佐藤重機建設 北蒲原郡聖籠町藤寄2888 TEL0254-27-5721 FAX0254-27-3704	
 積和建設新潟株式会社 新潟市中央区山二ツ4-9-38 TEL025-286-7151 FAX025-286-7153		 株式会社 たかた 新潟市中央区八千代2-2-1 TEL025-245-4321 FAX025-241-5321	
 高橋土建 株式会社 胎内市関沢37-1 TEL0254-43-3078 FAX0254-43-5469		 株式会社 達建設 新潟市東区太平3-4-9 TEL025-273-9155 FAX025-273-9025	
 株式会社 田中組 新潟市中央区白山浦1-396 TEL025-266-1181 FAX025-266-1186		 株式会社 ナカムラ 新潟市中央区米山4-6-12 TEL025-241-7121 FAX025-241-7128	
 株式会社 新潟藤田組 新潟市中央区白山浦2-645-1 TEL025-266-1166 FAX025-231-2113		 新潟レイパワ工業株式会社 新潟市中央区笹口2-29 TEL025-247-7117 FAX025-246-4080	
 株式会社 皆川組 新潟市北区名目所2-1504 TEL025-259-2020 FAX025-259-2270		 株式会社 村尾技建 新潟市中央区女池南2-4-17 TEL025-284-6100 FAX025-283-0368	
 株式会社 山下技建 新潟市北区内沼426 TEL025-388-2568 FAX025-387-5660			

製造業		Manufacturing	
株式会社 アドヴァンス 新潟市中央区川岸町3-17-22 TEL025-233-4136 FAX025-233-4156		 株式会社熊谷 新潟市中央区東大通2-3-10 TEL025-244-5161 FAX025-243-0512	
 株式会社 第一印刷所 新潟市中央区和合町2-4-18 第一和合ビル TEL025-382-1616 FAX025-382-7415		 タンレイ工業株式会社 新発田市佐々木2928-1 TEL0254-27-4707 FAX0254-27-3593	
 株式会社 日立産機中条エンジニアリング 胎内市富岡46-1 TEL0254-46-5561 FAX0254-46-3885		株式会社 ナカシヨク 新発田市日渡170 TEL0254-27-2200 FAX0254-27-5155	
新潟ダイヤモンド電子 株式会社 燕市吉田鴻巣65-4 TEL0256-92-5101 FAX0256-92-5103		株式会社 新潟パンチング 五泉市寺沢3-1-50 TEL0250-42-2034 FAX0250-41-1132	
日軽新潟 株式会社 新潟市北区太郎代1572-19 TEL025-255-3141 FAX025-255-3064		 株式会社 堀川 聖籠町位守町160-19 TEL025-256-4321 FAX025-256-2557	
 みやけ食品 新潟市江南区亀田大月3-8-3 TEL025-382-5138 FAX025-382-6445		 株式会社 リリー 新潟市東区豊3-3-48 TEL025-273-1166 FAX025-273-1169	

> 卸・小売業

Wholesale & Retail Trade

<p>株式会社  ウツロク</p> <p>新潟市中央区鏡2-14-13 TEL025-246-6126 FAX025-248-5411</p> 	<p> 神山物産株式会社</p> <p>新潟市西区流通センター3-3-2 TEL025-260-4101 FAX025-260-4102</p> 
<p>五泉三菱自動車販売 株式会社</p> <p>五泉市太田字柳仲987-1 TEL0250-41-1111 FAX0250-41-1166</p> 	<p> 株式会社 サンウッドビーピー</p> <p>新潟市中央区高美町3-17 TEL025-285-3799 FAX025-285-3747</p> 
<p> 清水商事 株式会社</p> <p>新潟市中央区堀之内55-1 TEL025-241-7240 FAX025-241-7195</p> 	<p> 昭栄産業 株式会社</p> <p>新潟市中央区鏡西2-29-12 TEL025-241-6211 FAX025-241-6217</p> 
<p>昭和電機産業 株式会社</p> <p>長野市三輪荒屋1154 TEL026-243-0146 FAX026-243-5150</p> 	<p> 株式会社 高助</p> <p>新潟市中央区礎町通四ノ町2100 TEL025-222-7161 FAX025-222-7160</p> 
<p>株式会社 田中石油</p> <p>新潟市中央区山ニツ3丁目33-11 TEL025-286-6151 FAX025-286-7621</p> 	<p> 新潟サンリン株式会社</p> <p>新潟市中央区東出来島11-18 TEL025-285-2130 FAX025-285-5330</p> 
<p>新潟日産自動車株式会社</p> <p>新潟市東区榎町75 TEL025-273-3171 FAX025-275-5225</p> 	<p> 藤田金属株式会社</p> <p>新潟市中央区八千代1-7-20 TEL025-245-6666 FAX025-241-6274</p> 
<p> 株式会社 山下家具店</p> <p>新潟市中央区古町通五番町615 TEL025-223-6121 FAX025-228-7570</p> 	<p> 山津水産 株式会社</p> <p>新潟市江南区茗荷谷711 TEL025-257-6630 FAX025-257-6748</p> 
<p> 新菱電社</p> <p>新潟市西区小新3699-1 TEL025-264-1600 FAX025-264-1636</p> 	<p> ONE&PEACE</p> <p>新潟市南区大通黄金3-1-26 TEL025-362-0330 FAX025-362-0321</p> 

> 金融・保険業

Financing & Insurance

<p>株式会社 遠藤保険サービス</p> <p>新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル6F TEL025-281-0771 FAX025-281-0770</p> 	<p> 株式会社 大光銀行</p> <p>長岡市大手通1-5-6 TEL0258-36-4111 FAX0258-37-5564</p> 
<p> 第四銀行</p> <p>新潟市中央区東堀前通七番町1071-1 TEL025-222-4111 FAX025-222-2061</p> 	<p> 新潟縣信用組合</p> <p>新潟市中央区営所通一番町302-1 TEL025-228-4111 FAX025-228-0918</p> 
<p> 新潟県信用保証協会</p> <p>新潟市中央区川岸町1-47-1 TEL025-267-1311 FAX025-267-7112</p> 	

> 運輸業

Transport

<p> 東 東部運送株式会社</p> <p>新潟市秋葉区川口580-21 TEL0250-22-4151 FAX0250-25-1560</p> 	<p>トナミ運輸信越 株式会社</p> <p>新潟市西区北場1087-1 TEL025-379-1151 FAX025-379-1200</p> 
<p> 新潟名鉄株式会社</p> <p>新潟市中央区姥ヶ山435 TEL025-287-4000 FAX025-287-3737</p> 	<p> KINKO 株式会社 リンコーコーポレーション</p> <p>新潟市中央区万代5-11-30 TEL025-245-4113 FAX025-248-4113</p> 

> 電気・ガス

Electric & Gas

<p>高野ガス 株式会社</p> <p>新潟市中央区本町通12-2780 TEL025-222-0164 FAX025-228-7020</p> 	<p>東北電力 株式会社</p> <p>新潟市中央区上大川前通5番町84 TEL025-321-5411 FAX025-222-6447</p> 
---	---

上記企業の詳しい情報は、各企業枠内の二次元コード（スマートフォン対応）により、ご覧いただけます。

> 情報・通信業

Information & Communication

<p>ALCON 株式会社 アルコン 新潟市中央区天神 1-13-5 TEL025-249-0248 FAX025-249-0212</p> 	<p>株式会社 イーエムエス新潟 新潟市中央区本町通七番町1153 新潟本町通ビル9F TEL025-223-5111 FAX025-364-0086</p> 
<p>コンピュータロン 株式会社 新潟支店 新潟市中央区笹口 1-19-24 アターナビル TEL025-247-5911 FAX025-247-6121</p> 	<p>株式会社 シアンス 新潟市中央区万代 2-3-16 TEL025-246-4666 FAX025-246-5777</p> 
<p>シーキューブ 新潟市中央区上近江 1-7-13 TEL025-290-0011 FAX025-284-3724</p> 	<p>SRC 株式会社 新潟市中央区紫竹山 6-9-17 TEL025-243-7851 FAX025-245-3400</p> 
<p>芝通アドバンス株式会社 新潟市中央区米山 4-1-31 紫竹総合ビル内 TEL025-246-4440 FAX025-246-4460</p> 	<p>株式会社 スペースアルファシステム 新潟市中央区東万代町 1-22 TEL025-244-8844 FAX025-244-8845</p> 
<p>北陸電々株式会社 新潟市中央区大島 3-1 TEL025-284-2151 FAX025-285-7355</p> 	

> サービス業

Services

<p>愛宕福祉会 新潟市北区木崎1816-5 TEL025-384-2941 FAX025-384-2942</p> 	<p>陽花苑 社会福祉法人 いじみの福祉会 新潟市岡田1746-1 TEL0254-24-1111 FAX0254-24-1221</p> 
<p>開発技建株式会社 新潟市中央区紫竹山 7-13-16 TEL025-245-7131 FAX025-245-7132</p> 	<p>株式会社 キャリアステーション 新潟市中央区上大川前通 6番町1214-2 大同生命ビル5F TEL025-229-4171 FAX025-229-4172</p> 
<p>株式会社 グリーンセキュリティサービス 阿賀野市市野山189-15 TEL0250-63-9900 FAX0250-63-1171</p> 	<p>社会福祉法人 桜井の里福祉会 西蒲原郡弥彦村大字麓3036 TEL0256-94-3939 FAX0256-94-2552</p> 
<p>信濃土地 株式会社 新潟市中央区信濃町 3-10 TEL025-231-5848 FAX025-231-9786</p> 	<p>社会福祉法人 常陽会 新潟市江南区三百地2312-3 TEL025-277-8820 FAX025-278-5801</p> 
<p>新潟県商工会連合会 新潟市中央区新光町 7-2 TEL025-283-1311 FAX025-285-1252</p> 	<p>新潟総合警備保障 株式会社 新潟市東区小金町 1-17-20 TEL025-274-1965 FAX025-270-9350</p> 
<p>社会福祉法人 新潟南福祉会 新潟市西蒲区称名825 TEL0256-86-3770 FAX0256-86-3771</p> 	<p>F&D 株式会社 日本フードリンク 新潟市中央区西堀通 3-791 TEL025-222-9799 FAX025-223-7122</p> 
<p>はあむふるあたら 新潟市中央区新島町通三ノ町2284 TEL025-228-5000 FAX025-228-4000</p> 	<p>ヒロセの介護 株式会社 ヒロセの介護 新潟市西区善久823 TEL025-377-1548 FAX025-377-1501</p> 
<p>新潟温泉 株式会社 新潟市月岡温泉654-1 TEL0254-32-2131 FAX0254-32-2230</p> 	

特集 新潟での就職のこゝろを知る!



<p>① 先輩・人事担当者からのメッセージ</p> 	<p>② 就職の心得</p> 	<p>③ お役立ち情報</p> 	<p>④ 求人情報、暮らし事情</p> 
---	--	---	---

お問い合わせ
新潟市雇用促進協議会 新潟市役所 経済・国際部雇用対策課
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 TEL (025)226-1642(直通) / FAX (025)228-1611

企業ガイドブックにいがた2015
 ホームページ
<http://www.niigata-kigyuu.com>

